

中津市障がい者プラン

～障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり～



令和6年3月

大分県 中津市

表紙絵

○作者 : 中村良子 (恵光園)

○タイトル : 「ジ・アース (The Earth) 」

はじめに

本市では、平成11年3月に「中津市障がい者福祉計画」（第3期から名称を「中津市障がい者基本計画」に変更）、平成19年3月に「中津市障がい福祉計画」、平成31年3月に「中津市障がい児福祉計画」を策定し、その後も計画の見直しを行いながら、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現を目指し、障がい福祉施策の推進に努めてまいりました。



こうした中、平成31年4月に「中津市手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、普及・啓発に取り組むとともに、毎年障がい者団体と意見交換会を実施し、問題点や課題を把握したうえで、障がい福祉施策等への反映を行ってまいりました。

また、障がいのある方の重度化や高齢化に伴う親なきあと問題の解消に向けた「中津市地域生活支援拠点等事業」の実施、行方不明事案が発生した場合の早期発見に繋げる「中津市障がい児・者 SOS ネットワーク事業」の開始など、地域の体制整備にも取り組んでいます。

この度、「中津市障がい者基本計画（第4期）」、「中津市障がい福祉計画（第7期）」、「中津市障がい児福祉計画（第3期）」の3計画を一体化し、障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、中津市の障がい者施策を総合的に推進していくため、「中津市障がい者プラン」を策定いたしました。

今後、本プランを着実に推進し、障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくりを目指して取り組んでまいりますので、市民の皆さまには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

後に、本プランの策定にあたり、ご審議いただきました中津市障害者施策推進協議会兼自立支援協議会の委員の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆さま、障がい福祉関係団体及び障害福祉サービス事業所の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和6年3月

中津市長 奥塚 正典

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 法令・制度改正等の動き	2
3. 計画の法的な位置づけ	3
4. 関連計画との関係	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の策定体制	4
7. 計画の達成状況の点検及び評価	5

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 人口動態	6
2. 障がい者手帳所持者数と対人口比の推移	8
3. 身体障がい者の状況	9
4. 知的障がい者の状況	12
5. 精神障がい者の状況	13
6. 難病患者の状況	14
7. 障がい児の就学の状況	15
8. 障がい者の雇用の状況	16

第3章 第4期障がい者基本計画（基本的な考え方）

1. 基本理念	18
2. 基本目標	19
3. 施策体系図	21

第4章 第4期障がい者基本計画（施策の展開）

1. 理解と交流	22
2. 生活支援	28
3. 保健・医療	42
4. 教育、文化芸術活動・スポーツ等	48
5. 雇用・就業、経済的自立の支援等	53
6. 生活環境	59
7. 情報アクセシビリティ	61
8. 安全・安心	65
9. 権利擁護	70

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1. 第7期障がい福祉計画の基本的理念	71
2. 第7期障がい福祉計画の成果目標設定	72
3. 障害福祉サービスの見込量	77
4. 地域生活支援事業の見込量	94
5. 第3期障がい児福祉計画の基本的理念	102
6. 第3期障がい児福祉計画の成果目標値の設定	103
7. 障害児通所支援等のサービス見込量	104

資料編

1. 令和5年度 中津市障害者施策推進協議会兼自立支援協議会委員名簿	109
------------------------------------	-----

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

我が国では、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されて以降、障がい者福祉向上のための制度改正に向けた検討が進められてきました。平成 23 年には、「障害者基本法」の改正により、障がい者の定義が見直され、障がい者の地域社会における共生や、障がいに対する差別の禁止が示されています。

また、平成 25 年 4 月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障がい者の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が義務化されました。

その後、平成 30 年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障がい者の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、「共生社会」の実現に向けた取組などが進められてきました。

令和 3 年には「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障がい者に対する差別解消の機運が高まり、令和 4 年には「障害者総合支援法」のさらなる改正が行われ、障がい者の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応など、障がい者の希望する生活を実現するためにより一層の支援の充実が求められています。

令和 5 年には、国において「障害者基本計画（第 5 次）」が策定され、障がい者本人が自分の意思で能力を最大限発揮し自己実現を可能とするための基本的な方向が示されるとともに、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づき、SDGs の達成のため、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進することとしています。

本市では、平成 31 年 3 月に障がい者施策の基本的方向性について定めた「中津市障がい者基本計画（第 3 期）」を策定し、令和 3 年 3 月に障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「中津市障がい福祉計画（第 6 期）」及び「中津市障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定しました。

このたび、上記 3 計画の計画期間の満了に合わせ、「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」の一部改正などの社会情勢の変化や障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、中津市の障がい者施策を総合的に推進していくために「中津市障がい者基本計画（第 4 期）」「中津市障がい福祉計画（第 7 期）」「中津市障がい児福祉計画（第 3 期）」の 3 計画を一体化した「中津市障がい者プラン」を策定することとしました。

2 法令・制度改正等の動き

年	国	市
H30	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(6月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①「中津市障がい者基本計画(第3期)」策定【H31～R5の5か年】
H31 (R1)	<ul style="list-style-type: none"> ①「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(6月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①「中津市手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」(4月施行) ②「中津市障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例」(10月施行) ③「重度心身障害者医療費助成制度」自動償還払い方式に移行(10月)
R2	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(4月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 など ②「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(6月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」の推進 など ③「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(12月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・電話リレーサービスの提供体制 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①「中津市障がい福祉計画(第6期)」及び「中津市障がい児福祉計画(第2期)」策定【R3～R5の3か年】
R3	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(R6.4月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け ・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化 など ②「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」(9月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①「中津市地域生活支援拠点等事業」開始(4月) ②「中津市障がい児発達支援早期利用促進事業負担給付金支給要綱」制定 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の児童発達支援等の利用にかかる負担額の補助
R4	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(5月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 ②「児童福祉法等の一部を改正する法律」(6月(一部はR6.4月)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの役割・機能の強化 など ③「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(12月(一部はR6.4月)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①「中津市医療的ケア児者非常用発電装置購入費補助金交付要綱」制定(11月施行) <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児者への非常用発電装置の購入費補助

3 計画の法的な位置づけ

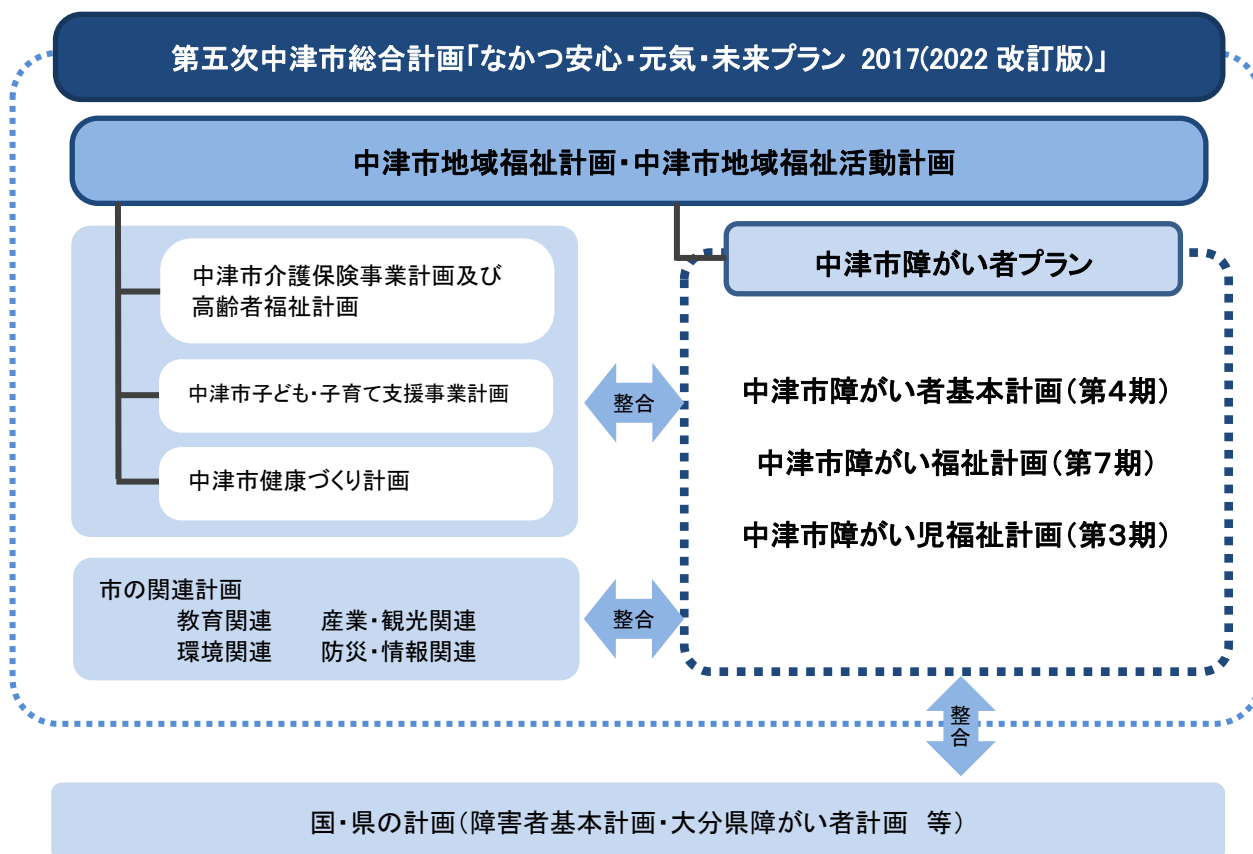
【策定の根拠法及び計画内容】

区分	中津市障がい者プラン		
	中津市障がい者基本計画 (第4期)	中津市障がい福祉計画 (第7期)	中津市障がい児福祉計画 (第3期)
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (第3期は令和5年度まで)	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (第6期は令和5年度まで)	障害児通所支援等の見込みとその確保策を定める計画 (第2期は令和5年度まで)

4 関連計画との関係

本市の上位計画である「第五次中津市総合計画『なかつ安心・元気・未来プラン 2017(2022改訂版)』」における障がい者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。また、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など関連する計画や、国・県の計画との整合を図りながら策定しています。

図表: 関連計画との関係



5 計画の期間

「中津市障がい者基本計画（第4期）」は令和6年度～令和11年度の6年間の計画とし、前半3か年を「中津市障がい福祉計画（第7期）」及び「中津市障がい児福祉計画（第3期）」、後半3か年を「中津市障がい福祉計画（第8期）」及び「中津市障がい児福祉計画（第4期）」と統合して「中津市障がい者プラン」を策定します。

図表:計画の期間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者基本計画(第3期)						障がい者基本計画(第4期)					
障がい福祉計画 (第5期)		障がい福祉計画 (第6期)		障がい福祉計画 (第7期)		障がい福祉計画 (第8期)					
障がい児福祉計画 (第1期)		障がい児福祉計画 (第2期)		障がい児福祉計画 (第3期)		障がい児福祉計画 (第4期)					

← 「中津市障がい者プラン」として統合 →

6 計画の策定体制

(1) 中津市障害者施策推進協議会兼自立支援協議会での協議

保健・医療・福祉・教育・労働の関係者のほか、各種関係団体の代表者で構成する「中津市障害者施策推進協議会兼自立支援協議会」で計画案の審議を行いました。

(2) アンケート調査

本計画の策定に先立ち、障がい者（児）の心身や日常生活の状況、障がい者施策に関する要望等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「中津市障がい者基本計画・障がい福祉計画のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

図表 アンケート調査概要

区分	内容
調査対象者	市内在住の障がい者手帳所持者及びサービス利用者 1,200 人、 18 歳未満で手帳所持者及びサービス利用者の保護者 200 人
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和 5 年 1 月 30 日から令和 5 年 2 月 10 日まで
回収状況	障がい者 有効回収数:593 件(有効回答率 49.4%) 障がい児の保護者 有効回収数:99 件(有効回答率 49.5%)

(3) 団体ヒアリング調査

令和5年11月に、障がい者やその家族の団体に対しヒアリングシートを配布し、障がい者福祉に対する意見を聴取しました。

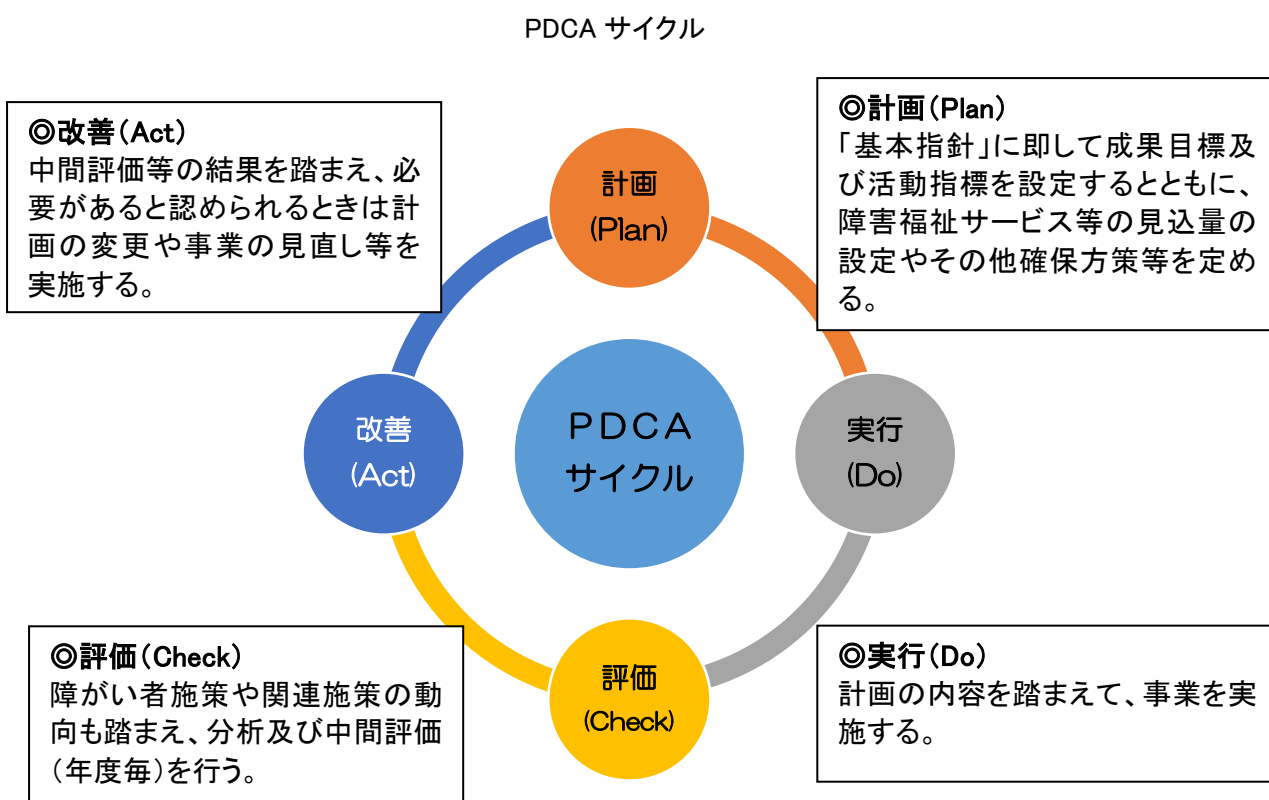
(4) パブリックコメント

令和6年1月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

7 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における成果目標及び活動指針について、その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえ、分析・評価を行い、必要があると認める場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

下記に示す「PDCAサイクル(Plan・Do・Check・Act-cycle)方式」を採用し、評価(Check)の際には、中津市障害者施策推進協議会兼自立支援協議会にて、その都度報告し、意見をいただき改善(Act)していく方針です。



第2章 障がい者を取り巻く現状

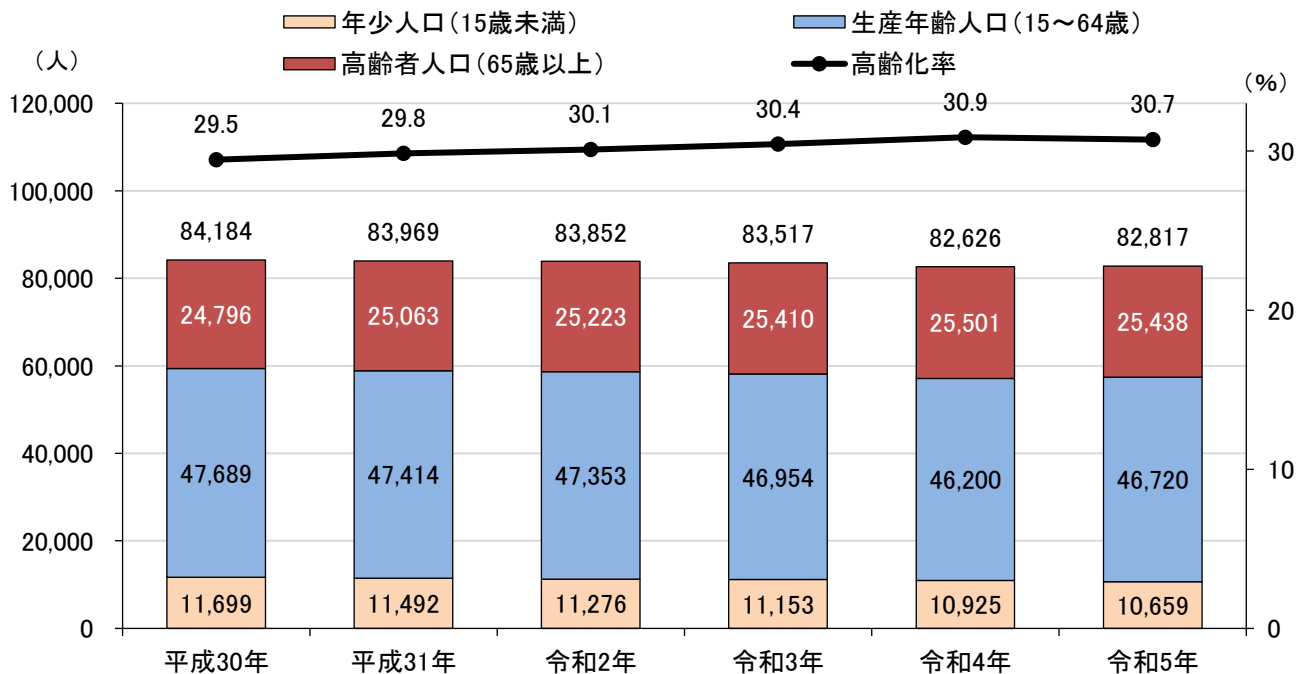
1 人口動態

(1) 総人口・高齢化率の推移

平成30年以降の本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成30年から令和5年の5年間で、1,367人減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、平成30年から令和5年にかけて、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、平成30年の29.5%から5年間で1.2ポイント上昇し、令和5年には30.7%となっています。

年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

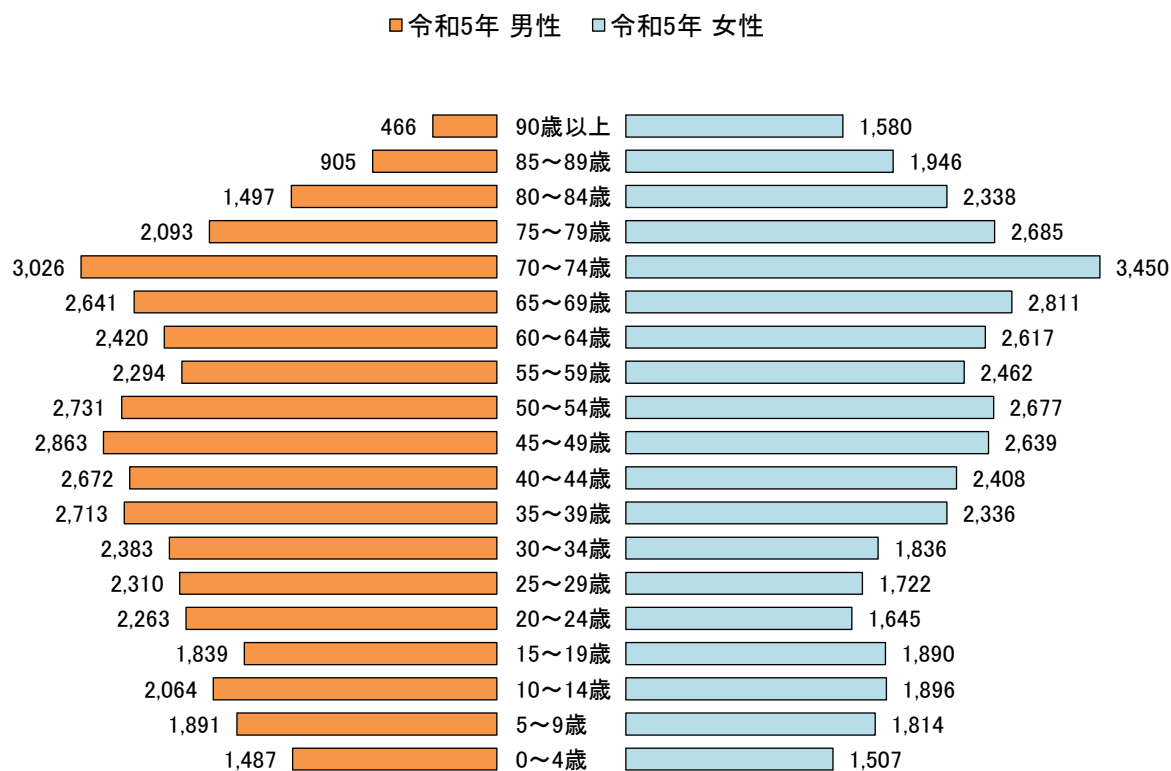


資料：中津市住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 人口構造

本市の人口は、令和5年4月1日現在、男性40,558人、女性42,259人、合計82,817人となっています。5歳階級別で見ると、70～74歳が6,476人と最も多く、次いで45～49歳の5,502人となっています。

男女別5歳階級別人口構成



総人口 82,817人 男性 40,558人 女性 42,259人

資料：中津市住民基本台帳(令和5年3月末現在)

2 障がい者手帳所持者数と対人口比の推移

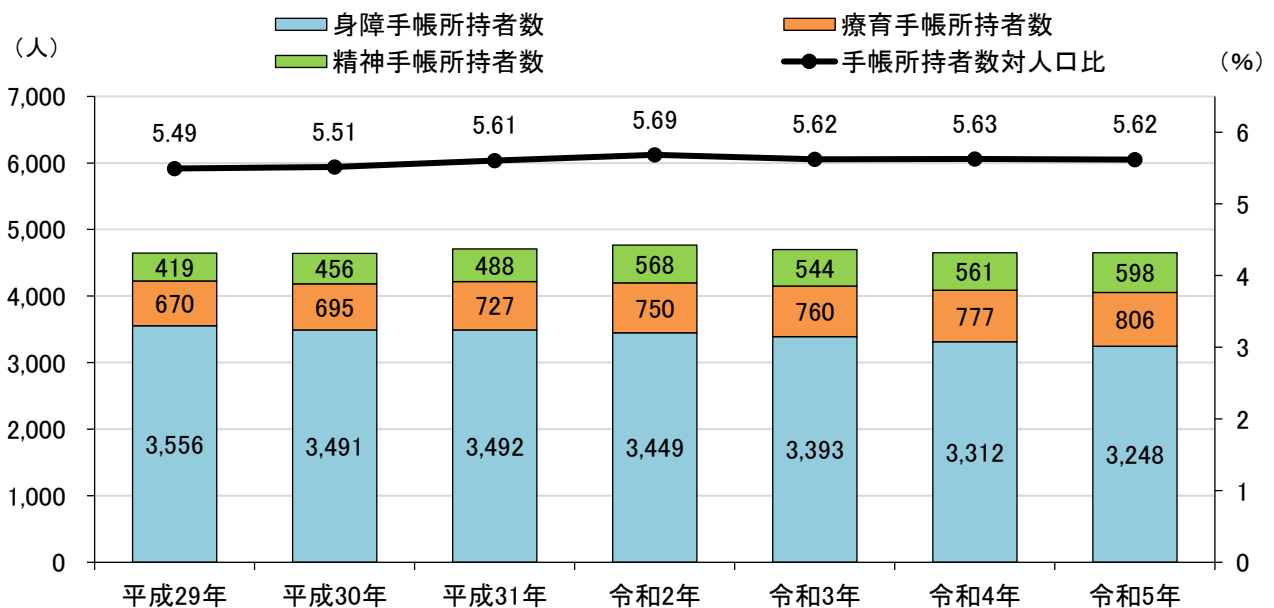
人口と障がい者手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	84,184	83,969	83,852	83,517	82,626	82,817
0歳～14歳	11,699	11,492	11,276	11,153	10,925	10,659
15歳～64歳	47,689	47,414	47,353	46,954	46,200	46,720
65歳～	24,796	25,063	25,223	25,410	25,501	25,438
身障手帳所持者数 (割合)	3,491 (4.15%)	3,492 (4.16%)	3,449 (4.11%)	3,393 (4.06%)	3,312 (4.01%)	3,248 (3.92%)
療育手帳所持者数 (割合)	695 (0.83%)	727 (0.87%)	750 (0.89%)	760 (0.91%)	777 (0.94%)	806 (0.97%)
精神手帳所持者数 (割合)	456 (0.54%)	488 (0.58%)	568 (0.68%)	544 (0.65%)	561 (0.68%)	598 (0.72%)

資料：中津市住民基本台帳、福祉行政報告例（各年3月末現在）

障がい者手帳所持者数と対人口比の推移



3 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在3,248人で、うち65歳以上が2,453人と、全体の75.5%を占めています。

障がい種別でみると、肢体不自由が1,521人(46.8%)と最も多く、次いで内部障がいの1,179人(36.3%)となっています。

等級別でみると、重度障がい者(1、2級)は1,555人で、全体の47.9%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

単位:人

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18～64歳	8	18	0	5	7	2	40
	65歳以上	54	64	4	12	16	13	163
	合計	64	82	4	17	23	15	205
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	3	0	0	0	3	6
	18～64歳	15	20	9	4	1	13	62
	65歳以上	17	31	23	49	2	110	232
	合計	32	54	32	53	3	126	300
音声・言語障がい	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18～64歳	1	0	0	9	0	0	10
	65歳以上	2	2	21	7	0	0	32
	合計	3	3	21	16	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	14	10	0	1	0	0	25
	18～64歳	104	82	53	75	62	37	413
	65歳以上	177	213	157	312	163	61	1,083
	合計	295	305	210	388	225	98	1,521
内部障がい	18歳未満	13	0	2	1	0	0	16
	18～64歳	142	5	26	47	0	0	220
	65歳以上	553	4	153	233	0	0	943
	合計	708	9	181	281	0	0	1,179
合計	18歳未満	29	14	2	2	0	3	50
	18～64歳	270	125	88	140	70	52	745
	65歳以上	803	314	358	613	181	184	2,453
	合計	1,102	453	448	755	251	239	3,248

資料: 福祉行政報告例(令和5年3月末現在)

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成31年から令和5年までの4年間で244人(7.0%)減少しています。等級別にみても、すべての等級において減少しており、特に2級の減少率が11.7%と高くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	1,145	1,159	1,131	1,109	1,102
2級	513	481	471	462	453
3級	468	470	469	454	448
4級	839	811	803	782	755
5級	264	271	266	259	251
6級	263	257	253	246	239
合計	3,492	3,449	3,393	3,312	3,248

資料:福祉行政報告例(各年3月末現在)

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種別に平成31年から令和5年までの推移をみると、内部障がいと音声・言語障がいは横ばいで推移しており、それ以外は減少傾向にあります。特に肢体不自由の減少率が11.6%と高くなっています。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

障がい種別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	221	211	214	206	205
聴覚・平衡機能障がい	320	318	306	301	300
音声・言語障がい	41	40	40	40	43
肢体不自由	1,721	1,655	1,621	1,572	1,521
内部障がい	1,189	1,225	1,212	1,193	1,179
合計	3,492	3,449	3,393	3,312	3,248

資料:福祉行政報告例(各年3月末現在)

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成31年から令和5年までの手帳所持者数の推移をみると、すべての年齢階層で減少傾向にあり、総人口に占める割合も年々低下している状況です。

年齢階級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	57	53	50	50	50
18～64歳	838	830	801	774	745
65歳以上	2,597	2,566	2,542	2,488	2,453
合計	3,492	3,449	3,393	3,312	3,248
総人口に占める割合(%)	4.16	4.11	4.06	4.01	3.92

資料:福祉行政報告例(各年3月末現在)

4 知的障がい者の状況

(1) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和5年3月末現在806人で、重度のA判定が266人、軽度のB判定が540人となっています。平成31年から令和5年までの推移をみると、A判定は横ばい、B判定は73人（15.6%）の増加となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

単位:人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	260	258	263	265	266
B判定	467	492	497	512	540
合計	727	750	760	777	806

資料:福祉行政報告例(各年3月末現在)

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成31年から令和5年までの療育手帳所持者数の推移をみると、18歳未満、18歳以上のどちらにおいても増加傾向にあり、総人口に占める割合も上昇傾向にあります。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

単位:人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	138	142	135	146	161
18歳以上	589	608	625	631	645
合計	727	750	760	777	806
総人口に占める割合(%)	0.87	0.89	0.91	0.94	0.97

資料:福祉行政報告例(各年3月末現在)

5 精神障がい者の状況

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末現在598人で、等級別で見ると2級が最も多く、全体の60.2%を占めています。

平成31年から令和5年までの推移をみると、1級は減少傾向、2級と3級は増加傾向にあり、全体で見ると、110人（22.5%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	28	28	24	24	24
2級	298	359	334	338	360
3級	162	181	186	199	214
合計	488	568	544	561	598
総人口に占める割合(%)	0.58	0.68	0.65	0.68	0.72

資料：大分県こころとからだの相談支援センター（各年3月末現在）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本市の令和4年度の自立支援医療（精神）受給者数は、1,258人となっています。

自立支援医療（精神）利用者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	1,155	1,219	1,332	1,215	1,258

資料：大分県こころとからだの相談支援センター（各年3月末現在）

6 難病患者の状況

本市の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、令和5年3月末現在822人となっています。

難病患者に対する医療費助成の対象となる指定難病は平成30年4月時点で331疾病でしたが、令和元年7月に膠様滴状角膜ジストロフィー、ハッチンソン・ギルフォード症候群の2疾病、令和3年11月に脳クレアチン欠乏症候群、ホモシスチン尿症等の5疾病が加わり、合計338疾病が対象となっています。

また、平成25年4月からは、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者」（難病患者等）が、障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は130疾病が対象となっていました。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、平成27年1月に21疾病、同年7月に181疾病、平成29年4月に26疾病、平成30年4月に1疾病、令和元年7月に2疾病、さらに令和3年11月に5疾病が加わり、合計366疾病が障害福祉サービスの対象となっており、令和6年4月からは369疾病が対象となる予定です。

特定疾患医療受給者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	675	702	784	767	822

資料：大分県北部保健所(各年3月末現在)

7 障がい児の就学の状況

(1) 特別支援学校への就学状況

令和5年5月1日現在の特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

特別支援学校への就学状況

学校名	所在地	本市からの在学者数(人)			
		小学部	中学部	高等部	計
大分県立中津支援学校	中津市	42	25	29	96
大分県立宇佐支援学校	宇佐市	0	0	1	1

資料:大分県立中津支援学校、大分県立宇佐支援学校(令和5年5月1日現在)

(2) 市内の特別支援学級の状況

市内の小中学校における特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

単位:人

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
知的障がい	小学校	学級数	15	16	19	18	24
		児童数	58	67	81	87	105
	中学校	学級数	8	7	8	8	8
		児童数	26	25	32	37	36
自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	9	10	13	10	11
		児童数	23	29	50	49	53
	中学校	学級数	6	6	5	6	7
		児童数	26	31	20	30	36
肢体不自由	小学校	学級数	1	1	1	0	0
		児童数	1	1	1	0	0
	中学校	学級数	0	1	1	0	0
		児童数	0	1	1	0	0
難聴	小学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0
	中学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0

※各年5月1日現在

8 障がい者の雇用の状況

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和5年6月1日現在、中津公共職業安定所管内にある企業の障がい者の雇用状況は、全体の障がい者雇用率が2.89%、法定雇用率達成企業の割合は69.5%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況(中津公共職業安定所管内)

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成企業割合
43.5～99人	33	2,042	77.5	3.80	24	72.7%
100人～	26	7,985	212	2.65	17	65.4%
計	59	10,027	289.5	2.89	41	69.5%

資料:大分労働局(令和5年6月1日現在)

障がい者の法定雇用率達成企業割合の推移(中津公共職業安定所管内)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法定雇用率達成企業割合	61.0%	63.5%	67.2%	69.5%

資料:大分労働局(各年6月1日現在)

(2) 障害者就業・生活支援センターの利用状況等

令和4年度の障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいるの利用者は、訪問1,502人、電話2,588人となっています。

また、同センターを利用した企業等は、訪問2,583社、電話4,425社となっています。

障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいるの利用状況

単位:人・社

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者	訪問	1,369(246)	1,137(298)	1,502(374)
	電話	1,029(293)	1,427(413)	2,588(821)
企業等	訪問	1,284(324)	1,295(387)	2,583(714)
	電話	971(327)	1,932(531)	4,425(1,376)

資料:障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいる(各年度末現在)

※()内は中津市のみの数

(3) 障害者就業・生活支援センターにおける登録者・就労者の状況

令和4年度の障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいるにおける登録者数は519人、就労者数は331人となっています。

障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいるにおける登録者・就労者の状況

単位:人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数		432(98)	471(114)	519(132)
登録者数内訳	身体障がい者	66(10)	68(13)	75(14)
	知的障がい者	206(50)	227(58)	243(64)
	精神障がい者	113(23)	128(27)	148(37)
	その他	47(15)	48(16)	53(17)
新規登録者		36(9)	37(14)	51(20)
実習		26(11)	25(11)	31(10)
就労者数		288(60)	297(68)	331(76)
就労者数内訳	身体障がい者	44(5)	45(7)	48(7)
	知的障がい者	147(35)	151(39)	167(41)
	精神障がい者	70(13)	70(13)	84(19)
	その他	26(7)	31(9)	32(9)

資料:障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいる(各年度末現在)

※()内は中津市のみの数

(4) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和6年2月1日現在、中津市役所の障がい者雇用人数は42人、雇用率は2.6%であり、法定雇用率を達成しています。

市の障がい者雇用状況

部局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)	法定雇用率 (%)
中津市役所 (教育委員会を含む)	1,934	1,581	42	2.6

※令和6年2月1日現在

第3章 第4期障がい者基本計画（基本的な考え方）

1 基本理念

中津市障がい者基本計画（第3期）の基本理念は平成28年度策定の「第五次中津市総合計画」において新たな将来都市像【暮らし満足No.1のまち『中津』】が掲げられたことに伴い、新たな基本理念「障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり～暮らし満足No.1のまち『中津』をめざして～」と設定しています。

「暮らし満足No.1」を実現するために、障がい者施策の分野では、障がいがあることによって暮らしにくさを感じることがないまちづくりが求められます。

そのためには、障がいのある人すべてについて、個人の尊厳が重んじられること、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう社会的障壁を取り払うことが重要です。

本市が取り組んできた「暮らし満足No.1」の取り組みや、国の「障害者基本計画」の基本原則である「地域社会における共生」は、これまでの基本理念と合致することから、中津市障がい者基本計画（第4期）においても、前計画の基本理念を踏襲します。

障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり ～暮らし満足 No.1 のまち「中津」をめざして～

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の9つの基本目標を設定します。

(1) 理解と交流

障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性が認められ、差異と多様性が尊重される共生社会の実現のためには、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

障がいに対して正しく理解し、お互いに認め、支え合う社会を市民との協働で作り上げていくため、幅広い市民参加による啓発活動をより一層推進します。

(2) 生活支援

障がいのある人が地域で自立した生活を継続して営むために、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、不安や悩みを解消するための相談支援体制を確立し、安心して地域の中で生活できる社会づくりを目指します。

(3) 保健・医療

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査を実施し、心と身体の健康づくりを促進するとともに、障がいのある人が必要な医療を受けられるよう経済的な負担の軽減に努めます。

(4) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動・スポーツ文化活動等を通じた心身の健康づくり、社会参加と交流の促進を図ります。

(5) 雇用・就業、経済的自立の支援等

就労することで収入を得ることは、地域で自立した生活を営むだけにとどまらず、生きがいにつながり、生活の質の向上においても重要です。

一人ひとりの意思や能力に応じた就労の場の確保に加え、障がい者就労施設等での福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、事業所や学校、福祉施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制を図ります。

(6) 生活環境

障がいのある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために生活環境についてバリアフリー化を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

(7) 情報アクセシビリティ

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るうえで、障がいがない人と同様に情報が取得できるよう障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるように努めます。

(8) 安全・安心

障がいのある人に対する犯罪や、災害等の発生に対する避難誘導、救出・救護などの防犯・防災対策に努めます。

(9) 権利擁護

障がいの有無に関わらず住民がお互いに尊重し合える社会を目指し、障がいのある人の権利を守る取り組みとして、成年後見制度の利用を促進し、障がいのある人が安心して暮らせる体制をつくります。

3 施策体系図

障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり
～暮らし満足 No.1 のまち「中津」をめざして～

基本目標Ⅰ 理解と交流

- (1) 障がい者への理解と差別解消の促進
- (2) 地域住民等との交流の促進

基本目標Ⅱ 生活支援

- (1) 利用者本位の生活支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 障がい児支援・療育の充実

基本目標Ⅲ 保健・医療

- (1) 医療・リハビリテーションの充実と障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- (2) 精神保健対策の充実

基本目標Ⅳ 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

基本目標Ⅴ 雇用・就業、経済的自立の支援等

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 障がい者のための総合的な就労支援
- (3) 経済的自立の支援

基本目標Ⅵ 生活環境

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

基本目標Ⅶ 情報アクセシビリティ

- (1) 情報収集・提供の充実
- (2) コミュニケーション支援の充実

基本目標Ⅷ 安全・安心

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

基本目標Ⅸ 権利擁護

- (1) 権利擁護の推進

第4章 第4期障がい者基本計画（施策の展開）

1 理解と交流

(1) 障がい者への理解と差別解消の促進

①市報・パンフレット等による啓発・広報活動の充実

【現状と課題】

団体ヒアリング調査では、『知的障がいのこどもを連れて外に出ると、「順番が待てない」「大きな声を出す」など、「周囲の視線が痛い」という辛い思いをする保護者が多く、障がい特性を市民の一人でも多くの人に理解してもらいたい』との意見がありました。

本市では、国、県などの啓発パンフレットを有効的に活用するとともに、障がいの種別に応じた特性や周囲ができる支援などをまとめたパンフレットを市役所や関係機関に設置しました。

また、市報なかつにて、毎月「ワンポイント手話」を掲載しており、そのテーマに合わせた手話動画をYouTubeで配信し、聴覚障がいに対する理解促進と手話の普及に努めるとともに、毎年12/1号では「障がい者週間（12月3日～12月9日）」の周知と合わせて、障がいのある人についての理解周知を行っています。

令和6年4月より、民間事業者の合理的配慮が義務化されることから、より一層の周知が必要と考えます。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市報なかつ掲載内容	コミュニケーション 条例	合理的配慮・差別 解消法	ヘルプマーク・カ ード	視覚障がい者の 理解

【今後の取り組み】

今後も市報なかつ等を活用し、継続して啓発・広報活動を行い、障がい者理解の促進を図ります。

②人権教育・福祉教育の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がいのある人への市民の理解を深めるためには「学校における福祉教育の充実」を必要とする割合が高くなっています（図1参照）。

幼い頃から人権や福祉に関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、小学校における障がいのある人との交流の機会を設けるとともに、小中学校にて年間を通じて人権学習を実施するなど、障がいに対する理解を深める取り組みを行っています。

また、中津市子ども・事務所向け手話教室開催事業において、放課後中津こども教室等で手話教室を開催し、こどもたちに聴覚障がい者への理解を深めることができました。

事業実績

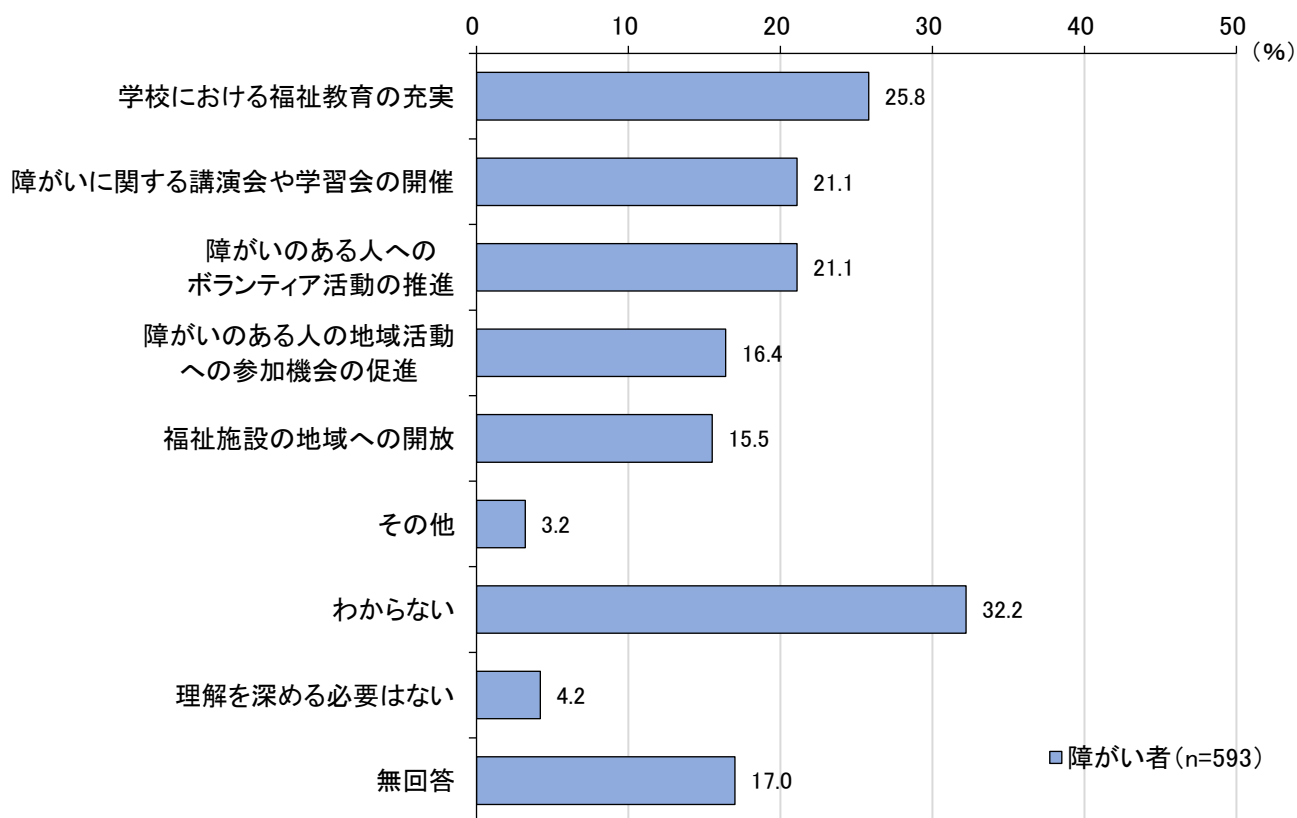
内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども手話教室 開催箇所数(講座数)	3か所(10講座)	2か所(7講座)	2か所(5講座)	1か所(4講座)

【今後の取り組み】

学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めるために、今後も継続して障がいのある人との交流の機会の確保を行っていくとともに、人権学習についても学年に応じて理解しやすいテーマと内容で取り組みます。

また、若年層に対して、聴覚障がい者等のコミュニケーション方法や生活面での支援についての理解と認識を深め、手話を身近に感じてもらうために、多くの地域で子ども手話教室を開催できるよう努めます。

図1 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと思うこと



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

③地域等での人権学習会の実施

【現状と課題】

障がいのある人への理解を深めるとともに差別の解消を図る取り組みとして、企業や地域において人権学習会を開催しています。

また、中津市子ども・事業所向け手話教室開催事業において、市内の医療機関や地域のネットワーク協議会で手話教室を開催することができ、聴覚障がい者への理解を深めることができました。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がいに関する人権研修会開催回数	14回	1回	4回	28回
事業所向け手話教室開催箇所数(講座数)	—	3か所(3講座)	1か所(1講座)	1か所(1講座)

【今後の取り組み】

今後も継続して企業や地域に対して人権学習会を開催するとともに、多くの企業や地域団体に事業所向け手話教室を利用してもらえるよう普及に努めます。

④障がい者差別解消の推進

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある人は、40歳未満の障がい者では6割以上、障がい児の保護者では全体の5割以上の人から「ある」「少しある」の回答があり、生活の様々な場面で差別や偏見を感じる人は少なくないことが分かりました(図2参照)。

国の基本指針に基づき、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、国や県と連携し、障がいのある人への差別解消に関する啓発に努める必要があります。

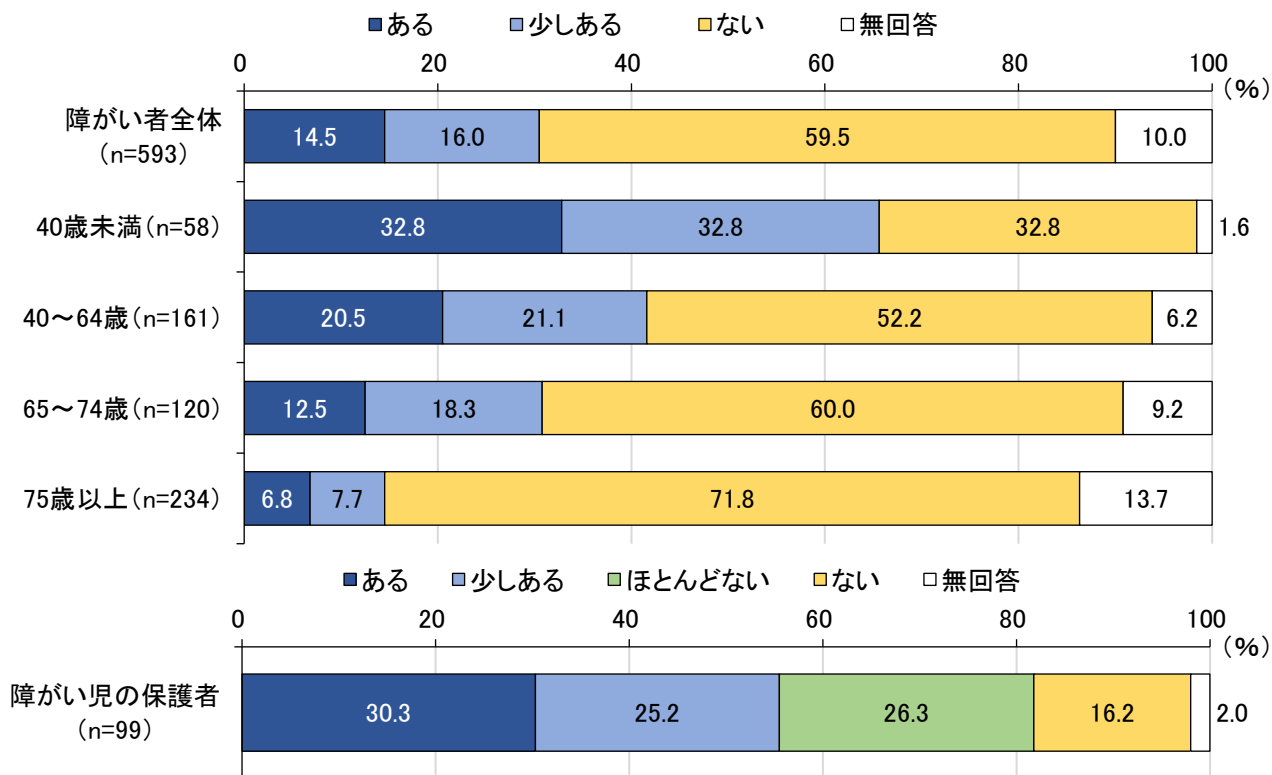
本市では、福祉支援課窓口をはじめとした関係機関に合理的配慮の提供や差別的取扱いの禁止に関するパンフレットを設置し、障がい者差別について啓発を行いました。

また、市役所の新入職員を対象とした障害者差別解消法の研修を実施するとともに、市民からの希望があれば「ふれあい出前講座」で障がいのある人に対する差別解消と合理的配慮について説明するなど、研修活動や啓発活動も行っています。

【今後の取り組み】

障がい者差別の解消に向けて、広報及び啓発・研修活動を今後も継続して実施していきます。

図2 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか



資料: 中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

⑤ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

【現状と課題】

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」と、困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない人が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」があります。

本市では、市ホームページで周知するとともに、毎年 YouTube での動画配信で「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の広報を行っています。

【今後の取り組み】

今後も継続して、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を周知し、より多くの人に理解してもらうことで、思いやりのある行動や配慮してもらうよう広報に努めます。

(2) 地域住民等との交流の促進

①啓発イベントと交流の充実

【現状と課題】

本市では、共生社会の実現及び社会参加の促進を目的とした「共生社会レクリエーション事業（ユニバーサル・ポタリング大会）」を毎年実施し、関係団体や高校生ボランティア等と連携することにより、障がいのある人の地域活動への参加を促進しています。

令和2年度はコロナ禍で開催できませんでしたが、令和3年度、令和4年度は規模を縮小して開催しました。障がいのある人もない人も一緒に参加することで、障がい者理解や社会参加を促進することができました。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ユニバーサル・ポタリング大会 参加者数	65人	新型コロナウイルス感染予防のため中止	26人 (縮小開催)	24人 (縮小開催)

【今後の取り組み】

今後も継続してユニバーサル・ポタリング大会を開催し、関係団体やボランティア等と連携し、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

②地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、地域生活について共に考える機会を増やす必要があります。

しかし、少子高齢化の進展や個人のライフスタイルの多様化等により、市民の地域への関心や市民同士のつながりが希薄化している現状があります。

本市では、障がいのある人の地域生活支援を推進することを目的として「地域活動支援センター事業」を実施しており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会供与を行っています。具体的な活動としては、地域のボランティアグループと一緒に農業体験を行うなど、障がいのある人の社会参加や地域住民の障がい者理解の促進を図ることができました。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域活動支援センター事業 登録者数/延べ利用件数	83人/1,629件	41人/838件	25人/960件	21人/1,389件

【今後の取り組み】

継続して「地域活動支援センター事業」を活用しながら、障がいのある人に対する理解を促進し、居場所や交流の場を活性化できるよう努めます。

③ボランティア活動の促進

【現状と課題】

中津市社会福祉協議会では、市民のボランティア活動への理解・関心を深めるとともに、活動の育成と援助を行い、様々な活動団体とのネットワークを広げることにより、市民参画によるボランティア・市民活動の推進を図ることを目的に「中津市ボランティア・市民活動センター」を設置しています。

具体的な活動としては、市内の小学校において、障がいのある人との交流や障がいの疑似体験をする「わいわい福祉ひろば」、春・夏のボランティア体験、ボランティア活動者が交流できるボランティアカフェ、年6回のボランティア情報誌の発行などを行っており、それらの活動に対して市から補助することで、ボランティア活動の促進に繋げています。

事業実績

区分	令和4年度
団体ボランティア 団体数/登録者数	141 団体/3,262 人
個人ボランティア数	383 人

【今後の取り組み】

「中津市ボランティア・市民活動センター」の活動に対して支援を行い、ボランティア活動の普及・拡大を図ります。

2 生活支援

(1) 利用者本位の生活支援体制の充実

① 相談支援体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこととして、「困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備」の割合が、障がい者では46.7%、障がい児の保護者では44.4%と高くなっており（図3参照）、地域での相談支援体制の充実が必要不可欠なものとなっています。

近年、児童に関する相談対応や、精神障がい者に関する相談支援が増加傾向にあり、一人あたりの対応時間も増加しています。適切に障害福祉サービスや必要な支援に繋がるよう「中津市障がい者等基幹相談支援センター」を核として、相談対応や地域の相談支援専門員によるサポートなど、個々のケースに対応した相談支援体制の充実に努めています。

また、複合的な課題の顕著化が進んでおり、障がい福祉分野だけでは対応できないケースが増えていることを踏まえ、令和4年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、属性を問わない相談支援に取り組むとともに、市役所関係課と中津市社会福祉協議会で毎月支援連携会議を開催し、相談支援体制の充実に努めています。

事業実績

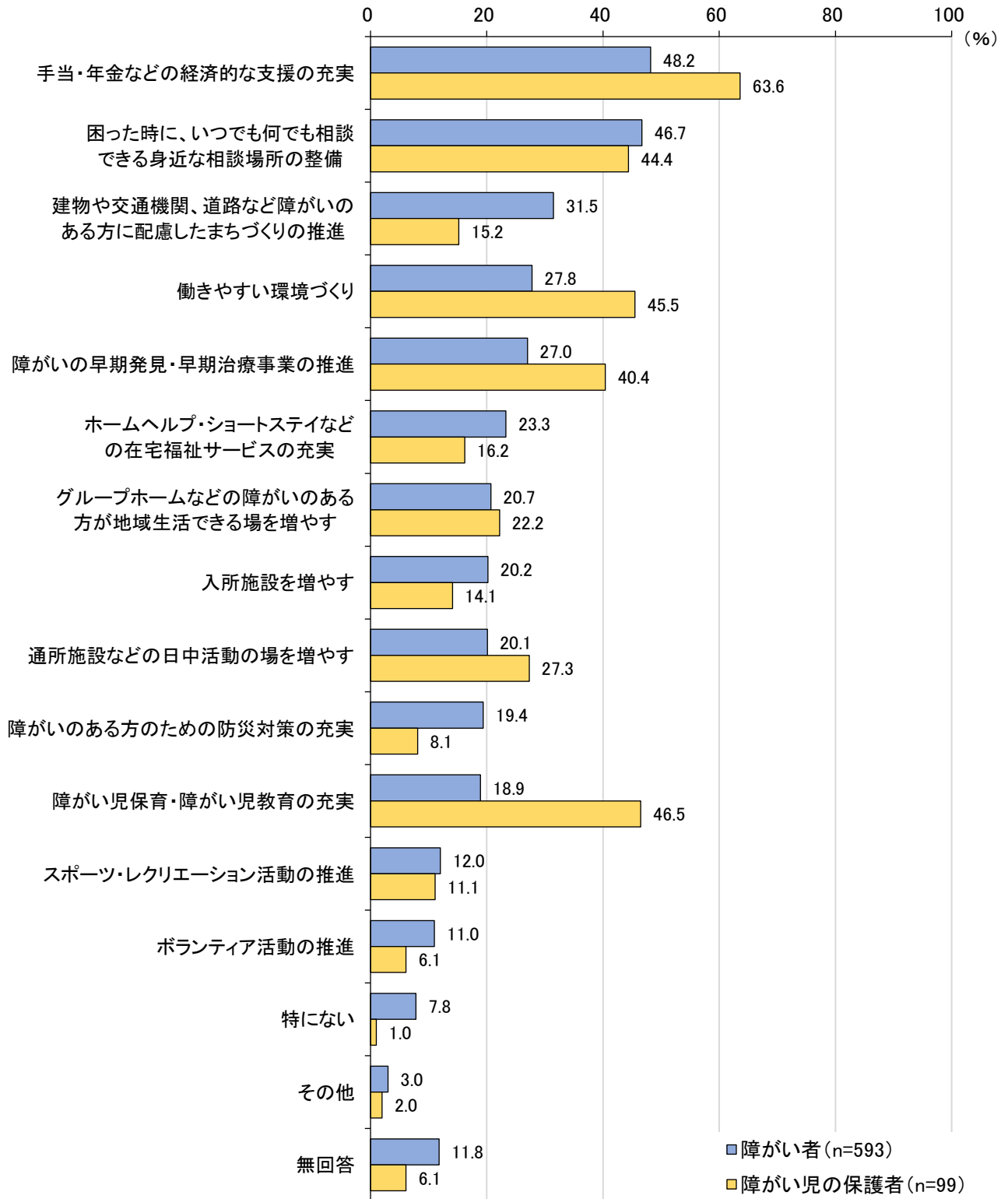
内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基幹相談対応 件数/実人数	3,832件/302人	3,518件/323人	3,964件/320人	3,171件/268人	4,245件/273人

【今後の取り組み】

障害福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び重層的支援体制整備事業の推進により、相談支援体制の充実に努めます。

また、中津市障害者自立支援協議会にて、中津市障がい者等基幹相談支援センターの実績評価を行うことにより、中立・公平性の確保や事業の質の向上を図ります。

図3 障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

②障がい者ケアマネジメント体制の充実

【現状と課題】

中津市障害者自立支援協議会の専門部会として「相談支援部会」を設置し、個別ケースの検討などを通して相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、「中津市障がい者等基幹相談支援センター」の主催で、年6回の相談支援連絡会を開催し、地域の相談支援事業者の人材育成の支援と関係機関との連携強化を図っています。

また、障害福祉サービス利用者が65歳以上の高齢者となり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、スムーズな介護保険サービスへの移行となるよう、早い段階から障がいのある人やその家族への制度説明を行い、ケアマネージャーと連携して、適切に支給決定を行っています。

複雑多様化したケースにも対応したケアマネジメントができるよう、引き続き相談支援専門員の質の向上や関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

【今後の取り組み】

単なる障害福祉サービスの提供だけにとどまらず、障がいのある人のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、ケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実を図ります。

③「中津市障害者自立支援協議会」を核とした関係機関の連携の強化

【現状と課題】

本市では、年2回「中津市障害者自立支援協議会」を開催しており、地域が抱えている課題等を各専門部会から提起し、課題解決に向けた協議や資源の検討等を行うスキームとなっています。

障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、中津市障害者自立支援協議会や各専門部会をはじめ、地域の関係機関のネットワーク強化を図る必要があります。

【今後の取り組み】

中津市障害者自立支援協議会が地域の社会資源をつなぐネットワークの核となり、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通じて、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化、さらには地域資源の開発を促進します。

(2) 福祉サービスの充実

①介護給付体制の充実

【現状と課題】

重度障がい者が地域で生活を行っていく中で、訪問系サービスのうち、特に重度訪問介護の利用者や利用時間が年々伸びている状況にあります。訪問系サービスの利用希望者の状況を把握し、その人に合った必要量を支給決定していますが、サービスを提供できる事業所や人材不足が課題となっています。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問系サービス 利用時間/月 (各年度3月実績)	1,647 時間/月	1,787 時間/月	2,154 時間/月	2,534 時間/月

【今後の取り組み】

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保に努めるとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な人など、多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

②移動支援等の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。

アンケート調査結果では、外出する時に困ることで、「公共交通機関が少ない(ない)」の回答が30.1%と高く、利用できる地域公共交通の確保や充実が課題となっています(図4参照)。

本市では、重度障がい者の社会参加を積極的に進めるため、タクシー利用券の交付を行っています。

また、肢体不自由や知的障がいなど、単身では外出できない人への外出支援として「移動支援事業」を行っており、今後も同行援護や行動援護など移動支援を目的とした障害福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

他にも、足元に不安のある人や車の乗り降りが辛くなってきた人への移動支援として、福祉車両のカーシェアリング事業を民間事業者と連携して実施しています。

事業実績

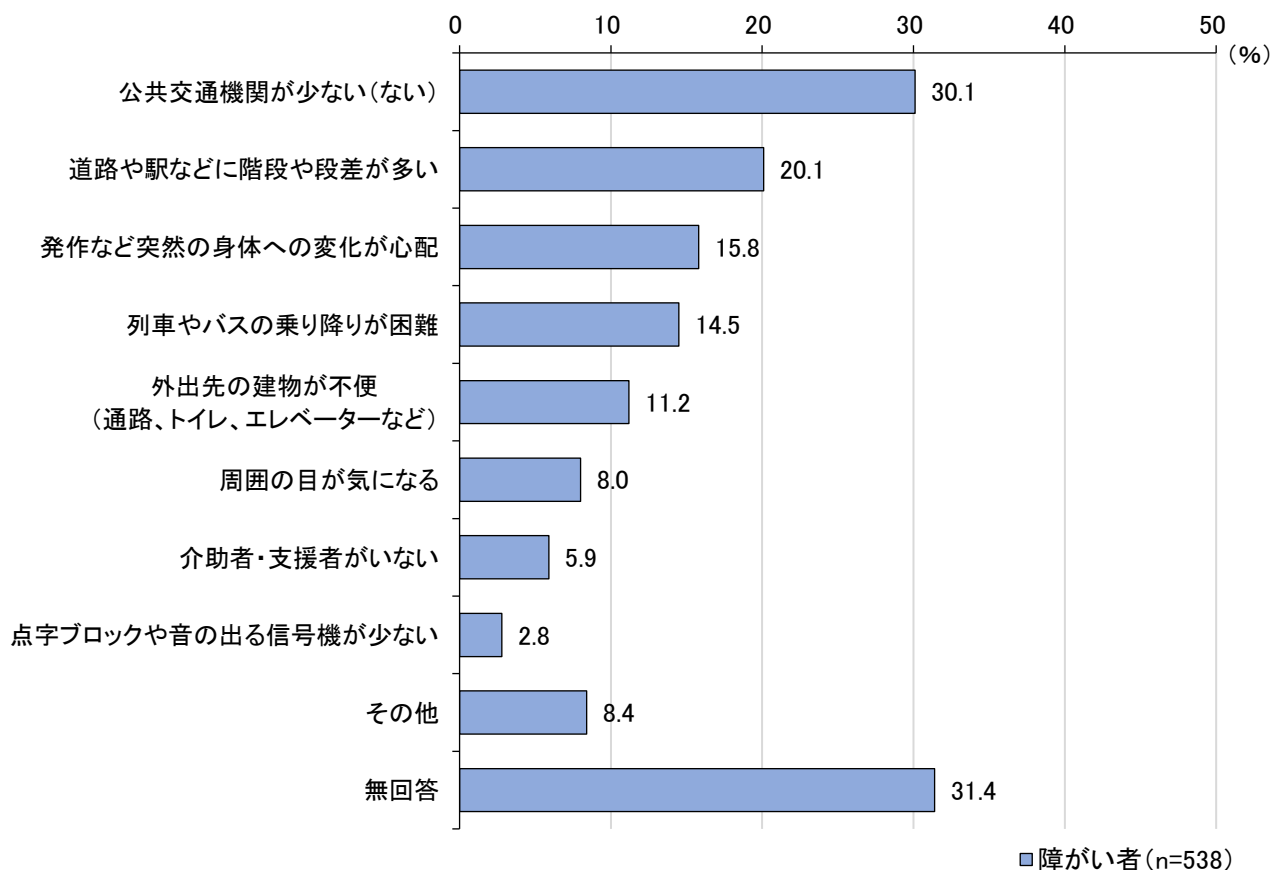
内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
タクシー券交付者数	162 人	167 人	169 人	154 人

【今後の取り組み】

障がいのある人の社会参加を積極的に進めるため、外出時における移動支援については、必要とされる人が適切に利用できるよう、引き続き、「移動支援事業」や「同行援護、行動援護などの障害福祉サービス」の充実と必要なサービス量の確保に努めます。

また、重度障がい者の移動手段の確保として、中津市安心おでかけタクシー事業によるタクシー料金の助成を継続するとともに、その周知に努め、利用率の向上を図ります。

図4 外出する上で困ること



資料: 中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

③日常生活用具の給付・補装具費の支給

【現状と課題】

障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう、障がいの種別や程度に応じて用具の給付を行う「日常生活用具給付事業」や、義足や車いすなど、身体障がい者の身体機能を補完するための「補装具費支給制度」があり、経済的な負担の軽減を図っています。

日常生活用具給付事業については、令和2年度に日常生活用具の対象品目に「暗所視支援眼鏡」を追加し、視覚障がい者の日常生活の不便解消を図りました。

【今後の取り組み】

補装具費の支給や日常生活用具の給付を行い、経済的な負担を軽減することで日常生活を支援します。

また、必要な人が適切に利用できるよう、給付対象・基準の見直しや申請方法の周知、相談の充実を図ります。

④地域生活支援拠点等の機能強化

【現状と課題】

団体ヒアリング調査では、「保護者の高齢化に伴う親なきあと問題が重要課題」「親きょうだいが年を取り亡くなってしまった後も、安心して地域で暮らせるようにしてほしい」との意見がありました。

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

本市では、令和3年4月より実施することとなりましたが、緊急時に受け入れができる短期入所の提供体制の確保や「親なきあと」を見据えたグループホームの体験利用の促進、緊急対応が必要な対象者の把握など、様々な課題に取り組んでいく必要があります。

【今後の取り組み】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためにも、「中津市障害者自立支援協議会」を活用して、地域の課題解決に向けて取り組みます。

⑤入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

【現状と課題】

障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められています。

精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後のさまざまなトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の相談対応など、在宅生活を地域で総合的に支える仕組みの構築が必要です。

本市では、地域移行・地域定着支援担当者会議を毎年開催し、事例検討や地域の体制づくり等について協議を行っています。

【今後の取り組み】

引き続き、自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、関係機関と協議していくとともに、必要に応じてグループホーム等、居住の場の提供支援に努めます。

⑥難病患者に対する支援体制の充実

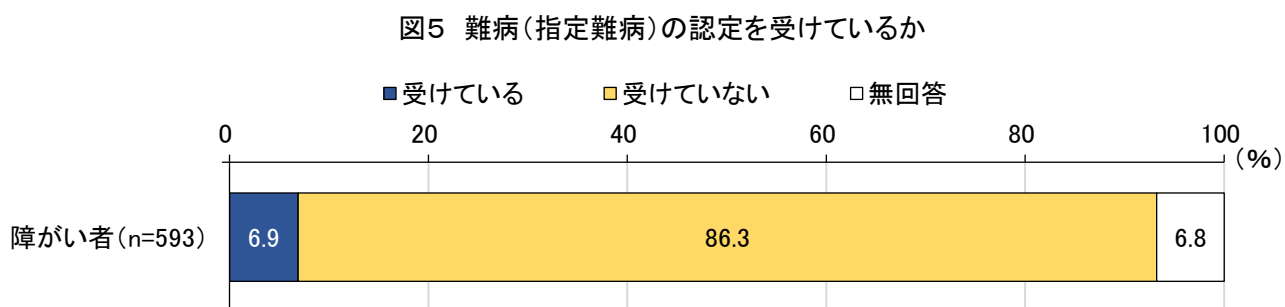
【現状と課題】

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい者等に「難病患者等」が加わり、障害福祉サービス等の対象となりました。令和 6 年 4 月からは、対象となる疾病が 369 に拡大されることから、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

アンケート調査結果では、障がい者の 6.9%が難病認定を受けています（図 5 参照）。

【今後の取り組み】

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、地域で生活する難病患者の日常生活における相談や障害福祉サービス等の支援体制の充実に努めます。



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

(3) 障がい児支援・療育の充実

①相談支援体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、こどもが地域で生活するために必要なことについては、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」と「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」の割合がともに58.6%と最も高くなっています（図6参照）。

発達に課題のあるこどもやその家族の多くは、様々な不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れ等から、余裕のない追い詰められた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況をなくするためには身近な地域で相談できる体制を整備していく必要があります。

本市には、2か所の児童発達支援センターがあり、未就学児に対する療育支援だけでなく、障がい児やその家族への相談支援など、地域における中核的な機関として、関係機関と連携しながら必要な支援を行っています。

また、乳幼児健診時の相談やこどもの発達相談会、就学相談など、乳幼児とその保護者を対象とした相談体制の充実を図っており、乳幼児健診や発達相談会などで発達の遅れが確認出来た際は、関係機関と連携し、福祉サービスの申請案内や必要な支援に繋いでいます。

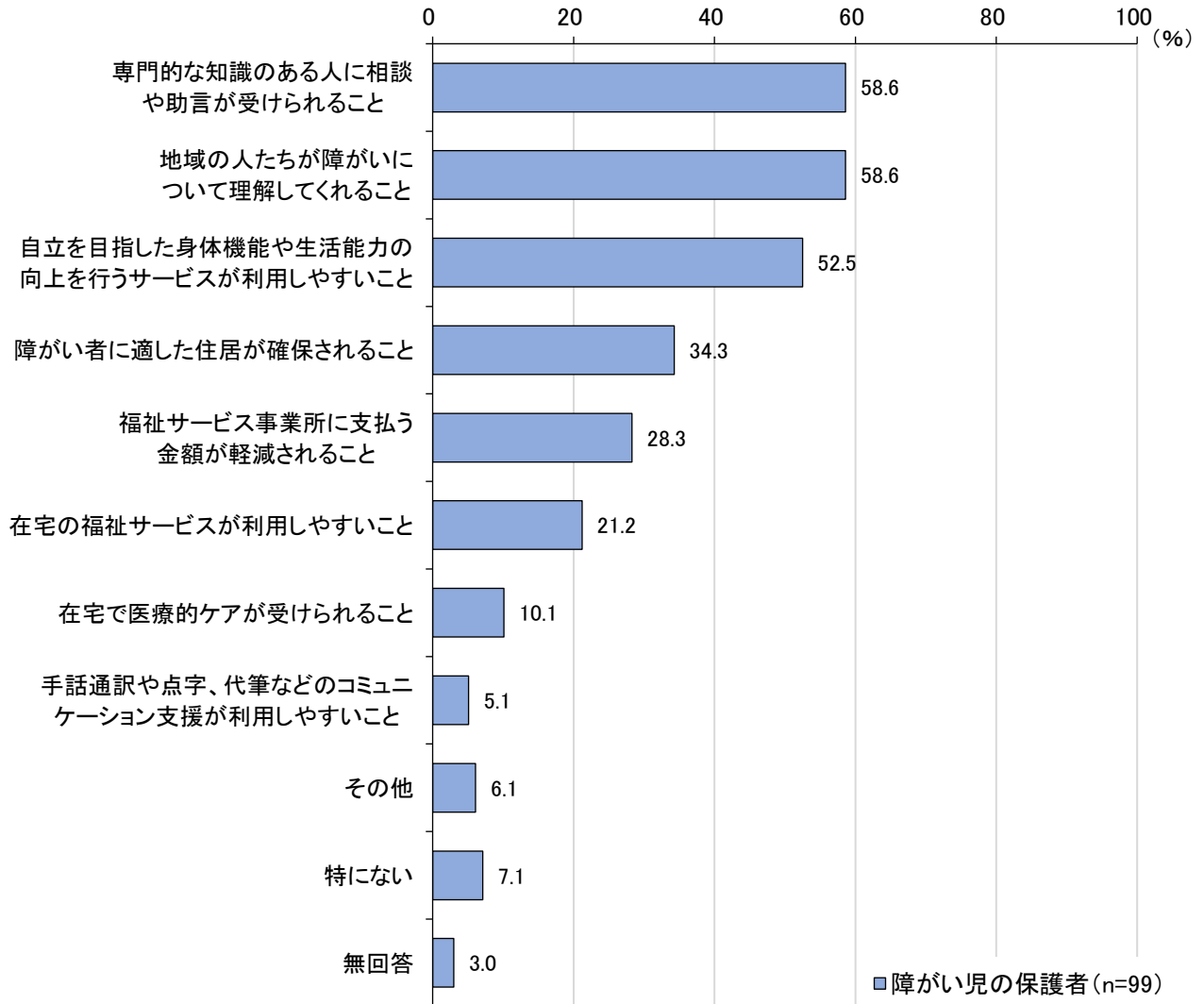
他にも、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいても、こどもの心身の状態や発達の相談を受けるほか、保護者の育児相談なども対応し、必要な支援を行っています。

上記のような相談窓口を分かりやすくするために、中津市障害者自立支援協議会こども部会では、妊娠期からこどもが成人するまでにかけて、受けることができる健診や相談窓口などを掲載した「中津市子育て親子サポートマップ」を作成し、市役所や関係機関に設置したり、市ホームページ上に掲載したりするなど周知に努めました。

【今後の取り組み】

乳幼児健診時の相談やこどもの発達相談会、教育相談など、こどもとその保護者を対象とした相談体制の充実を図るとともに、こども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援ができ、また保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことによる継続的な支援が行えるよう、相談支援体制の充実や各種相談窓口の周知に努めます。

図6 こどもが地域で生活するために必要だと思うこと



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

②個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、こどものことでの悩みや心配ごとについては、「お子さんの将来の生活設計について」の割合が81.8%と最も高くなっています（図7参照）。

障がいのあるこどもが、希望をもって生涯を過ごすことができるよう、ライフステージに沿って、障がい福祉、保健、医療、保育、教育等関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供することが重要となります。

本市では、中津市障害者自立支援協議会こども部会において、市内の障害児通所支援事業所や中津支援学校、学校教育課、子育て支援課、地域医療対策課、福祉支援課などこどもに関わる関係機関が集まり、情報共有や対応困難事例についてケース検討を行うことにより、児童通所事業所の支援の質の向上や関係機関の連携強化に努めています。

市内保育施設の中には、特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行う保育コーディネーターが配置されているところもあり、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援に繋げています。

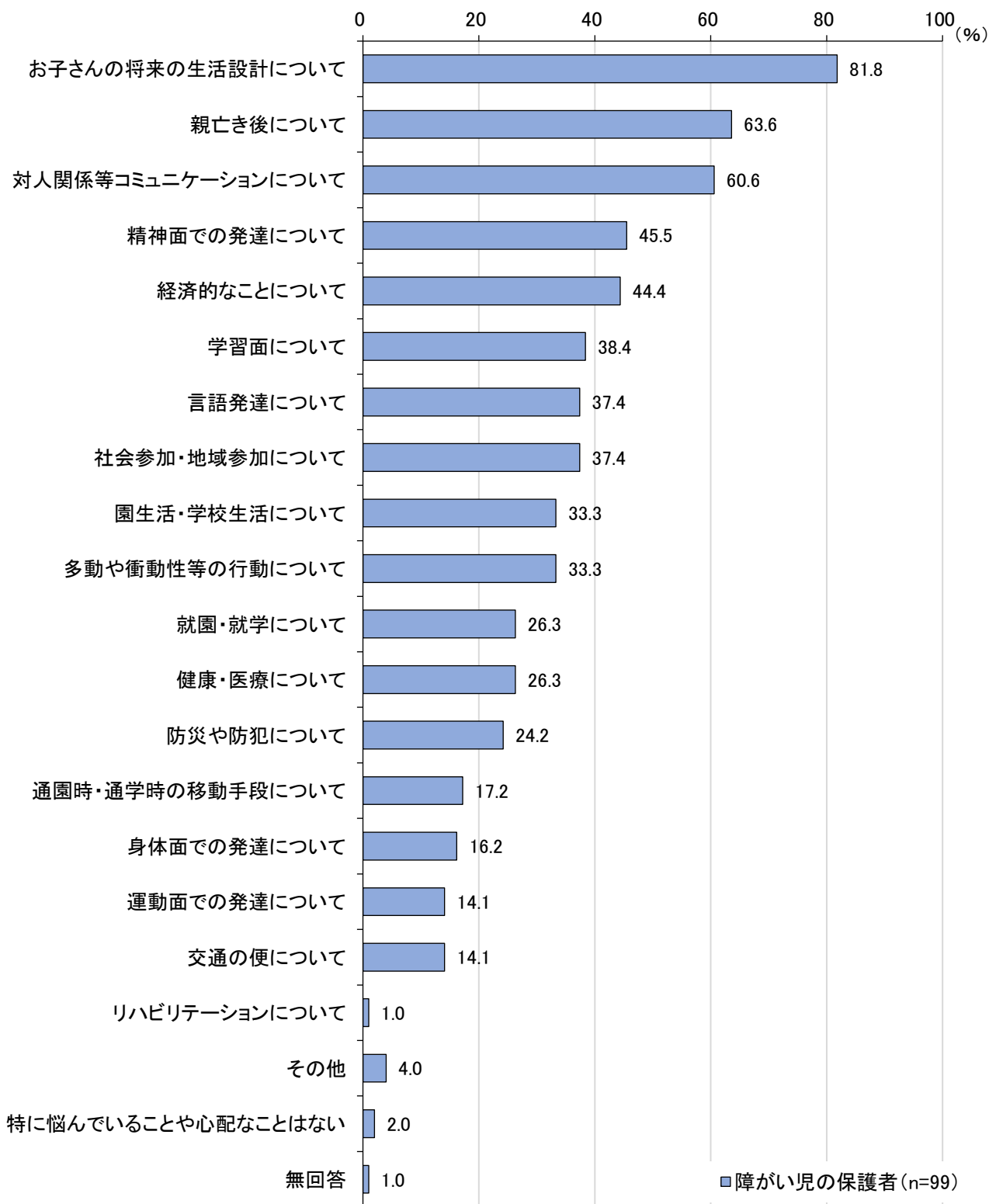
また、発達に課題のあるこどもや障がいのあるこどもの教育に関しては、就学時の健康診断や就学支援委員会で、こどもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

就学相談では必要に応じて療育や福祉サービスを紹介し、こどもの状況や障がいの状況に応じて、関係機関と連携しながら、療育等につなげています。

【今後の取り組み】

障がいのあるこどものライフステージに沿って、障がい福祉、保健、医療、保育、教育等関係機関が相互に連携し、障がい児及びその家族に対して、一貫した効果的な支援の提供や関係機関での円滑な情報共有を図ることができる体制の構築を図ります。

図7 こどものことでの悩みや心配ごと



資料：中津市障がい者（児）施策に関するアンケート調査結果（令和4年度）

③障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がい児支援として充実すべきことについては、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が57.6%と高く（図8参照）、保育所等における障がいのあるこどもの受け入れ体制の充実は重要と考えます。

本市では、障がいのあるこどもが、地域の保育施設で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む場所での受け入れを行うよう努めるとともに、一人ひとりの発達段階や障がいの程度に応じた保育を提供しています。

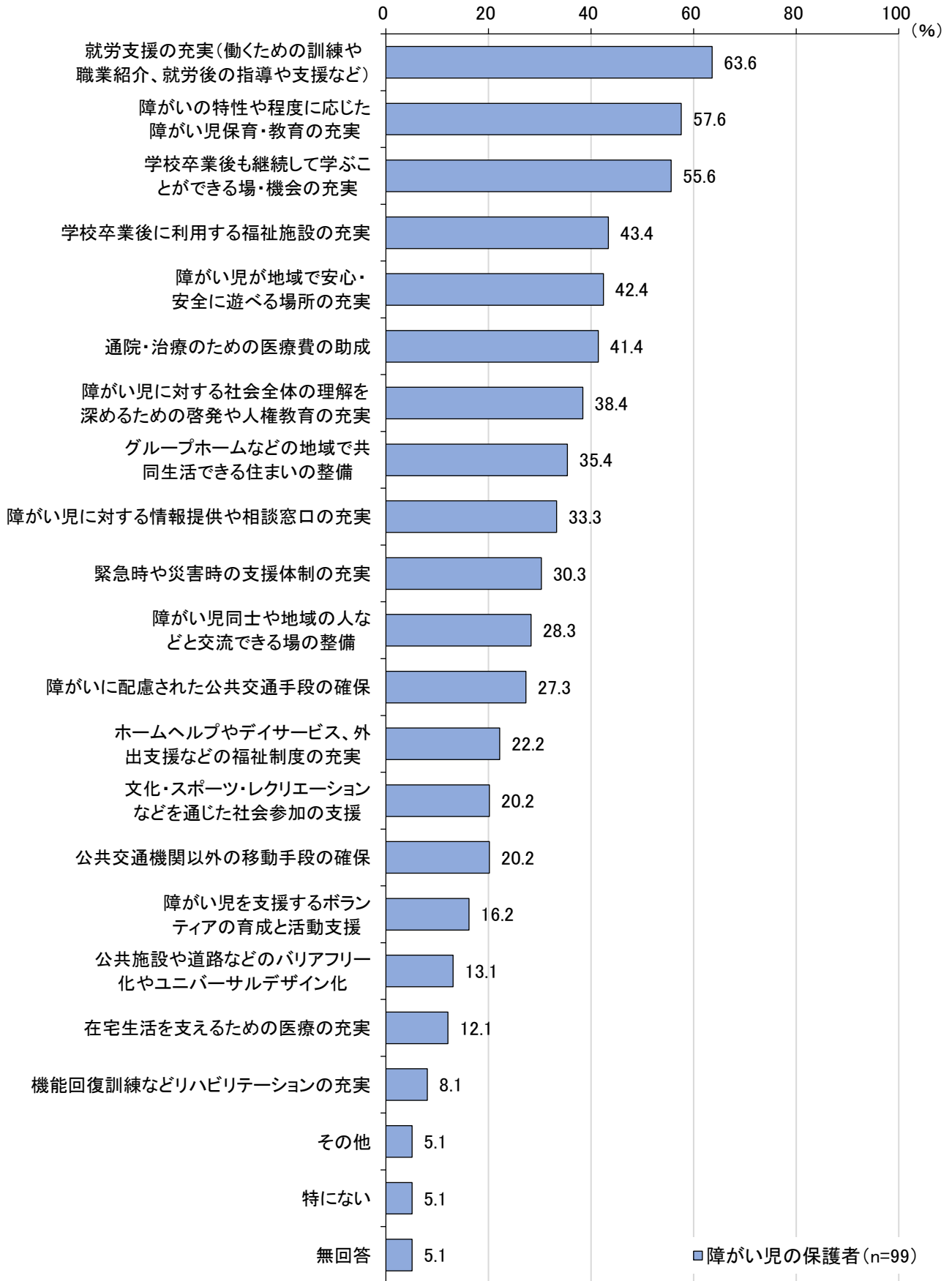
保育所等訪問支援については、利用者数が少ないため、今後、保護者等へのサービスの周知を行い、障がいのあるこどもが保育所等に通えるよう、利用の促進を図る必要があります。

【今後の取り組み】

こどもの心身の状況の正確な把握に努め、こどもの発達を促す保育内容の充実を図ります。

保育所等訪問支援サービスの提供については、サービスの周知を行い、障がいのあるこどもが保育所等に通えるよう、利用の促進を図ります。

図8 障がい児支援として充実すべきこと



資料: 中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

④医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実

【現状と課題】

団体ヒアリング調査では、「医療的ケア児の家族の負担を減らす政策が増えてほしい」との意見がありました。

大分県では、令和4年7月に「大分県医療的ケア児支援センターみつわ」を開設し、県内の医療的ケア児やその家族、関係者からの相談をワンストップで受け付ける体制を整備しています。

また、北部保健所の主催で、医療的ケア児の支援に関わる関係者が集まり、互いに顔の見える関係づくりを行い、各支援者がそれぞれの役割を発揮し、医療的ケア児とその家族が安心して在宅療養を送ることを目的に「医療的ケア児支援定例会議」を2か月に1回開催しています。

本市においては、産科医療機関等関係機関と連携を図り、産後早期からの家庭訪問や相談対応を実施するとともに、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業においては、小児慢性特定疾患児の在宅で生活するために必要な日常生活用具を給付しています。

市内には医療的ケア児を受け入れることができる通所施設は2施設あり、児童通所支援や放課後等デイサービスを提供していますが、短期入所事業所は1施設しかいないため、保護者のレスパイトのためにも受け入れ先の拡大が必要となります。

経済的な支援としては、令和4年度・令和5年度に非常用発電装置等の購入費を補助し、災害による停電時等においても医療的ケア児の生命の安全確保のために取り組みました。

【今後の取り組み】

医療的ケアが必要な子どもやその家族を地域で支えられるよう、障がい福祉、保育、保健、医療、教育等、関係機関の連携を強化するとともに、事業所に対し情報提供や情報交換を行いながら、受け入れ先拡大に努めます。

また、大分県と連携しながら、医療的ケア児に必要な支援を検討していきます。

3 保健・医療

(1) 医療・リハビリテーションの充実と障がいの原因となる疾病等の予防・治療

①医療及びリハビリテーションの充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、地域で生活するために必要な支援については、「調子が悪い時に、相談や診察をしてくれる医療機関」の割合が50.9%と高くなっており（図9参照）、障がいのある人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、日常的な活動を促進し、社会参加を容易にするためにも不可欠です。

特に、障がいの早期発見、障がいの重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増加し、質的にも高度化、多様化していきます。

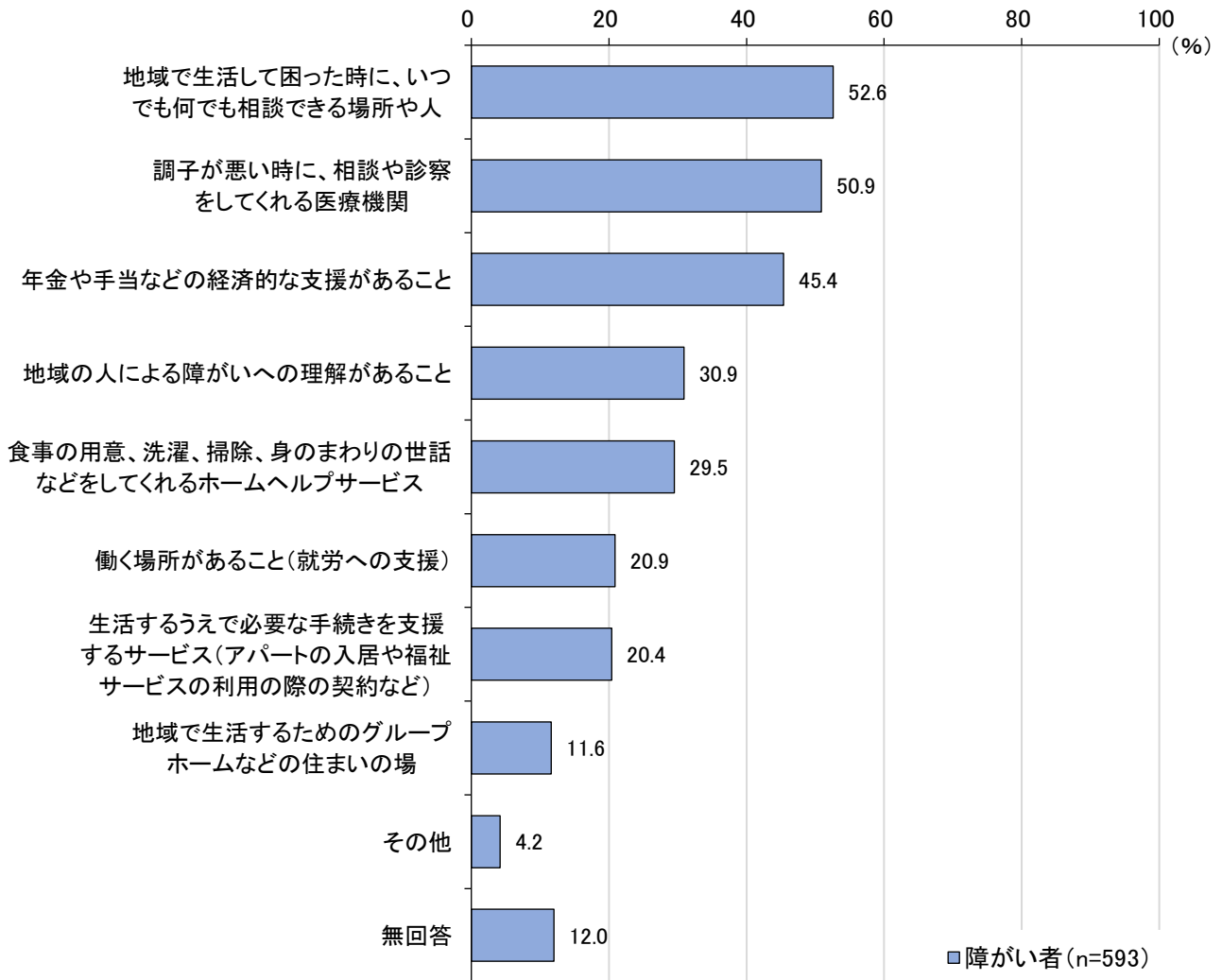
二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

【今後の取り組み】

リハビリテーションにおける各時期（急性期・回復期・維持期）において、保健・医療・福祉関係機関等が連携し、それぞれが適切な役割分担を担いながら、連続したリハビリテーションを提供できるよう、医療機関との連携を図り、治療と二次障がいの予防に努めます。

また、障がい種別や状況に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、各種医療制度の周知に努めるとともに、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

図9 地域で生活するために必要な支援



資料: 中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

②妊産婦に対する保健事業の充実

【現状と課題】

本市では、妊娠・出産・育児に関する総合相談窓口として、「中津市子育て世代包括支援センター」を開設しており、母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職が面接し、妊娠・出産等についての疑問や相談を聞き、妊産婦健康診査や母子保健サービスの紹介をしています。

出産後も、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て世代包括支援センター相談件数	1,528 件	2,097 件	1,860 件	2,677 件

【今後の取り組み】

妊娠初期から、異常の早期発見、安全な出産が行えるよう、妊産婦健康診査に対する助成や妊婦に対する相談、出産後の母子のフォロー等の充実に努めます。

③乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

【現状と課題】

アンケート調査結果では、お子さんの障がいが分かった時期については、「3～5歳」の割合が29.3%と最も高く、次いで「0～2歳」が26.3%、「生まれた時から」が20.2%となっています（図10参照）。

また、お子さんの障がいや発達課題などに気づいたきっかけについては、「あなたを含む家族による気づき」（36.4%）、「病院などの医療機関による受診・検診」（29.3%）、「市が実施する乳幼児健診」（13.1%）の順になっています（図11参照）。「あなたを含む家族による気づき」については、前回調査（25.8%・平成29年実施）より高くなっており、いろいろな情報を自分自身で得ることができるようになったため、自分や周りの家族による気づきが高まっていることが考えられます。

本市では、4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳6か月児への乳幼児健診や5歳児発達相談会を実施し、乳幼児健診等において、疾病や障がい疑われることに対しては「子どもの発達相談会（幼児精密健診）」に繋げるなど、成長・発達の確認や課題の早期発見に努め、必要に応じ専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。特に1歳6か月児の健診においては、アセスメントツール（M-CHAT）を活用し、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図っています。

また、心理士や作業療法士などの専門員が保育所等を訪問し、障がいが“気になる”段階から支援を行うために、職員に対して相談・助言等を行う「巡回支援事業」を実施しています。令和4年度までは1事業所に委託していましたが、保育所等の巡回支援事業に対するニーズは高いことから、令和5年度より2事業所に委託することとなりました。

他にも、平成30年4月より、新生児聴覚検査の費用助成を行うなど、難聴児を早期に発見し、早期医療・早期療育に繋げています。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新生児聴覚検査 費用助成件数	634 件	636 件	612 件	554 件
乳幼児精密健診 実施件数	238 件	300 件	224 件	276 件

【今後の取り組み】

引き続き、乳幼児健診や幼児精密健診により、こどもの成長発達を確認するとともに、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

図 10 こどもの障がいがあった(診断を受けた)時期

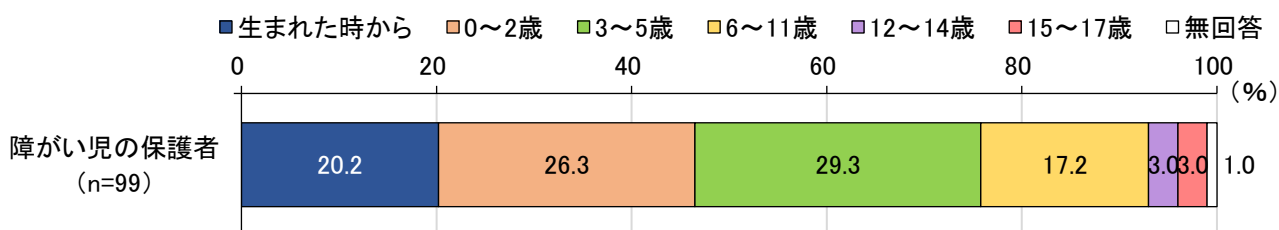
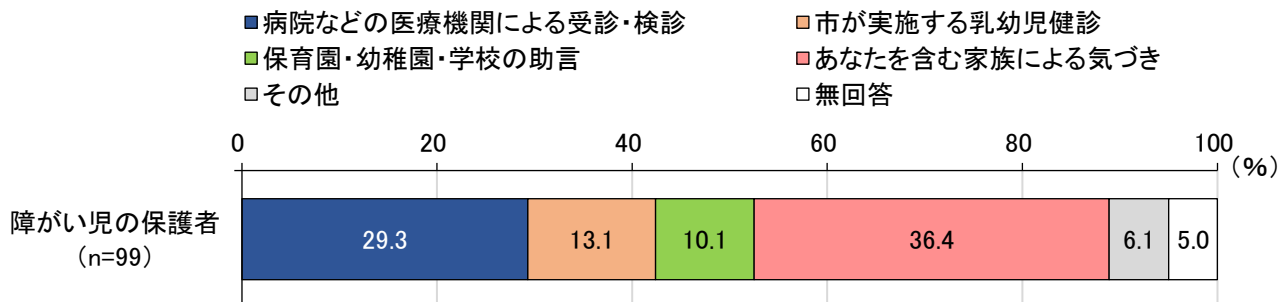


図 11 こどもの障がいや発達課題などに気づいたきっかけ



資料: 中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

④生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

【現状と課題】

身体障がい者の障がいの原因は、後天性疾病によるものが多く、脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものがあります。

このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康相談、健診等が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

本市では、生活習慣病の予防方法や食生活の見直し方など、健康に関することを保健師や栄養士などの専門職に相談できる市民健康相談を実施しています。

また、40～74歳の中津市国保加入者に対しては、特定健康診査を実施し、特定保健指導に該当する者や要指導になった者に対し、保健師による保健指導も実施しています。特定健康診査の予約については、インターネットで24時間できるシステムを構築し、市民の利便性や健診受診率の向上につなげています。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健康診査 受診率	36.2%	28.6%	33.2%	33.2%

【今後の取り組み】

市民健康相談や特定健康診査、特定保健指導などにより生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり事業を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

⑤精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

【現状と課題】

精神疾患については、正しい知識を持つことで発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。

精神面に不安を感じたときに、その不安の内容に応じて、各種窓口で相談できる体制整備に努め、必要に応じて医療機関等との連携による精神疾患や障がいの早期発見・早期治療を促進します。

【今後の取り組み】

住民の多様な困りごとや相談に対応する場面において、精神保健のニーズを抱えている対象者に適切な支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携体制の構築に努めます。

⑥医療費公費負担制度の周知

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見、障がいの重度化や二次障がいの発生を防止するためには、健康診査や医療機関の受診など、保健・医療サービスは欠かすことができません。

特に医療分野においては、障がいのある人が地域で健康な生活を送ることができるよう、重度心身障害者医療費の助成や自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の給付など、医療費負担の軽減を図る支援を行っています。

重度心身障害者医療費の助成については、令和元年10月受診分から県内の医療機関を受診した場合について、窓口での医療費助成の還付申請手続きが不要な「自動償還払い方式」へ移行し、負担軽減を図っています。

また、制度の周知については、障がい者手帳交付時に説明を行い、市報なかつにも掲載するなど幅広く広報しています。

【今後の取り組み】

医療を必要とする人の費用負担の軽減を図るため、引き続き適切に助成事業の継続・周知を行います。

(2) 精神保健対策の充実

①精神保健知識の普及・啓発

【現状と課題】

地域における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する理解を深めることにより、精神障がい者の早期治療や社会参加を促進することができます。

本市では、アルコール関連問題やギャンブル依存症に関する啓発活動、ひきこもり支援の講演会の開催、市職員向けに産業医による精神保健に関する研修会の実施などに取り組んでいます。

また、令和元年度から様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、悩みに気づき必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を行うために、隔年で市職員向け、市民向けに研修会を実施しています。

事業実績

内容	令和元年度～令和4年度 合計
ゲートキーパー養成数(市民)	15人
ゲートキーパー養成数(市職員)	61人

【今後の取り組み】

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを推進し、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。

②心の健康づくりの推進

【現状と課題】

平成28年に「自殺対策基本法」の改正が行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、「生きることの包括的な支援」として、自殺要因の解消に向けた環境整備の充実が求められるとともに、市町村にも自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、平成31年3月に「中津市自殺対策計画(第1期)」が策定されました。

毎年3月の自殺対策強化月間に合わせて、心の健康づくりや自殺対策予防に関する相談窓口の周知を毎年市報なかつで行い、さらに、市民一人ひとりが心の健康や自殺予防対策の基本認識を理解できるよう、啓発用のポケットティッシュを作成・配布しました。

また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知やスクールカウンセラーの配置を行っています。

【今後の取り組み】

医療・労働・教育・福祉などの関係機関で構成される「中津市自殺対策連絡協議会」の中で、連携を強化し、令和6年度中に策定予定の「中津市自殺対策計画」(第2期)に具体的な自殺対策への取組等を盛り込みます。

それぞれの分野で心の健康づくりを推進していくとともに、こころの健康づくりや自殺対策予防に関する相談窓口の周知やこれらの知識の普及啓発に努めます。

4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

(1) 特別支援教育の充実

①就学及び教育支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、障がいのある児童生徒一人ひとりの実態に即した就学となるよう、障がいの多様化に対応できる教育相談体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定しています。

障がいのある児童生徒の教育的処遇については、各種専門家等で構成される市就学支援委員会で、本人の障がいの状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定しています。就学先が決定した児童生徒については、県教育委員会へ報告及び申請を行い、特別支援学級や通級指導教室を配置し、個別の支援を行っています。

また、各幼小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内（園内）の関係教職員や関係機関と連携し、保護者からの相談窓口の役割を担っています。また、幼保小中の連携した就学指導や必要な支援がスムーズに行われるよう、情報交換等を行い、支援体制の整備に努めています。

年々、特別支援学級等への入級希望が増加していますが、特別支援学級の新設は県教育委員会の判断によるもののため、特別支援学級が新設されないケースもありますが、そのような場合は、教育補助員等を配置するなど支援にあたっています。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市就学支援委員会 審議件数	192 件	231 件	267 件	294 件
特別支援学級 入級児童・生徒数	157 人	185 人	203 人	230 人
通級指導教室 入級児童・生徒数	23 人	17 人	17 人	16 人

【今後の取り組み】

今後も障がいのある児童生徒一人ひとりの実態に即した就学となるよう、障がいの多様化に対応できる教育相談体制を整え、本人・保護者に対する情報提供のもと、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定していきます。

②個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践

【現状と課題】

障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じたきめ細かな指導・支援ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価を行っています。

また、市教育委員会と中津支援学校の「個別の指導計画推進教員」が連携して、市内全小中学校を訪問し、「個別の指導計画」等に関して指導・助言等を行っています。

「個別の指導計画」については、学期ごとに評価を行っていますが、学年が上がる際に確実に引き継がれるよう、周知をしていくことが重要となります。

【今後の取り組み】

障がいのある児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導・支援ができるよう、個別の指導計画や個別の支援計画を作成して、計画の実施・評価を学期ごとに行い、学年が上がる際に確実に引き継がれるよう取り組みます。

③教職員の資質能力の向上と支援体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、園や学校にこどもが通う上で求めることについては、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」の割合が56.6%と最も高く、次いで「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が52.5%となっていることから（図12参照）、教職員の障がいに対する理解を深める啓発活動や障がいのあるこどもへの適切な学習支援などが求められるところになります。

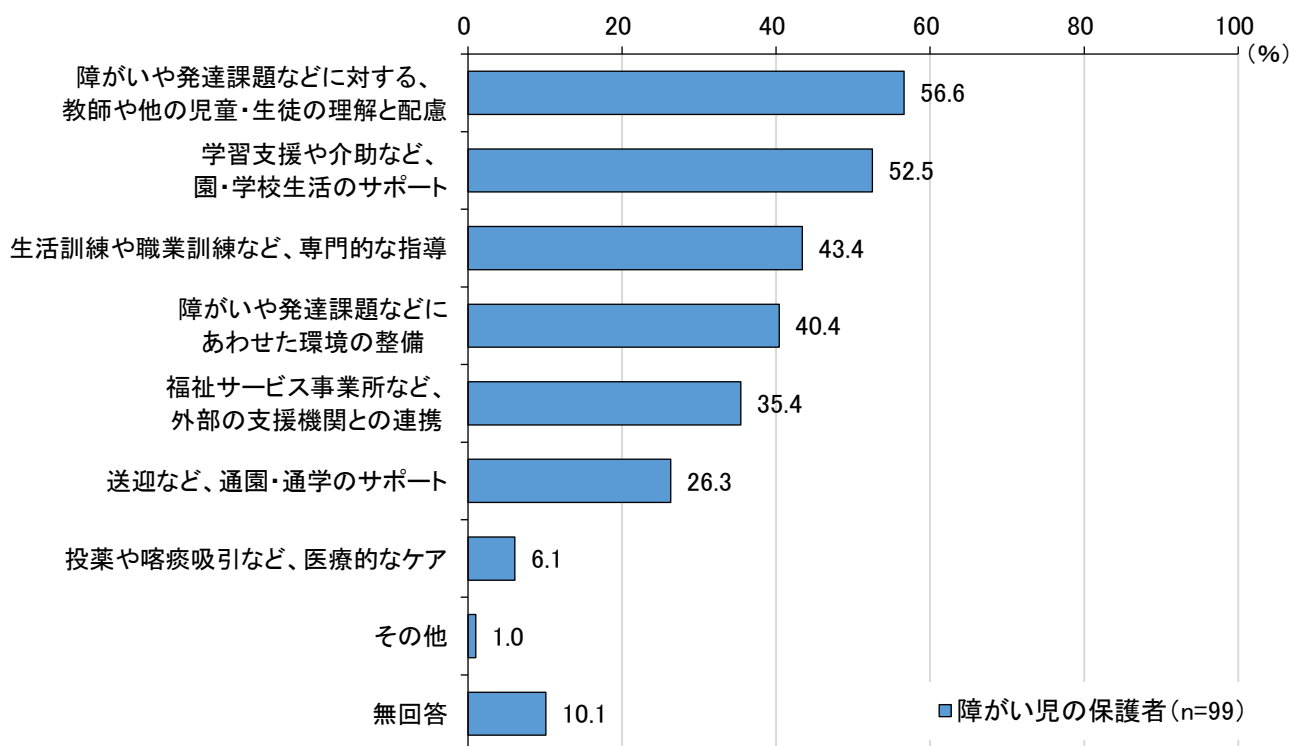
本市では、特別支援教育と校内（園内）支援体制の充実のため、関係教職員を対象とした教育補助員研修や市特別支援教育研修や特別支援教育コーディネーター協議会を実施し、教職員の資質能力の向上と校内（園内）支援体制の充実を図っています。

近年、新規採用者が増加している中で校内の教職員が入れ替わる機会が増えるため、今後も継続した研修や協議会等を実施していく必要があります。

【今後の取り組み】

特別な支援を要する児童生徒に関わる教職員一人ひとりの資質能力の向上と校内支援体制の充実のため、研修や協議会等を継続します。

図 12 園や学校にこどもが通う上で求めること



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

④教育環境の整備の推進

【現状と課題】

特別支援教育の推進にあたっては、個別の教育的ニーズのあるこどもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校という多様な学びの場を設置しています。それぞれの充実を図るとともに、障がいのある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶ機会を確保する必要があります。

本市では、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供や ICT（情報通信技術）を活用した分かりやすい学習機会の確保などを行っています。

また、児童生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、バリアフリートイレの設置を計画的に行っています。学校の体育館は避難所として利用されることもあるため、バリアフリートイレの整備を早期に行っていく必要があります。

【今後の取り組み】

引き続き、障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、ICTを活用し、個々のニーズに応じた支援を図ります。

また、障がいのある児童生徒の就学機会を拡充し、児童生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、可能な限り学校の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努め、学校施設トイレの洋式化改修に合わせ、バリアフリートイレの設置を行うなど、学校施設のバリアフリー化を推進します。

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

①文化芸術活動の支援

【現状と課題】

芸術文化活動の分野では、大分県主催の「ときめき作品展」に多くの人から作品を出展していただくために、市報なかつや窓口での広報を行っており、令和5年度は本市から22点の作品が出展され、作品出展数は年々増加している状況です。

また、平成30年に開催された「第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の一事業であった「障がい者アート作品展」のレガシーをひきついで、令和元年度から毎年「中津市障がい者アート作品展」を開催しています。出展いただいた作品を展示することで、芸術活動の発表の場を提供し、併せて市民の障がいに対する理解促進も図っています。

令和5年度には、おおいた障がい者芸術文化支援センターと協力して、「オープンアトリエ in なかつ」を開催し、障がいのある人もない人も一緒にアート活動をするイベントを開催しました。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ときめき作品展 作品出展数	12点	6点	9点	16点
障がい者アート作品 作品出展数	164点	153点	175点	97点
障がい者アート作品 来場者数	845名	409名	571名	590名

【今後の取り組み】

障がいのある人が芸術活動等へ参加できる機会を増やすため、作品を制作するイベントやその作品を発表できる場を増やすとともに、多くの人に出展いただけるよう周知に努めます。

②各種イベント等への参加促進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人もない人も、タンデムサイクリングやウォーキングなどを通じて交流を深めることを目的とした「ユニバーサル・ポタリング大会」を開催しており、障がいのある人が気軽に参加して楽しめるよう、障がい者団体等と協議をして、実施しています。

障がい児・者余暇支援事業「てくてく」では、軽スポーツやレクリエーションなど楽しく体を動かす機会や、絵手紙、正月飾りづくりなど豊かな感性を育てることができる創作活動の場を提供し、自立のための能力獲得や社会参加に向けた支援を行っています。

令和5年度より、中津市生涯学習センター（まなびん館）において、「生涯を通じた障がい者の学び支援事業」として、共生社会の実現や障がい者理解と生涯学習の場の拡充を目的とした講座を実施しています。中津市社会福祉協議会や親の会と連携して、障がいのある人のニーズを把握し、参加しやすい環境づくりの構築を行います。

他にも、中津祇園や鶴市花傘鉾祭りにユニバーサルトイレを設置するなど、障がいのある人が参加しやすいような環境整備も行っています。

【今後の取り組み】

市や関係機関が開催する各種行事・イベントや祭り等の地域行事に、障がいのある人の参加を促進するための働きかけや環境づくりを行っていきます。

③障がい者スポーツ等への参加促進

【現状と課題】

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションに参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がいのある人に対する理解を得る機会としても重要です。

本市では、障がい者スポーツ振興支援事業を実施し、フライングディスクや卓球バレー、ボッチャなどの障がい者スポーツを体験する場を作り、障がいのある人とない人が触れ合える機会を設けています。

また、毎年、大分県主催の「大分県障がい者スポーツ大会」の周知を市報なかつ等でを行い、参加の促進を図るとともに、障がいのある人の社会参加を推進しています。

令和4年度には、大分県と連携しながら「チーム大分未来のスター発掘プロジェクト」を市内で開催し、参加者が障がい者スポーツに関する知見を広めるとともに、スポーツ活動を続けるきっかけとなる事業を実施しました。

【今後の取り組み】

大分県障がい者スポーツ協会と連携を図りながら、障がい者スポーツへの参加促進に努めるとともに、引き続き「大分県障がい者スポーツ大会」など各種大会の周知を行います。

5 雇用・就業、経済的自立の支援等

(1) 障がい者雇用の促進

①事業主等への啓発・広報

【現状と課題】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、令和5年6月1日現在、ハローワーク中津管内にある企業の障がい者雇用の状況は、全体の障がい者雇用率が2.89%で、管内企業の30.5%が法定雇用率未達成となっています。

法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、法定雇用率達成を図る必要があります。

本市では、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）を、市ホームページや企業向けメールなどで案内をしています。

また、毎年ハローワーク中津と中津市障害者自立支援協議会の共催で、障がい者就職面接・説明会を開催し、企業側に障がい者雇用の理解促進に向けた取り組みを行っています。

【今後の取り組み】

ハローワーク中津や障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関など様々な関係機関と協力し、障がい者雇用の促進や各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めます。

②市職員への障がい者雇用の促進

【現状と課題】

本市では、令和2年4月に「中津市障害者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいます。

令和2年度より、障がいのある職員を複数名配置する「ワークサポートステーション」を本庁舎内に設置し、障がいのある職員に適した事務補助等の仕事を、全庁から集約して業務を行っています。「ワークサポートステーション」に勤務する職員の能力等に応じて、庁内から業務の掘り起こしを行い、実績を重ねることで「障がいのある職員のスキルアップ」と「庁内業務の効率化」の両立に努めています。

他にも、中津支援学校の生徒を対象に、申し出があった場合は、「ワークサポートステーション」において、就業実習の受入れも行っていきます。

現在、市職員における障がい者雇用の状況は法定雇用率を満たしていますが、この雇用率が令和6年4月から引き上げられることから、継続的な雇用率の達成に向けて引き続き人材確保に努めます。

【今後の取り組み】

「中津市障害者活躍推進計画」のもと、法定雇用率を継続的に達成できるよう、働く環境を整備するとともに、積極的な採用に努めます。

(2) 障がい者のための総合的な就労支援

①就労移行支援や就労継続支援の利用促進

【現状と課題】

アンケート調査結果では、現在仕事をしていない18～64歳の人で、今後、収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が46.5%で、手帳種別で見ると、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「仕事をしたい」割合が57.1%と高くなっており（図13参照）、今後も就労移行支援事業等を活用し、働く意欲や能力のある人がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

本市では、障がいのある人やその支援者に対して、障がい者就労施設の作業内容やサービス利用に係る手続き方法などを周知するために、事業所パンフレットを作成し、福祉支援課窓口を設置するほか、市ホームページに掲載するなど広報を行っています。

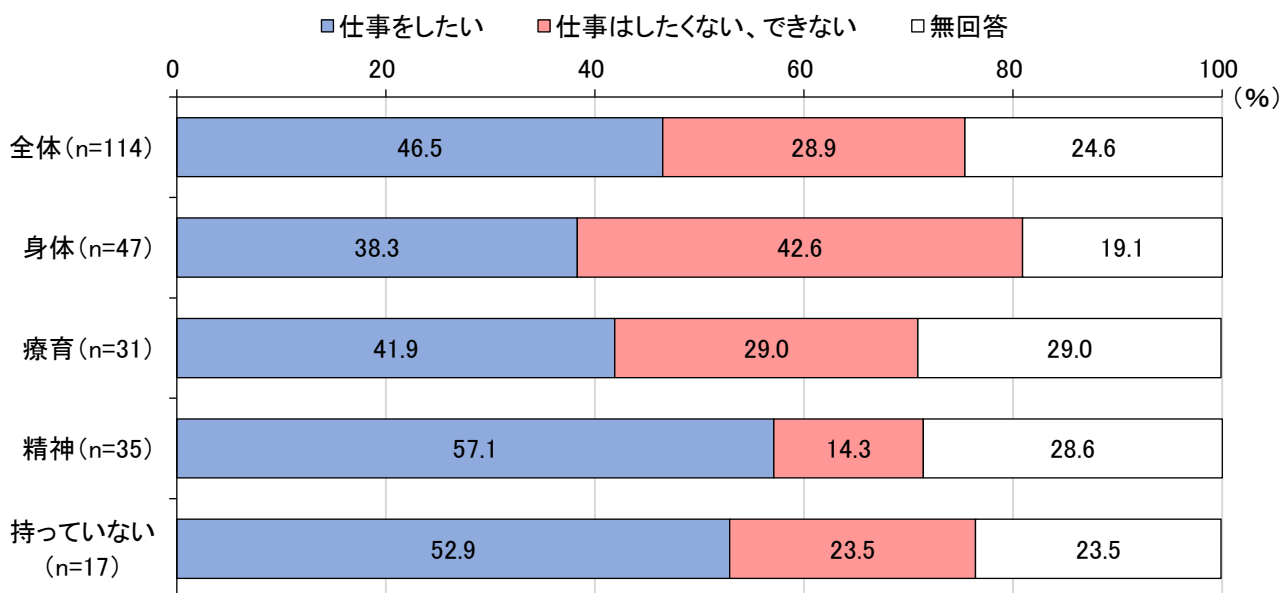
また、中津市障がい者等基幹相談支援センターで就労支援に関する相談を受けた時は、利用意向を丁寧に確認し、施設見学への同行など、必要な支援を行っています。

【今後の取り組み】

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。

また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて、就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

図13 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか【全体・手帳種別】
 （「現在収入を得る仕事をしている」以外に回答した18～64歳の障がい者）



資料：中津市障がい者（児）施策に関するアンケート調査結果（令和4年度）

②就労支援関係機関との連携による就労支援体制の構築

【現状と課題】

中津市障害者自立支援協議会では、障がいのある人の就労を考える「就労支援部会」を設置しておりスキルアップを目的としたセミナーの開催や障がい者雇用の促進に関する取組などについて、協議・検討を行っています。

就労支援部会には、市内の障がい者就労施設の職員に参加していただき、事業所間の連携強化と支援スキルの向上を図るとともに、障害者就業・生活支援センターや中津商工会議所、大分県中小企業家同友会中津支部にも参加いただき、障がい者雇用の促進を図るための体制構築にも努めています。

他にも、若者（おおむね49歳以下）の就職を支援するジョブカフェ大分中津サテライトでは、障がいの有無にかかわらず、就職に関するサービス（就業相談・就職力バランス診断・模擬面接・就職後フォローアップ）などを実施しており、障がいのある人の相談も受け付けています。

【今後の取り組み】

継続して、中津市障害者自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援関係機関との連携を図り、就労支援体制の構築に努めます。

③就労定着支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がいのある人が就労するために必要な配慮については、「周囲が障がいを理解してくれること」の割合が46.0%と最も高くなっており（図14参照）、障がいのある人が職場定着するためには重要なことと考えます。

職場定着には、「大分県障害者職業センター」が実施するジョブコーチ（職場適応援助者）制度や「障害者就業・生活支援センター」による職場定着相談など、障がいのある人へ支援できる体制を整備しています。

平成30年度から、障害福祉サービスに「就労定着支援」が創設され、障がいのある人が一般就労する際に生じる日常生活や社会生活を営む上での問題に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行うことで、職場定着に繋がっています。

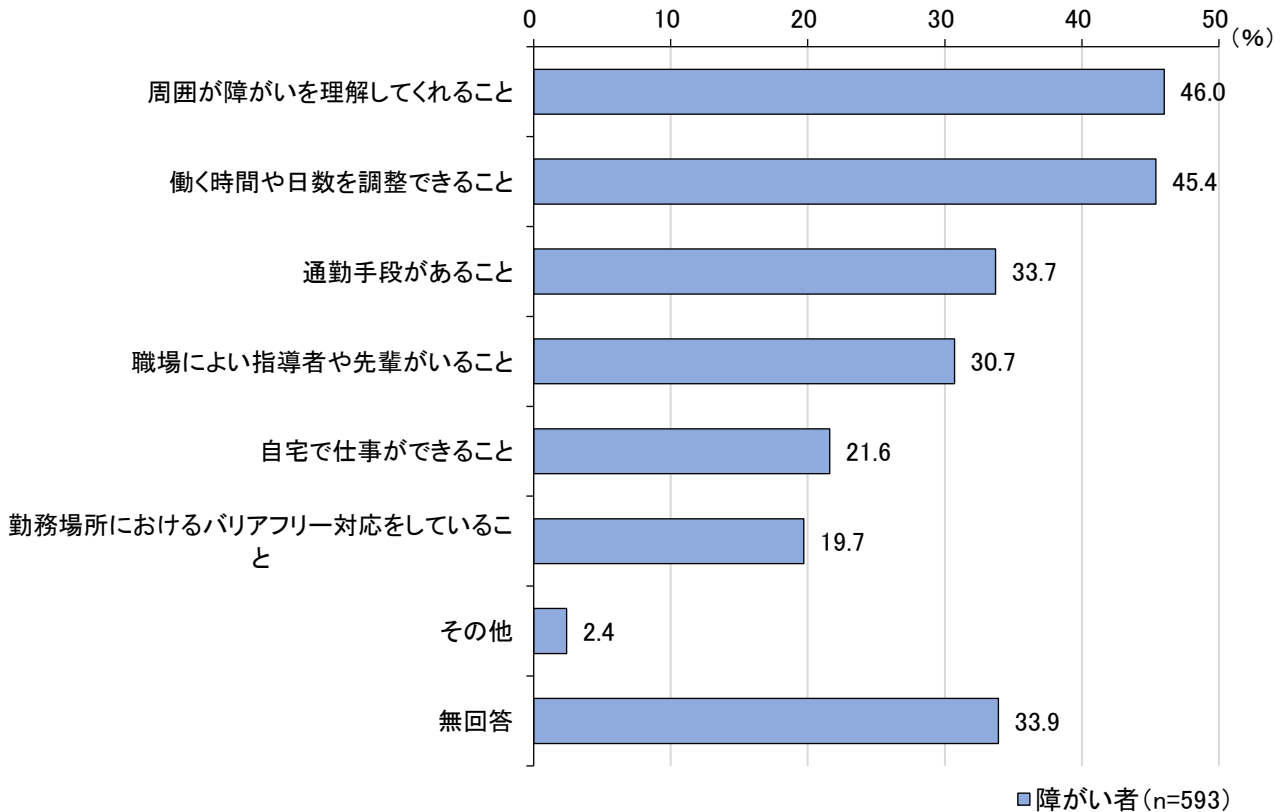
就労定着支援を利用する人は増加傾向にありますが、実施事業所は市内に1事業所しかなく、利用の促進のためには資源の確保が必要と考えられます。

【今後の取り組み】

引き続き、障がいのある人の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、就労定着を支援します。

また、ジョブコーチ制度や障害者就業・生活支援センターの普及・啓発を行い、積極的な活用による職場定着を促進します。

図 14 障がいのある人が就労するにあたり必要だと思う配慮



資料: 中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

④障がい者就労施設等への支援

【現状と課題】

障がい者就労施設等への物品や仕事の発注に関しては、平成 25 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、市独自の調達方針を定め、毎年度、目標額を設定して、優先的に障がい者就労施設等が提供できる物品や役務について購入・発注するよう努めています。

平成 30 年度以降、優先調達額は年々増加しており、今後もより一層の障がい者就労施設等の受発注機会の増大に努めていく必要があります。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
優先調達額	16,981,600 円	17,593,725 円	22,385,035 円	22,764,300 円

【今後の取り組み】

障がい者就労施設等で供給可能な物品や役務の状況を把握するとともに、その情報を庁内各部署及び関係各所に広報し、障がい者就労施設等への発注拡大に取り組めます。

⑤障がい者就職面接・説明会の開催

【現状と課題】

本市では、中津市障害者自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワーク中津や中津商工会議所、大分県中小企業家同友会中津支部、障がい者就労施設などと連携して、障がい者雇用を考えている事業者と就職を希望する障がいのある人が一堂に会する障がい者就職面接・説明会を開催し、障がい者雇用の促進を図っています。

障がい者就職面接・説明会を充実させていくために、参加企業数や求人数の増加に向けて、一般企業に対する障がい者就職面接・説明会の周知や障がい者雇用に対する理解の推進を行っていく必要があります。

事業実績

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職面接・説明会による採用者数	4人	コロナ禍により未実施		5人
就職面接・説明会 参加企業数	17社			16社

【今後の取り組み】

引き続き、より良い障がい者就職面接・説明会を開催できるよう、就労支援部会の中で関係機関と協議し、障がい者雇用の促進を図ります。

(3) 経済的自立の支援

①年金・手当制度の周知

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについては、「手当・年金などの経済的な支援の充実」の割合が48.2%と最も高くなっています（p.30 図3参照）。

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害年金や障がいに係る各種手当は、障がいのある人やその家族の生活を安定させる上で大きな役割を果たしています。

本市では、障害年金については、啓発用パンフレットを窓口に設置し、必要に応じて街角の年金相談センター中津や保険年金課への案内も行っています。

各種手当については、障がい者手帳交付時に説明するとともに、市報なかつや市ホームページ等での広報も行っています。特別障害者手当については、要介護認定で要介護4又は要介護5を取得された人に、認定結果通知とともに特別障害者手当の案内文書を同封するなど幅広く周知をしています。

【今後の取り組み】

引き続き、障がい者の所得保障のため、障害年金や各種手当制度の周知に努めます。

②税の減免、各種割引制度の周知

【現状と課題】

障がいのある人の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の鉄道運賃、有料道路通行料金、NHK放送受信料等の割引制度があります。

本市では、障がい者手帳交付時に、大分県が作成した「障がい者福祉のしおり」を配布し、各種割引制度について説明するとともに、毎年市報なかつの4/1号にて「中津市福祉サービスのお知らせ」を掲載するなど、市民に対して広く周知を行っています。

また、令和元年に「中津市障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例」を制定し、市内の公共施設等利用時に障がい者手帳を提示することで、利用料金の割引を受けることができるようになりました。

【今後の取り組み】

今後も継続して、税の減免や各種割引制度について周知を行っていきます。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

①道路・公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによるまちづくり

【現状と課題】

アンケート調査結果では、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについては、「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」の割合が31.5%と高くなっており（p.30 図3参照）、自由回答でも、「道路の舗装を良くしてほしい」や「公共の建物は障がい者が行けないところが多い」などハード面での課題が上がっています。

本市では、令和4年3月に「中津市公共施設管理プラン」を改訂し、ユニバーサルデザインに関する記述を追加し、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として、障がい者や高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に利用できるようユニバーサルデザインを推進することとしました。

また、令和4年12月には、中津市立地適正化計画を策定し、居住誘導区域内の定住促進、居住誘導については、障がい者や高齢者などを含む幅広い人が自立生活を営むことができるユニバーサルデザインに配慮した環境の充実に取り組むこととしています。

道路のバリアフリー化については、市道犬丸今津一号線、上池永・宮永線、北高西通り線、御澄池東通り線、成恒西秣線の歩道を整備し、道路の段差の少ない歩道の設置に努めています。

公営住宅建替事業においては、共用部分や各住戸内のバリアフリー化、公園整備事業においては、トイレ洋式化の推進とトイレ建物の更新にあわせたバリアフリー化に取り組んでいます。

【今後の取り組み】

公共施設や歩道の段差の解消などバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

②「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の普及促進

【現状と課題】

大分県では、車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者や高齢者などが、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車を止め、安全かつ安心に利用できるように支援する「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」を実施しており、本市では、障がい者手帳取得時において案内を行い、制度の周知に努めています。

【今後の取り組み】

障がい者手帳取得時だけでなく、既存の手帳所持者にも市報なかつや市ホームページ等で制度の周知を行います。

③住宅改修・住宅改造制度の周知

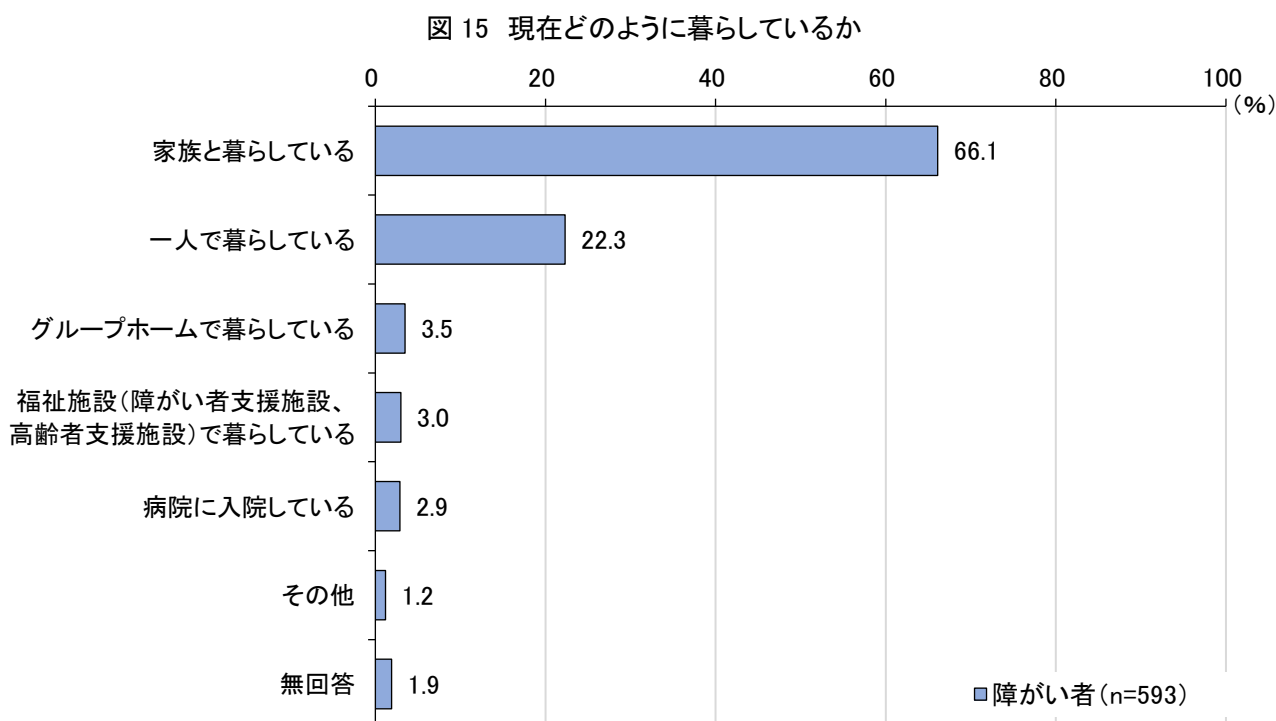
【現状と課題】

アンケート調査結果では、現在の生活状況について、「家族と暮らしている」の割合が66.1%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が22.3%となっており（図15参照）、障がいのある人が在宅で安心して生活していくためには、障がいに配慮した住環境の整備が必要になります。

本市では、在宅で自立した生活ができるよう、手すりの設置や段差解消などといった住宅改修や住宅改造に係る費用の助成を行っており、そのような制度を積極的に活用してもらうために、市報なかつや市ホームページ等で広報を行っています。

【今後の取り組み】

引き続き、障がいのある人が在宅で自立した生活するために、住宅改修や住宅改造に係る費用の助成制度を活用してもらうよう、市報なかつや市ホームページ等で周知を行います。



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

7 情報アクセシビリティ

(1) 情報収集・提供の充実

① 多様な手段による情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要な時に手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。

アンケート調査結果では、障がい福祉に関する情報の入手方法については、「家族や親戚、友人・知人」の割合が29.7%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌(市報など)」が29.5%、「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」が28.8%となっています。年齢別でみると、64歳以下では「インターネット」の割合が最も高くなっていますが、「65～74歳」では「行政機関の広報誌(市報など)」、「75歳以上」では「家族や親戚、友人・知人」の割合が最も高くなっています(図16参照)。

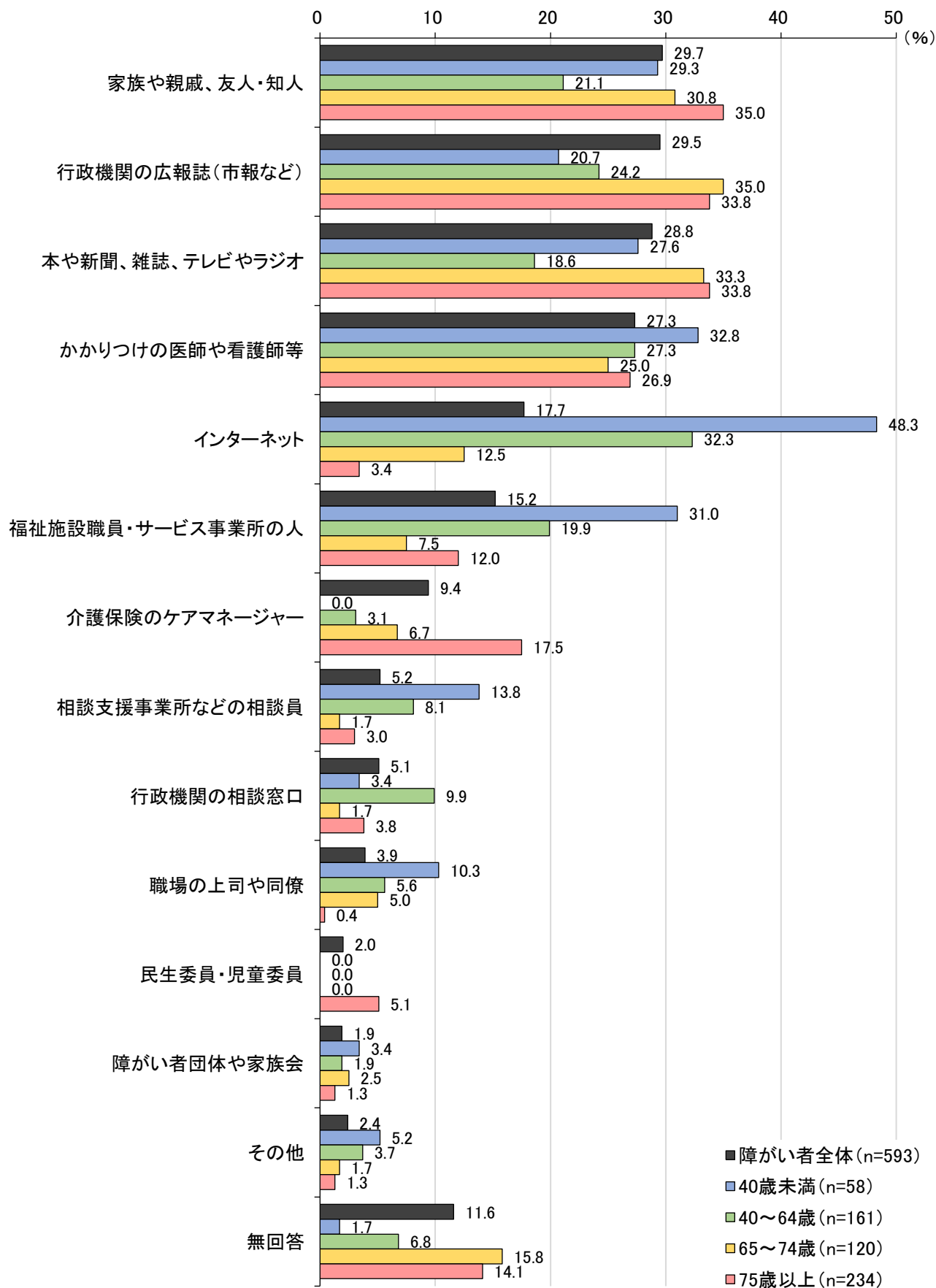
様々な年代に福祉制度などの情報を伝える必要があることから、本市では市報なかつにて「中津市福祉サービスのお知らせ」や各種制度の更新案内等を行うとともに、市のホームページやYouTubeでの動画配信といったインターネットの活用、FMラジオでの広報など、様々な形で情報提供を行っています。

また、大分県内にある施設のバリアフリー情報を掲載したWEBサイト「おおいたユニバーサルデザインマップ」にて、本市の公共施設の情報も掲載しており、定期的に更新を行い、障がいのある人が安心して外出する手助けとなるよう取り組んでいます。

【今後の取り組み】

福祉サービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、市民の誰もが手軽に入手できるよう、市報なかつや市ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実を図ります。

図 16 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法【全体・年齢別】



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

②情報パンフレットの配布・提供

【現状と課題】

本市では、障がい者手帳交付時に、各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した「障がい者福祉のしおり」を配布しています。

また、障害福祉サービス（児童・就労・グループホーム・入所・通所）毎に事業所パンフレットを作成し、障害福祉係窓口を設置したり、市ホームページ上に掲載したりするなど、周知を行っています。

【今後の取り組み】

今後も障がいのある人が利用できる各種サービス等の周知に努めます。

③市ホームページのウェブアクセシビリティの確保

【現状と課題】

インターネットの普及により、障がいのある人にとっても、ホームページなどは重要な情報源となっています。しかし、情報を提供する側が適切に対応をしないと、ホームページなどから情報を取得できない、あるいは操作できないという問題が発生します。

市ホームページは、ガイドラインに基づき、障がいのある人を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティ^{*}の確保・向上のために、各ページのチェックと必要な修正を行っています。

また、誰でも見やすく読みやすいように工夫された書体・ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

※ウェブアクセシビリティ：障がい者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいう。具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められる。

【今後の取り組み】

引き続き、誰もが利用しやすい市ホームページの作成に努めます。

④情報発信への配慮

【現状と課題】

情報提供にあたって、視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要となります。

本市では、視覚障がい者のために、点字市報や声の市報を発行しています。

また、聴覚障がい者のために、福祉支援課の窓口配置している専任手話通訳者による情報提供や相談業務を行うとともに、聴覚障がい者情報誌「あんてな」を毎月発行し、文章が苦手な人のために、分かりやすい言葉で情報を掲載し、希望者にメールで発信しています。

さらに、聴覚や発語に障がいがある人が緊急時に消防署へ通報できるよう、身体障害者手帳交付時に NET119 や緊急 FAX の周知を行っています。

【今後の取り組み】

今後も情報発信への配慮が必要な人に対して、その人に合った手段、方法で情報を発信し、その活用により社会参加の場や必要な支援に繋げる取り組みを進めます。

(2) コミュニケーション支援の充実

① コミュニケーション支援とその担い手の確保

【現状と課題】

視覚障がい者や聴覚障がい者等の自立と社会参加を進めるためにはコミュニケーションにおける支援が重要となります。

平成31年3月に「中津市手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、手話が独自の言語であることを基本理念に、手話言語に対する理解普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が使える環境整備の促進を図ることとなりました。

日常生活用具給付事業では、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや聴覚障がい者用情報受信装置、人工咽頭などの情報・意思疎通支援用具の給付などを行っています。

福祉支援課内に専任の手話通訳者を置き、市役所に来庁する手話通訳を必要とする人へのコミュニケーション支援を行うとともに、聴覚障がい及び音声または言語機能障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、登録手話通訳者や登録要約筆記者の派遣事業を実施しています。

また、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座・ステップアップ講座を実施し、手話通訳者や要約筆記者の養成を行っています。

しかし、手話通訳者等として派遣するに至るまでは、十分な技術の習得と経験が必要なため、その担い手不足が問題となっており、支援者の養成及び確保を図る必要があります。

【今後の取り組み】

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援として、日常生活用具の給付や手話通訳者等の派遣を行うとともに、その担い手となる手話通訳者等の養成及び確保を行います。

② ボランティア団体に対する支援

【現状と課題】

令和元年度から、コミュニケーション支援を提供しているボランティア団体に対して、自発的活動支援事業補助金の交付を行い、手話や要約筆記、音訳、点訳のスキルアップや円滑な活動が実施できるよう、積極的な支援を行いました。

【今後の取り組み】

引き続き、ボランティア団体が実施する手話や要約筆記、音訳、点訳のスキルアップや、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような活動に対して支援を行います。

(1) 防災対策の推進

①災害の知識及び対処法についての啓発・広報

【現状と課題】

市報なかつや市ホームページ、防災マップなどの様々な媒体を通じ、災害への備えに必要なことや避難所情報などについて広報しています。

また、防災意識向上のために、企業や団体、学校などに対して防災出前講座を実施しており、令和4年度は障がい者関連団体3件に講座を実施しました。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害時に支援が必要な人の個別の避難について取り決める「個別避難計画^{*}」の作成が努力義務とされました。本市でも災害リスクの高い避難行動要支援者については、計画の作成を進めるために、市報なかつや個別に通知を送るなど周知を行っています。

※個別避難計画：災害時に1人で避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、どこに避難するか、どの経路で避難するかなど、あらかじめ記載したもの

【今後の取り組み】

平時から市報なかつや市ホームページ、防災出前講座などを通じ、災害に必要な知識等について広報を行います。

また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向けて、関係機関と連携し、災害における避難の確実性を高めていきます。

②避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携

【現状と課題】

令和2年5月に「中津市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難を行うために、情報伝達や避難支援等の支援体制を整備しています。

本市では、障がいのある人など災害時の避難にあたって特に支援が必要な人を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、平時からあらかじめ支援者等関係機関に名簿を提供する取り組みを進めています。

【今後の取り組み】

引き続き、避難行動要支援者の情報把握に努めるとともに、支援者等関係機関と連携を取り、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。

③あらゆる情報伝達手段の確保

【現状と課題】

アンケート調査結果では、災害時の避難について、市や地域に希望する支援体制については、「災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり」の割合が41.1%と高く（図17参照）、災害時において、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を確保する必要があります。

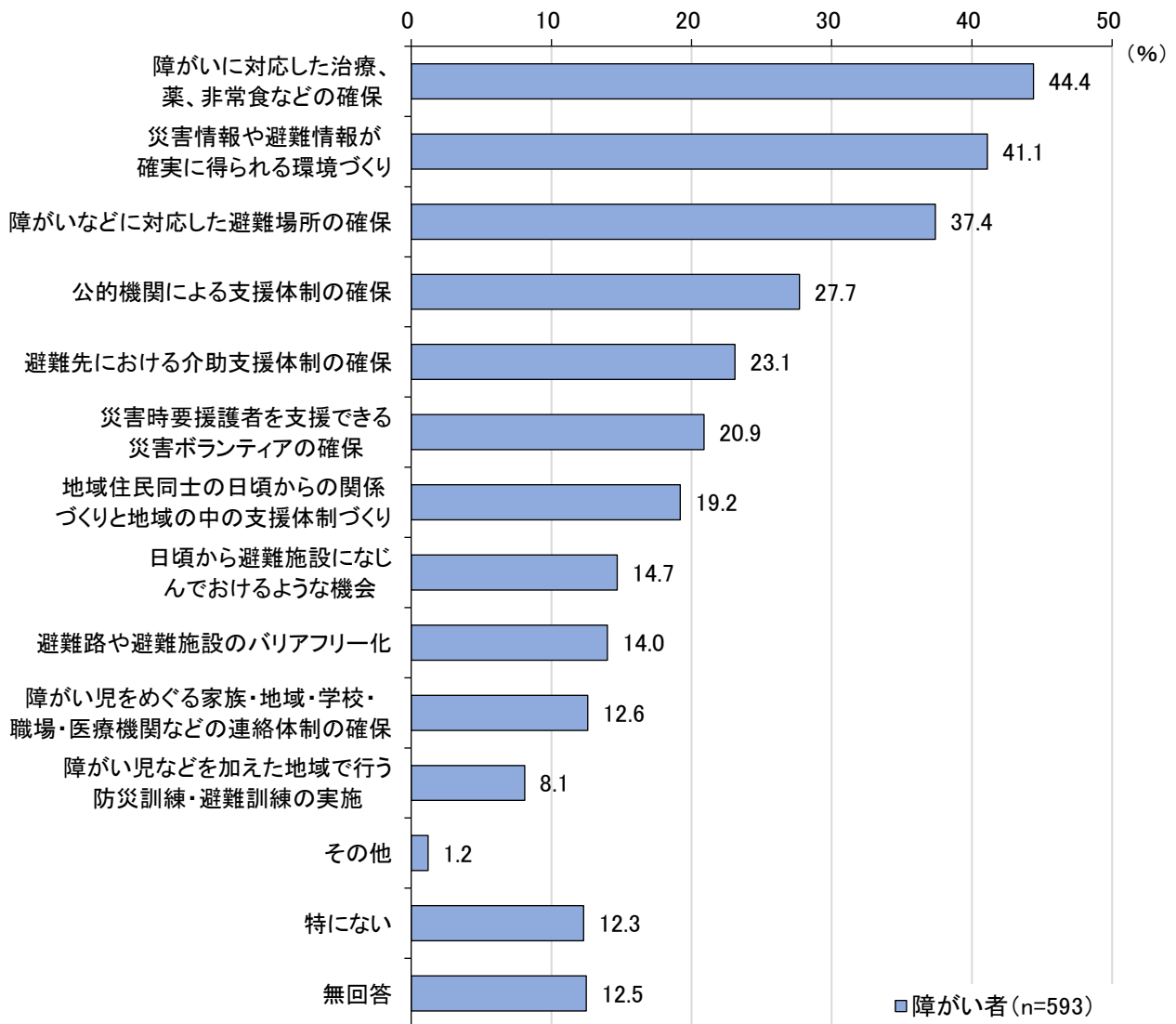
本市では、「なかつメール」や市ホームページの他に、旧中津地域においては、防災行政無線システムや中津市防災緊急告知FMラジオ、旧下毛地域においては、告知放送といった情報伝達手段を確保しています。

また、視覚障がい者には自動電話発信により、聴覚障がい者にはファックス送信により、気象警報や避難情報などの情報発信を行っています。

【今後の取り組み】

今後も「なかつメール」の登録者を増やしていくとともに、多様な情報伝達手段があることを市報なかつや市ホームページなどで広報していきます。

図17 災害時の避難で市や地域に求める支援や配慮



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

④自助・共助・公助が一体となった連携体制の強化

【現状と課題】

災害時には、自分や家族の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」が重要とされています。さらに、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」を併せ、災害に強いコミュニティ体制を強化していく必要があります。

本市では、大規模災害に備えた自主防災組織における防災訓練等の実施に対して支援を行っており、令和4年度の自主防災組織の訓練実施率は54.4%でした。

ただ、アンケート調査結果では、地域の防災訓練への参加状況については、「参加したことがある」と回答した人は、障がい者は15.5%、障がい児の保護者は6.1%と低くなっており（図18参照）、自助・共助の礎となる住民の防災意識を高めていくためにも、障がいのある人への周知活動や積極的な参加を促していく必要があります。

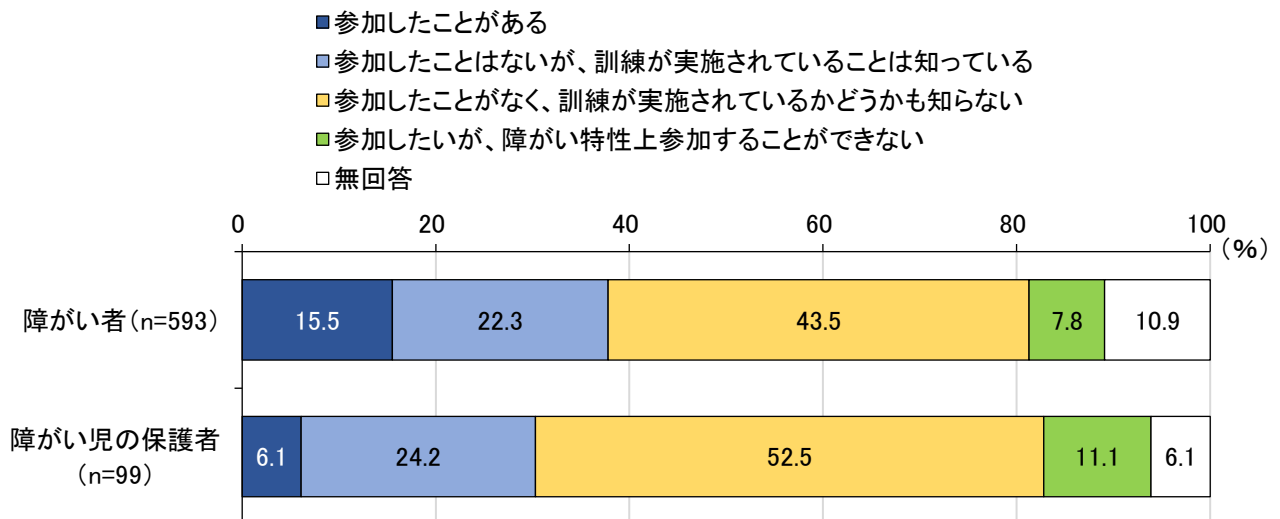
また、要配慮者利用施設※は、避難確保計画の作成や計画に基づく訓練の実施が義務化されたことから、対象施設に年1回以上の避難訓練の実施とその結果報告の提出を依頼しています。

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【今後の取り組み】

障がいのある人が災害時に孤立することがないように、地域の防災訓練や要配慮者施設の避難訓練の実施を促し、自助・共助・公助がバランスよく機能した「災害に強いまち・ひと」の実現を目指します。

図18 地域の防災訓練への参加状況



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

⑤避難所等情報の周知と整備充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、台風や地震などの災害の避難所の認知度については、「知っている」が64.9%、「知らない」が25.6%となっており、障がい児の保護者も、「知っている」が76.8%、「知らない」が19.2%と、「知らない」と回答した人がどちらも2割程度いました（図19参照）。

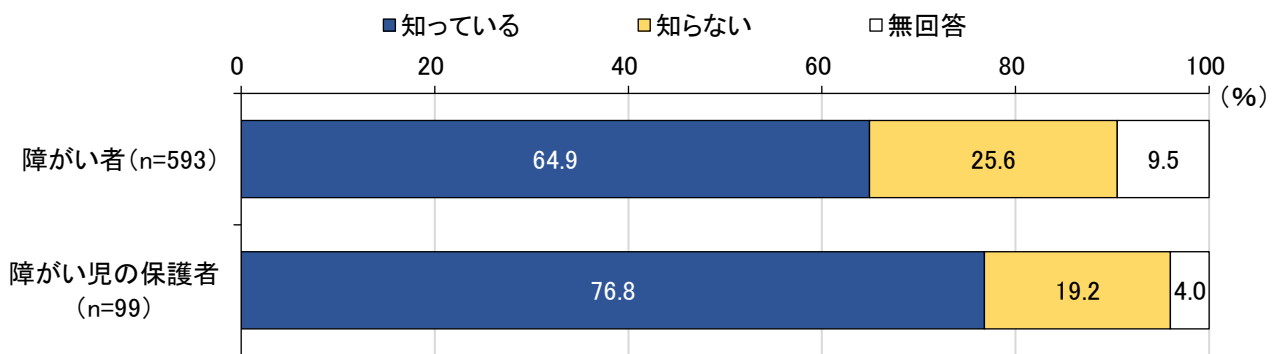
本市では、市報なかつや市ホームページ、防災マップなどの様々な媒体を通じ、避難所情報などについて広報しています。

また、一般指定避難所で過ごすことが難しい障がい者や高齢者などのために、広さやプライバシー等、一定の配慮を行う「指定福祉避難所」も同時に開設し、安心して避難所で過ごすことができるような対応も行っています。

【今後の取り組み】

引き続き、様々な方法で避難所情報を周知するとともに、安心して避難所で過ごすことができるよう体制の強化に努めます。

図19 避難所の認知度



資料：中津市障がい者(児)施策に関するアンケート調査結果(令和4年度)

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

①防犯対策の充実

【現状と課題】

本市では、防犯パトロール車を効果的に活用し、行政による安全で安心なまちづくりに向けた積極的な広報啓発活動や、街頭における市民のニーズにこたえる活動を実施しているほか、市内各地域で、自主防犯活動団体が定期的にパトロールを行うなど、犯罪を軽減防止する活動に取り組んでいます。

また、中津聴覚障害者協会やそのボランティア団体に「110番アプリ」「メール110番」「FAX110番」などの通報制度の周知に努め、聴覚障がい者の通報手段の確保を行いました。

【今後の取り組み】

自主防犯活動団体と協力して、パトロール活動などの地域安全運動を広め、地域全体の防犯意識の高揚を図り、犯罪被害に遭わないためのまちづくり強化に努めます。

②障がい児・者 SOS ネットワーク事業の普及

【現状と課題】

知的障がいや発達障がいのある人の中には、注意力の欠如や衝動性・多動性を持ち合わせていることにより、一人で勝手に飛び出して行方不明になり、事件・事故に巻き込まれてしまうことがあります。

本市では、行方不明のおそれのある障がい児・者の家族が、本人の情報を事前登録し、市福祉支援課や中津消防本部、中津警察署で共有することで、行方不明事案が発生した場合に各機関が連携して早期発見に繋げる「中津市障がい児・者 SOS ネットワーク事業」を令和5年度から始めました。家族の希望があれば、本事業に協力していただいている企業等にも業務に支障のない範囲での検索を依頼することもできます。

【今後の取り組み】

障がい児・者 SOS ネットワーク事業の周知を図り、行方不明事案が発生した場合の早期発見に繋がります。

③消費者トラブルの防止

【現状と課題】

本市では、障がい者や高齢者などの消費者被害防止のため、市報なかつや市ホームページ等を用いて、悪質商法等についての情報提供や相談窓口の周知を行っています。

また、消費生活相談員による出前講座を開設しており、支援学校等で講座を行いました。

障がいのため判断能力が不十分な人が消費者被害等の犯罪に合わないよう、警察署や消費生活センターとの情報交換や、必要に応じて成年後見制度の周知を行っていく必要があります。

【今後の取り組み】

消費者被害防止のため、市報なかつ等を用いて、悪質商法等についての情報提供や相談窓口等を周知するとともに、必要に応じて成年後見制度の案内を行います。

9 権利擁護

(1) 権利擁護の推進

①障がい者への虐待防止

【現状と課題】

障がい者虐待を防止するためには、家庭や障がい者福祉施設、職場において、虐待を見つけた人は市に通報義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことに繋がることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳を持って暮らせる社会の実現を図る必要があります。

本市では、中津市障がい者等基幹相談支援センターが虐待防止センターを兼ねており、障がい者虐待に関する相談を24時間365日受け付ける体制を整備しています。

また、実践現場における権利擁護意識の醸成と関係機関職員の資質向上を目的として、中津市障がい者等基幹相談支援センターと共催で、障害福祉サービス従事者向けの虐待防止研修会を開催しています。

他にも、福祉支援課窓口にて虐待防止の啓発用ポケットティッシュやマスクを設置し、周知・啓発に努めています。

【今後の取り組み】

引き続き、虐待の通報・相談窓口の周知を行うとともに、大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターなど関係機関と連携し、早期発見、早期対応ができるよう努めます。

②障がい者の権利擁護の充実

【現状と課題】

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者や精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの権利や財産などを守る取組が必要となります。

令和3年3月に「中津市成年後見制度利用促進計画」を策定し、権利擁護の支援が必要な人を適切に成年後見制度につなぎ、本人の権利が守られる地域づくりを目指しています。

本市では、中津市社会福祉協議会に委託して、成年後見制度についての相談や普及啓発活動、市民後見推進事業、法人後見支援事業、日常生活自立支援事業など権利擁護に関する様々な取り組みを実施しています。

近年、権利擁護意識の浸透とともに、知的障がい者や精神障がい者の申立ても増加傾向にあり、多重債務や虐待事案など複合的な問題を含むケースも多く、関係機関が連携して総合的な支援をしていく必要があります。

【今後の取り組み】

中津市社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がいある人の権利擁護の充実を図ります。

また、成年後見制度を利用しようとしている人のうち、資力がない人に対して、申立にかかる費用の負担を行い、経済面によって利用を躊躇することを防止して適切な利用を促します。

第 5 章 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

1 第7期障がい福祉計画の基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、社会参加の促進

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とするサービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として相談支援体制を充実・強化し、地域の実態を踏まえた包括的な支援体制の構築を推進します。

また、社会参加を促進するために、障がい者等の文化・芸術や健康づくり・スポーツなどの活動に取り組む機会の確保、情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の育成、障がい当事者によるICT活用の促進等に取り組みます。

(2) 障がい特性に応じた必要な支援の提供と人材の確保・定着

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者・高次脳機能障がい者も含む。）及び難病患者ならびに障がい児とし、障がい種別や高齢者や児童といった年齢別などによることなく、一人ひとりのニーズに応じた柔軟な支援を制度の枠組みを超えて取り組みます。

また、障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保し、定着に繋げるために重要となる、研修の実施、多職種間の連携の推進等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT等の導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係機関と協力して取り組みます。

(3) 入所等から地域生活への移行及び継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援・就労定着支援といった課題に対し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発を行い、地域の関係機関と連携を図りつつ、訪問系・日中系サービスの保障、グループホーム等の充実、地域生活支援拠点等の整備・機能の充実を図り、サービス提供体制の整備に取り組みます。

2 第7期障がい福祉計画の成果目標設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針を踏まえつつ、第6期障がい福祉計画の達成状況・本市の現状をもとに、地域生活移行者の目標値・施設入所者の削減目標値を設定します。

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◇令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
------	---

【第7期計画の成果目標】

内容	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数(A)	129人	令和4年度末の施設入所者数
【目標】地域生活への移行者数	8人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.2%	
【目標】施設入所者の削減数	7人	(A)の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
	5.4%	
令和8年度末時点の施設入所者数	122人	令和8年度末の施設入所者数(見込)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

本市では、ハローワーク中津との共催で障がい者就職面接・説明会が毎年開催され、障がい者が一般就労する機会を提供することに努めています。また、中津市障害者自立支援協議会の専門部会である就労支援部会によるスキルアップセミナーを開催し、身だしなみや履歴書の書き方など面接に向けた準備ができる取り組みも行っています。

国の基本指針を踏まえつつ、第6期障がい福祉計画の達成状況・本市の現状をもとに、福祉施設から一般就労への移行者数や就労移行支援事業の利用者、就労移行支援事業所の就労移行率等を設定します。

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和8年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業からの移行者数を令和3年度実績の概ね1.31倍以上、就労継続支援A型からの移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型からの移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。 ◇就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ◇就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
------	---

【第7期計画の成果目標】

内容	令和3年度実績	令和8年度目標値	令和8年度目標値の考え方
一般就労移行者数…(a)	16人	21人	令和3年度実績の1.31倍
(a)のうち就労移行支援から一般就労への移行者数	10人	11人	令和3年度実績の1.1倍
(a)のうち就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3人	6人	令和3年度実績の2倍
(a)のうち就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人	4人	令和3年度実績の1.33倍
就労定着支援の利用者数	6人	9人	令和3年度実績の1.5倍
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	1事業所	1事業所	国の指針に基づき、就労定着率が7割以上となる事を目標とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】		5割以上	国の指針に基づき、市内の就労移行支援事業所の5割以上となる事を目標とする。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第7期計画の成果目標】

現にサービスを利用している精神障がい者の人数や保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催実績等を勘案して、次の見込量を設定しました。

①保健・医療・福祉関係者による協議の場

協議の場については、平成26年度に中津市障害者自立支援協議会の下部組織として「地域移行支援・地域定着支援連絡会」を設置し、年1回の割合で開催しています。今後も精神障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による連携を推進していきます。

内容			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
連絡会 開催回数	見込	回/年	1	1	2	2	2	2
	実績	回/年	1	1	1			
連絡会 構成人数※	見込	人	2	2	2	8	8	8
	実績	人	2	2	2			
目標設定 及び評価の 実施回数	見込	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			

※第6期障がい福祉計画までは「関係者ごとの参加人数」で集計。

②精神障がい者の障害福祉サービス利用

内容		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	2			
地域定着支援	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
共同生活援助	見込	93	99	105	85	90	95
	実績	82	78	78			
自立生活援助	見込	1	1	1	2	2	2
	実績	1	0	1			
自立訓練 (生活訓練)	見込				10	10	10
	実績	14	10	9			

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の機能については、令和3年3月より開始しています。今後は、国の基本指針を踏まえつつ、本市における地域生活支援拠点等の機能をさらに改善、強化していくために基幹連携会議等で協議していくとともに、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るため、状況や支援ニーズの把握を行い、安心して生活を続けられる地域づくりを目指します。

国の指針	<p>◇地域生活支援拠点について、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>◇強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
------	---

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	実施
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	年1回以上
強度行動障がいを有する人への支援体制の整備【新規】	実施

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針を踏まえつつ、本市の現状をもとに、相談支援体制の充実・強化を行っていくために、以下の成果目標を設定します。

国の指針	<ul style="list-style-type: none">◇相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。◇地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数の見込みを設定する。◇地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。◇地域の相談機関との連携強化の取組や個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。◇基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。◇協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数を見込みを設定する。
------	---

【第7期計画の成果目標】

本市では基幹相談支援センターを設置し、障がい者の総合的・専門的な相談窓口となっています。また、基幹相談支援センターでは以下に挙げる地域の相談支援体制の強化のための取組を行っています。本計画では各取組の実施回数を見込みを設定し、継続して行うことで、市内における相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	取組内容	目標値
市内の相談支援事業者等に対して専門的な指導・助言	中津市が市内指定特定相談支援事業所に対して行う実地調査の回数	年2回
市内の相談支援事業者の人材育成の支援	基幹相談支援センターが実施する市内相談支援事業所向け研修会の実施回数	年6回
市内の相談機関との連携強化の取組	中津市や相談支援機関との連絡会の回数	年18回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善【新規】	中津市や相談支援機関との連絡会にて個別事例の支援状況の確認・検証した回数	年6回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置【新規】	主任相談支援専門員の配置数	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施新規【新規】	専門部会等における事例検討の実施回数	年3回
	参加事業者・機関数	11か所
協議会の専門部会の設置【新規】	専門部会の設置数	1か所
	専門部会の実施回数	年5回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の指針	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。
------	--

【第7期計画の成果目標】

大分県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数を設定します。

項目	取組内容	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	大分県が実施する研修への参加人数	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析及び結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数の見込み	体制：有
		年1回

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言ならびに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要するものに、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の援護、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を有する障がい者等で、意思疎通に著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりのものならびに知的障がい 又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有するものに、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

②第6期障がい福祉計画の実績

サービス名		延利用時間(時間/月)			実利用者数(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R3年度	R4年度	R5年度見込
居宅介護	計画(A)	1,197	1,197	1,197	64	64	64
	実績(B)	1,030	1,106	900	48	48	53
	(B)/(A)	86.0%	92.4%	75.2%	75.0%	75.0%	82.8%
重度訪問介護	計画(A)	310	310	310	1	1	1
	実績(B)	750	1,044	1,300	2	4	4
	(B)/(A)	241.9%	336.8%	419.4%	200.0%	400.0%	400.0%
同行援護	計画(A)	50	50	50	6	6	6
	実績(B)	39	40	70	4	6	8
	(B)/(A)	78.0%	80.0%	140.0%	66.7%	100.0%	133.3%
行動援護	計画(A)	115	115	115	6	6	6
	実績(B)	56	58	70	3	3	6
	(B)/(A)	48.7%	50.4%	60.9%	50.0%	50.0%	100.0%
重度障害者等 包括支援	計画(A)	266	266	266	1	1	1
	実績(B)	279	286	317	1	1	1
	(B)/(A)	104.9%	107.5%	119.2%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	計画(A)	1,938	1,938	1,938	78	78	78
	実績(B)	2,154	2,534	2,657	58	62	72
	(B)/(A)	111.1%	130.8%	137.1%	74.4%	79.5%	92.3%

数値は各年度の3月におけるサービス量(令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量)

③第7期障がい福祉計画のサービス見込量

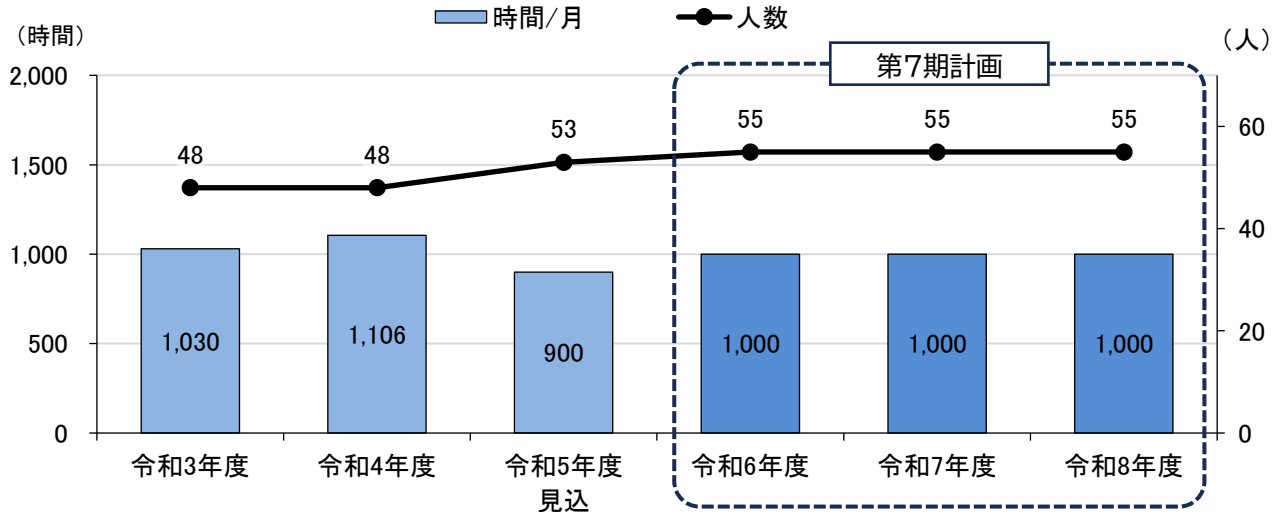
サービス名	R6年度		R7年度		R8年度	
	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月
居宅介護	1,000	55	1,000	55	1,000	55
重度訪問介護	1,400	4	1,500	4	1,600	4
同行援護	70	8	70	8	70	8
行動援護	80	7	80	7	80	7
重度障害者等 包括支援	320	1	320	1	320	1
合計	2,870	75	2,970	75	3,070	75

数値は各年度の3月におけるサービス量

④サービス見込量の考え方

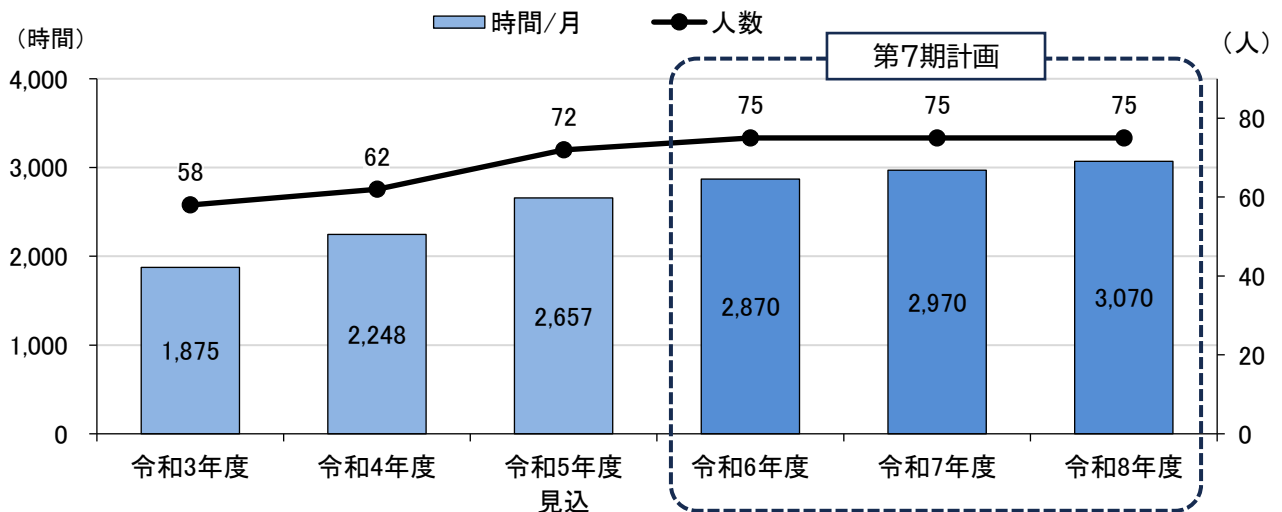
a. 居宅介護

介護保険への移行、地域移行後の利用に係るニーズが同程度になると予想し、横ばいで推移すると見込みました。



b. 訪問系サービスの合計サービス量

訪問系サービスの合計サービス量では、第6期の3か年では増加傾向にあり、主な要因としては「重度訪問介護」の支給量の増加に伴うものとなっています。また、直近数年は新型コロナウイルス感染症による影響がみられていましたが、今後は同行援護・行動援護などの外出支援のニーズも増加していくものとして、第7期計画においては全体的に増加を見込みました。一方、ヘルパー不足という課題があり、長時間の利用や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声も上がっていることから、中津市障害者自立支援協議会においてヘルパー確保に向けて検討します。



(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間において施設で入浴や排泄、食事などの介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する障がい者に、就労アセスメントの手法を活用し、本人の意向、就労能力や適性等に合った働き方・就労先の選択について支援します。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	医療に必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養にかかる介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護をする人の疾病その他の理由により、障がいのある人が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含めて施設等で入浴や排泄、食事の介護等の支援を行います。

②第6期計画の実績

サービス名		延利用時間(人日/月)			実利用者数(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R3年度	R4年度	R5年度見込
生活介護	計画(A)	3,845	3,910	3,974	178	181	184
	実績(B)	3,745	3,675	3,769	171	170	175
	(B)/(A)	97.4%	94.0%	94.8%	96.1%	93.9%	95.1%
自立訓練 (機能訓練)	計画(A)	40	40	40	2	2	2
	実績(B)	1	7	0	1	1	0
	(B)/(A)	2.5%	17.5%	0.0%	50.0%	50.0%	0%
自立訓練 (生活訓練)	計画(A)	380	659	677	23	36	37
	実績(B)	641	485	550	35	28	25
	(B)/(A)	168.7%	73.6%	81.2%	152.2%	77.8%	67.6%
就労移行支援	計画(A)	422	443	464	20	21	22
	実績(B)	328	268	464	18	13	22
	(B)/(A)	77.7%	60.5%	100.0%	90.0%	61.9%	100.0%
就労継続 支援A型	計画(A)	2,346	2,392	2,438	117	119	121
	実績(B)	2,431	2,429	2,438	119	116	121
	(B)/(A)	103.6%	101.5%	100.0%	101.7%	97.5%	100.0%
就労継続 支援B型	計画(A)	7,338	7,568	7,798	373	383	393
	実績(B)	6,985	7,282	7,505	365	378	395
	(B)/(A)	95.2%	96.2%	96.2%	97.9%	98.7%	100.5%
就労定着支援	計画(A)				4	5	6
	実績(B)				6	10	6
	(B)/(A)				150.0%	200.0%	100.0%
療養介護	計画(A)				25	25	25
	実績(B)				24	25	25
	(B)/(A)				96.0%	100.0%	100.0%
短期入所	計画(A)	81	92	103	15	17	19
	実績(B)	107	24	74	5	4	10
	(B)/(A)	132.1%	26.1%	71.8%	33.3%	23.5%	52.6%

数値は各年度の3月におけるサービス量(令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量)

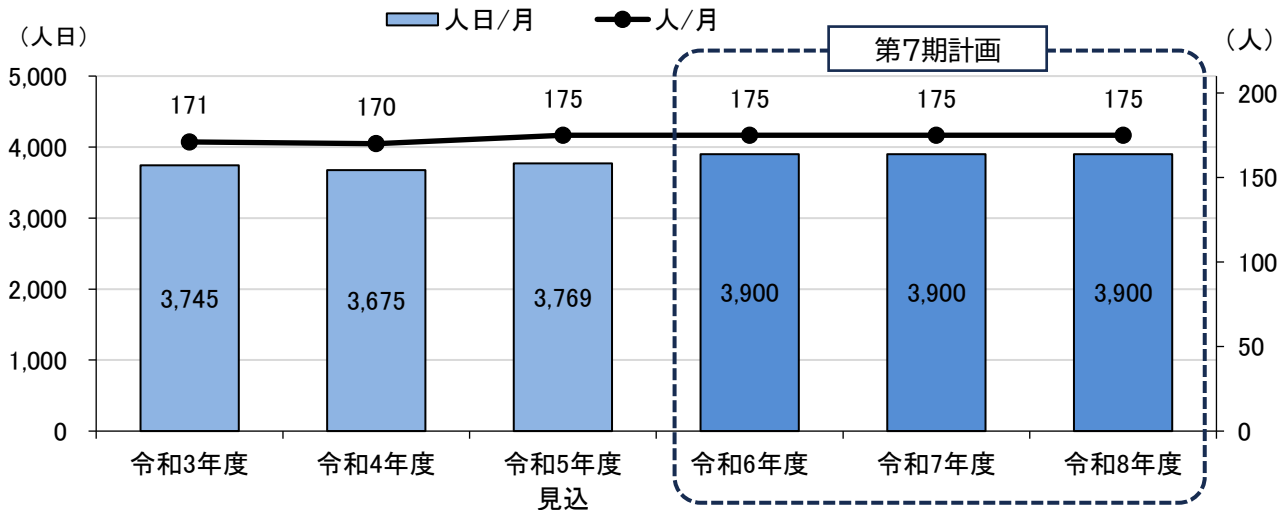
③第7期のサービス見込量

サービス名	R6 年度		R7 年度		R8 年度	
	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
生活介護	3,900	175	3,900	175	3,900	175
自立訓練(機能訓練)	40	2	40	2	40	2
自立訓練(生活訓練)	550	25	550	25	550	25
就労選択支援			40	4	50	5
就労移行支援	300	18	300	18	300	18
就労継続支援A型	2,450	124	2,470	127	2,490	130
就労継続支援B型	7,885	415	8,075	425	8,170	430
就労定着支援		8		8		8
療養介護		25		25		25
短期入所	86	12	86	12	86	12

④サービス見込量の考え方

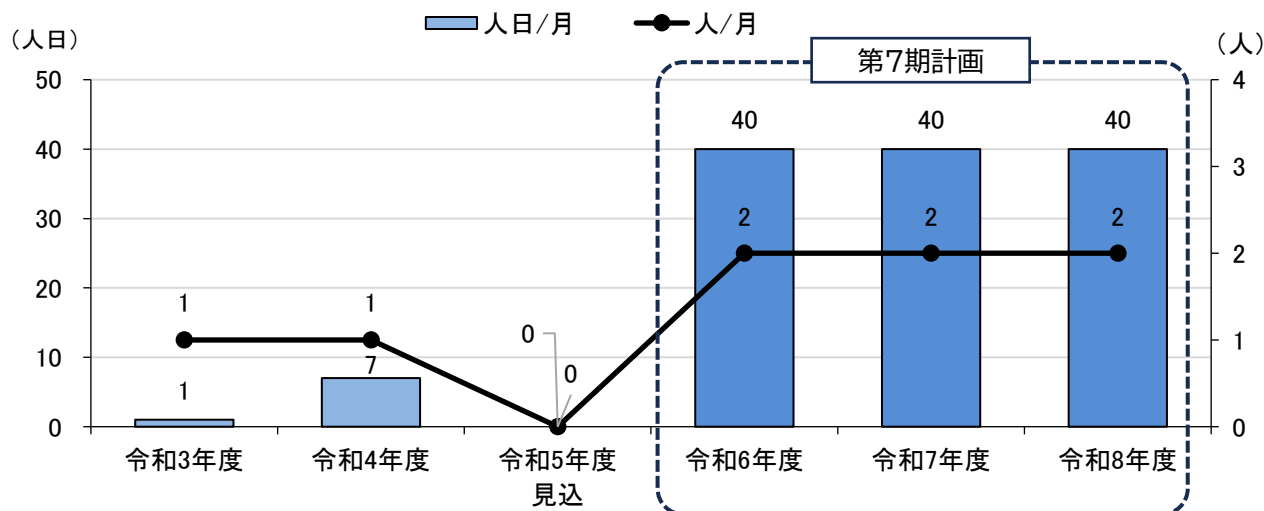
α. 生活介護

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では8か所あり、令和2年3月時点の7か所から1か所増加しています。直近5か年では増加傾向にあるものの、施設入所者は減少傾向にあり、近年の実績や現在の状況、利用者ニーズから、ほぼ横ばいに推移するものとして見込みました。



b. 自立訓練（機能訓練）

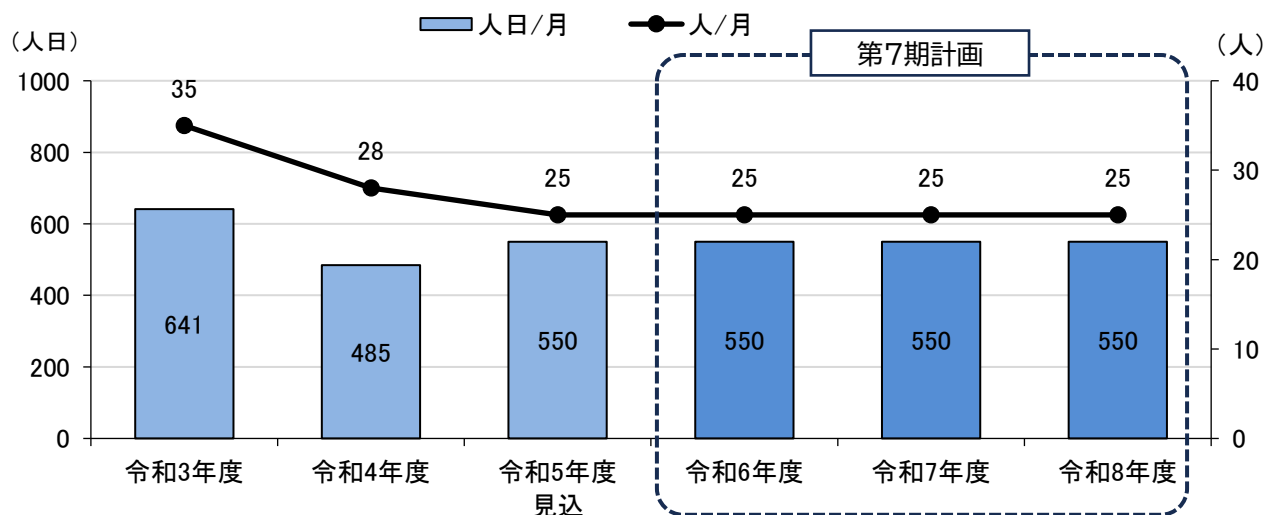
中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では0か所で、令和2年3月時点の0か所から増減はありません。令和3・4年度末時点では利用人数は1名で、利用日数は1日、7日となっており、これは利用日数特例制度によるもので、実際の利用は月平均20日程度でした。令和5年12月時点での利用実績はありませんが、近年の実績の状況から、第7期計画も引き続き、利用人数は2名、利用日数は40日として見込みました。



c. 自立訓練（生活訓練）

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では2か所あり、令和2年3月時点の1か所から1事業所増加しています。これは、令和3年度に事業所の新設があり、令和3年度は近年で一番高い実績となっていますが、自立訓練（生活訓練）は標準利用期間が2年とされていることから、令和4年度実績では利用人数・日数ともに減少しています。

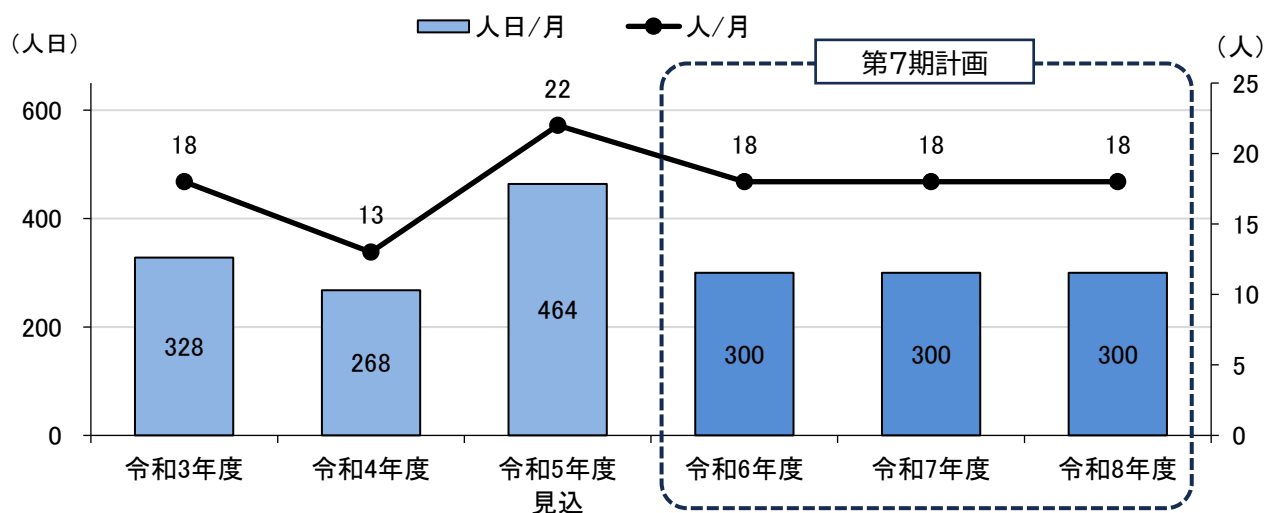
近年の実績と現在の状況から、今後も年度間では利用人数・日数について増減しながら横ばいに推移していくものとして、平均の数値で見込みました。



d. 就労移行支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では5か所あり、令和2年3月時点の4か所から1事業所増加しています。就労移行支援も標準利用期間が2年とされていることから、利用人数・日数は年度間で増減が見られています。直近の実績や現在の状況から、第7期計画では各年の平均数値で推移するものとして見込みました。

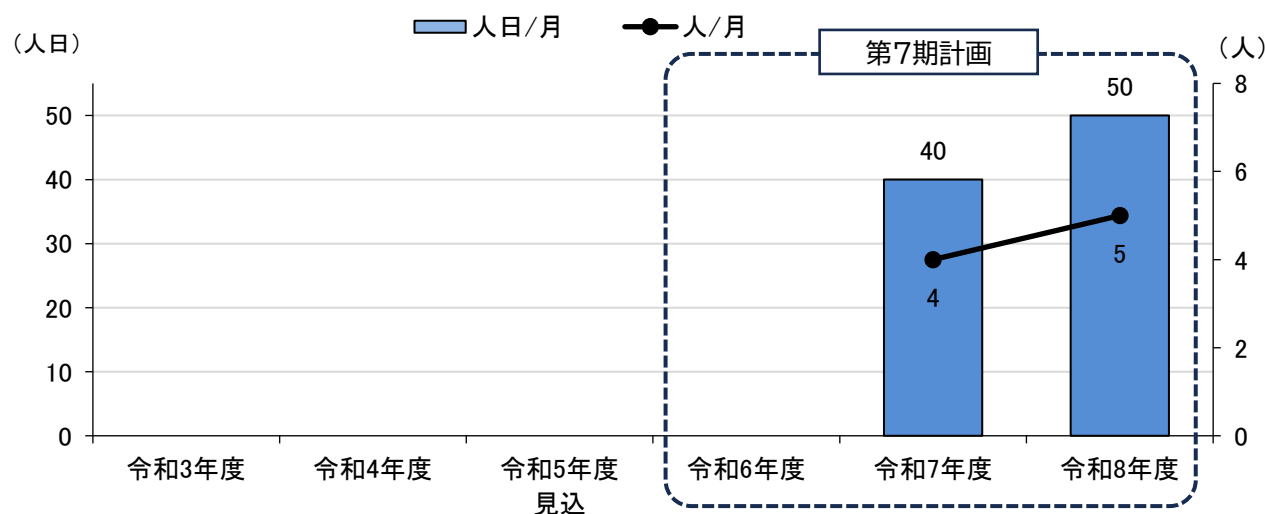
全国的に事業所が増加傾向にあるものの、中津市においては一般就労への移行先が限られているなど、雇用とのマッチングが課題であり、引き続き中津市障害者自立支援協議会を通じて雇用創出に向けて検討していきます。



e. 就労選択支援【新設：令和7年10月～】

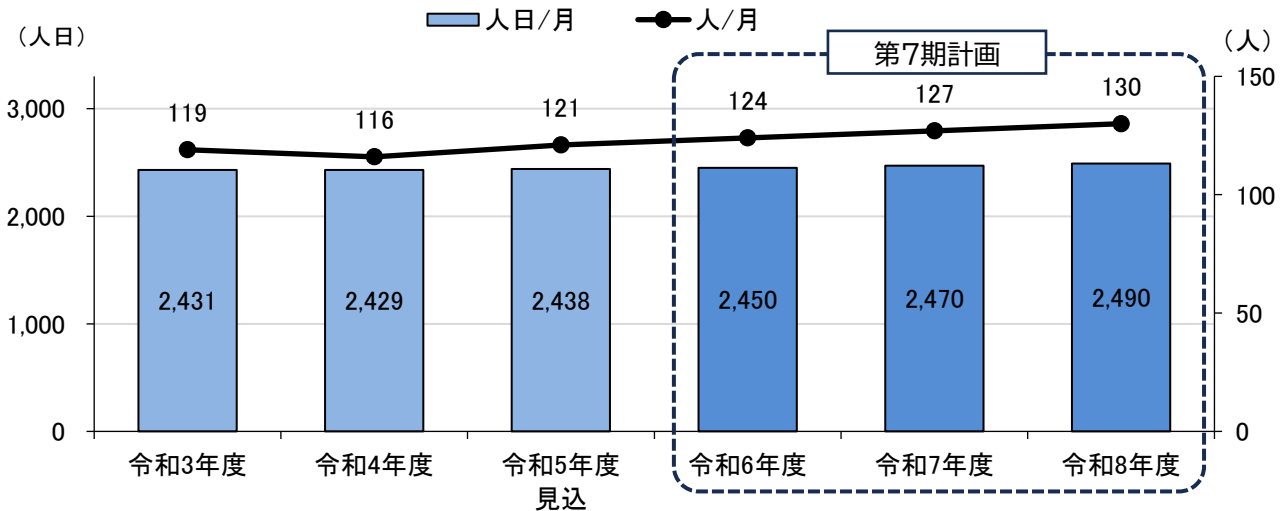
就労を希望する障がい者に、就労について適切な選択を支援するため新設されるサービスで、就労系サービスの開始前に利用することが想定されます。第7期計画においては、各年3月の新規利用者を想定して利用人数・日数を見込みました。

令和7年10月から新設されるサービスのため、国等からの当該サービスに関する情報を的確に把握するとともに、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、関連する事業者や利用希望者等に制度内容や利用方法について周知を進めます。



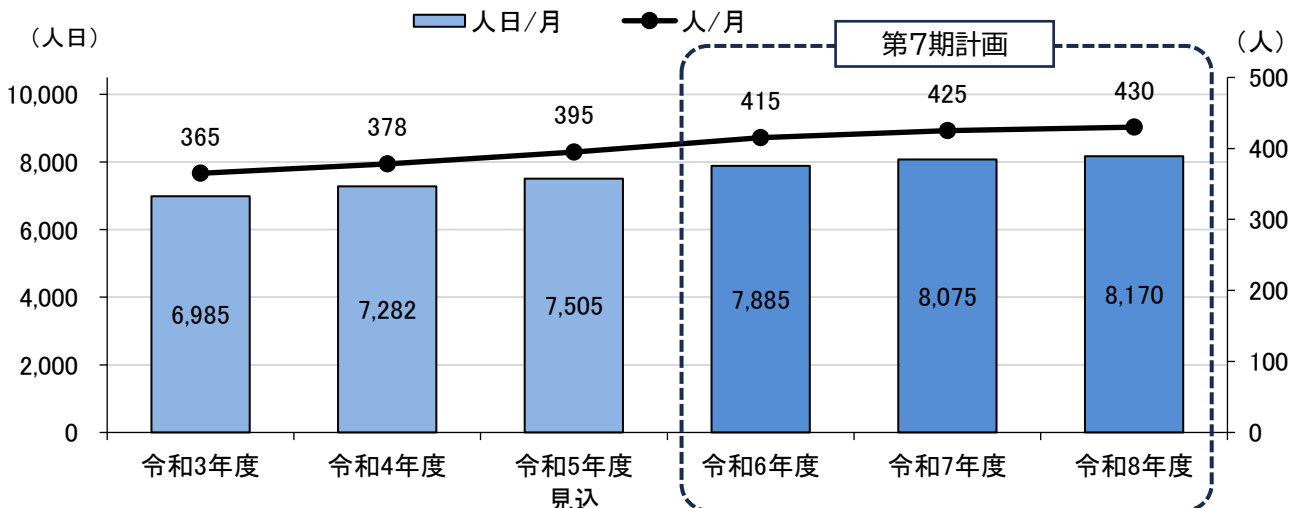
f. 就労継続支援A型

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では6か所あり、令和2年3月時点の5か所から1事業所増加しています。支援学校の卒業生の利用など新規利用者が毎年見込まれており、今後も緩やかに増加していくものとし、第7期計画については各年度ともに利用人数は3人、利用日数は20日ずつ増加で見込みました。中津市は県境に位置していることから、福岡県との最低賃金差から市外の事業所を利用する人も多く見られています。利用者のニーズにあった就労先の選択ができるよう、情報収集・情報提供に努めます。



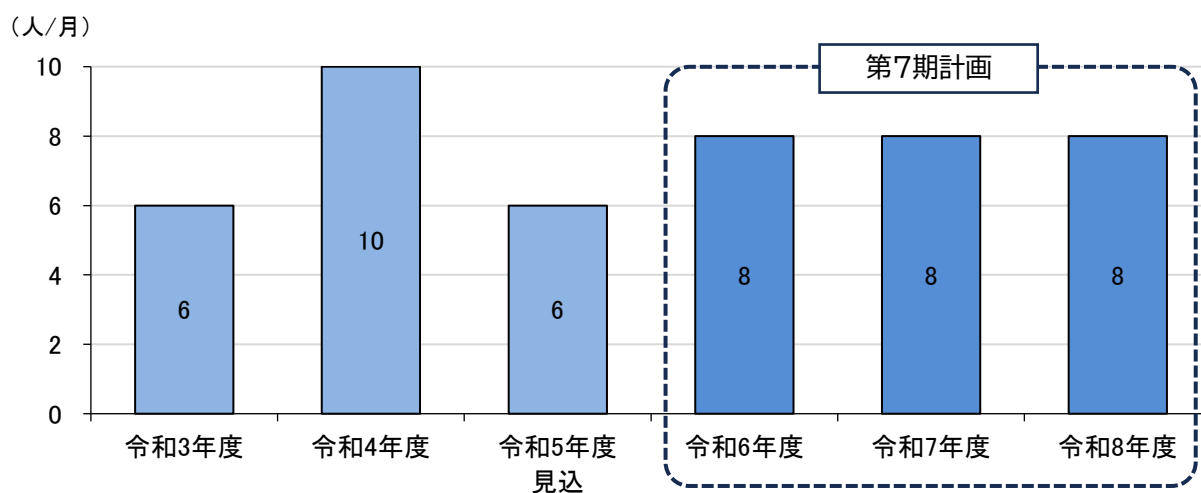
g. 就労継続支援B型

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では15か所あり、令和2年3月時点の13か所から2事業所増加しています。就労継続支援A型と同様、支援学校の卒業生など新規利用者が見込まれており、現在の状況から、今後も事業所展開が想定され、第7期計画では増加を見込みました。活動内容や利用のペース、送迎の確保など、利用者のマッチングが重要であり、生きがいや社会参加の場としても多様な働き方ができる事業所の確保に努めます。また、福祉的就労の受注拡大を図るため、「中津市障がい者優先調達推進方針」に基づき、物品等の調達推進を図ります。



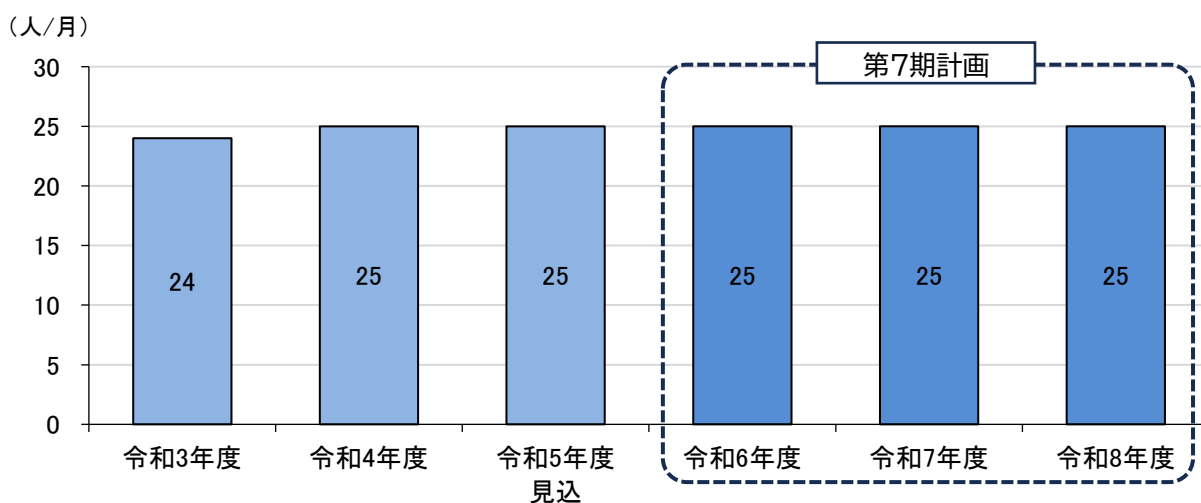
h. 就労定着支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では1か所あり、令和2年3月時点の0か所から1事業所増加しています。国の基本的な方針における成果目標として、就労定着支援事業所の利用者数の増加と就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の確保が示されています。就労と生活の両面を見据えた支援により就労の継続を図るため、サービスの利用促進を図っていくとともに、また雇用定着を進めるため、事業所の確保に努めます。



i. 療養介護

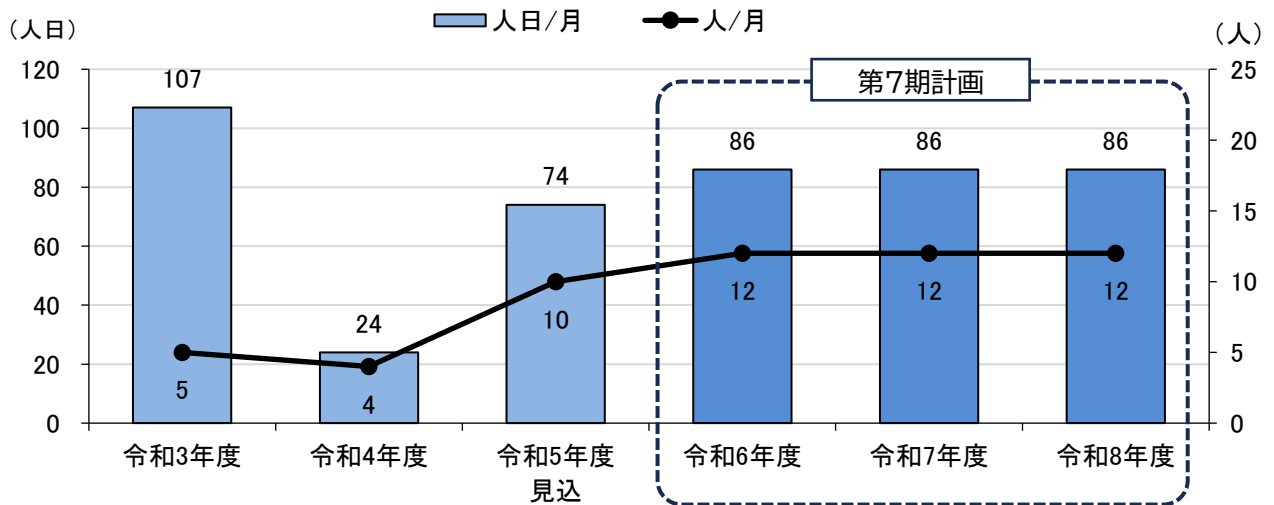
中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では1か所あり、令和2年3月時点の1か所から増減はありません。近年の実績と現在の状況から、利用状況は今後もほぼ横ばいであると見込み、第7期計画においては令和4年度及び令和5年度見込みと同数値としました。



j. 短期入所

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では5か所あり、令和2年3月時点の4か所から1事業所増加しています。第6期計画の3か年においては、新型コロナウイルス感染症の影響で施設の受入れができなかった状況がある一方、令和3年度実績では施設入所待機者による短期入所サービスの長期利用があったことなどの特殊要因があり、年度間での実績差が生じています。

第7期計画においては、新型コロナウイルス感染症の流行以前の実績状況と同程度の利用を見込んで算出しました。介護する家族を支援するためのレスパイト利用のほか、介護者の入院や施設入所待機のための利用などニーズは増えていますが、緊急時の利用確保や医療的ケアに対応した事業所が少ないといった課題があります。利用希望者のニーズを把握しながら、中津市障害者自立支援協議会などで検討を重ねながら、引き続き拡充に努めます。



(3) 居住系サービスについて

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む障がい者につき、主として夜間において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言等の日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画のサービス見込量

サービス名		第6期計画実績(人/月)			第7期計画見込(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	計画(A)	187	199	211	200	205	210
	実績(B)	175	175	185			
	(B)/(A)	93.6%	87.9%	87.7%			
施設入所支援	計画(A)	131	130	129	125	124	122
	実績(B)	127	127	127			
	(B)/(A)	96.9%	97.7%	98.4%			
自立生活援助	計画(A)	1	1	1	5	6	7
	実績(B)	0	2	5			
	(B)/(A)	0.0%	200.0%	500.0%			

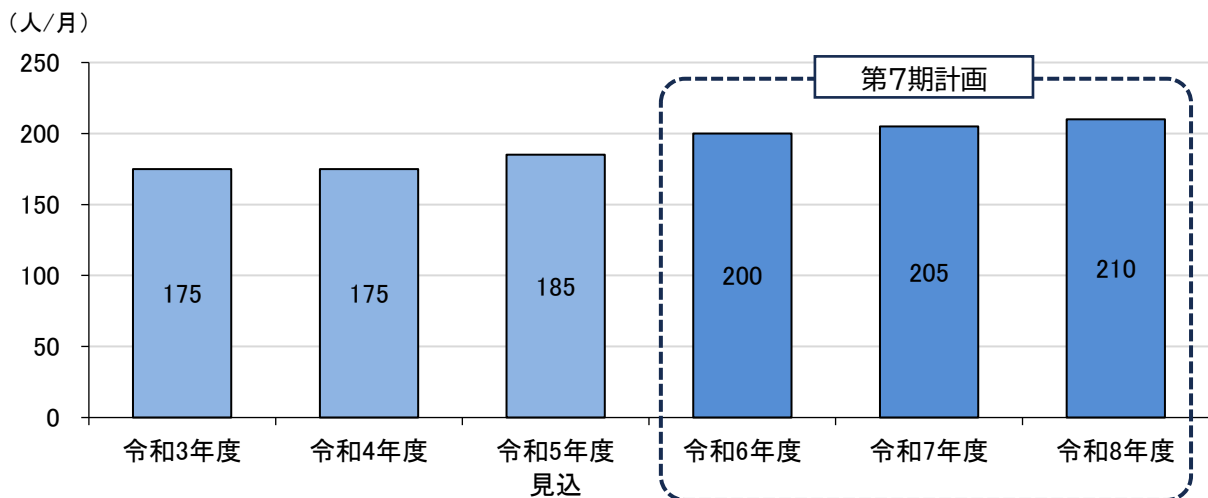
数値は各年度の3月におけるサービス量(令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量)

③サービス見込量の考え方

a. 共同生活援助

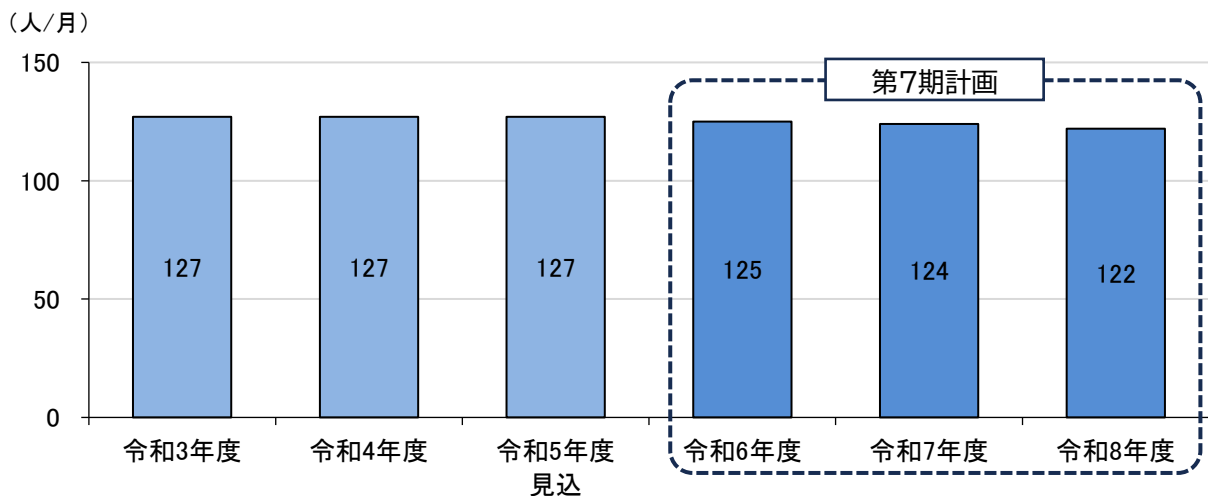
中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では18か所あり、令和2年3月時点の15か所から3事業所増加しています。利用者、グループホームの設置数ともに毎年増加傾向にあり、現在の状況から新たな事業所設置を見込むとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行による利用者も勘案し、第7期計画においても5人ずつの利用者の増加を見込みました。

アンケート調査結果では、入所・居住系のサービスについて、「必要がない」とする回答が半分を占めていた一方で、「地域にサービス提供場所がない」という回答が次いで多くみられており、地域生活への移行や継続を推進するためにも、利用者のニーズに合ったサービス内容や重度障がい者への対応について働きかけながら、整備を進めます。



b. 施設入所支援

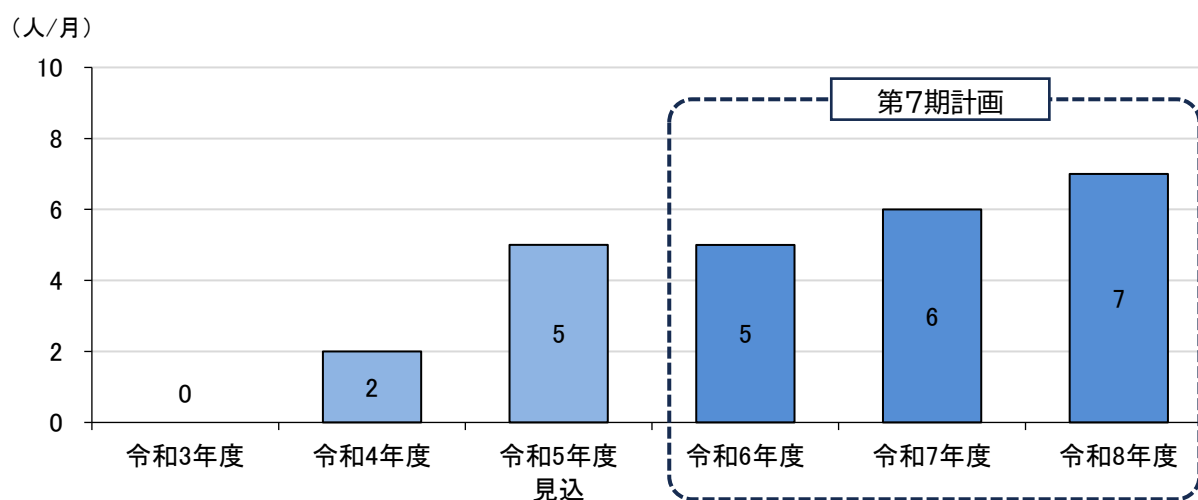
中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では1か所あり、令和2年3月時点の1か所から増減はありません。近年の実績と施設入所に対するニーズ、地域移行やグループホーム新設等の状況を勘案し、利用者は微減すると見込みました。



c. 自立生活援助

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では1か所あり、令和2年3月時点の0か所から1事業所増加しています。自立生活援助は、地域で暮らす利用者に対して定期的な訪問を行い、家事全般や金銭管理、体調管理や近隣との関係などに課題はないかを確認し、必要な支援や連絡調整を行うことによって、地域での生活への移行や継続を支援するサービスで、平成30年度に開始した比較的新しいサービスとなっています。令和5年度途中に中津市内において1事業所新設したことにより、制度内容や利用方法について周知が進んだことや、地域で生活を開始した利用者にとって必要とする支援とサービス提供内容がマッチングしていたことから、利用者は増加しています。

第7期計画においても、地域移行などを想定し、増加を見込みました。



(4) 相談支援について

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの必要な支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画のサービス見込量

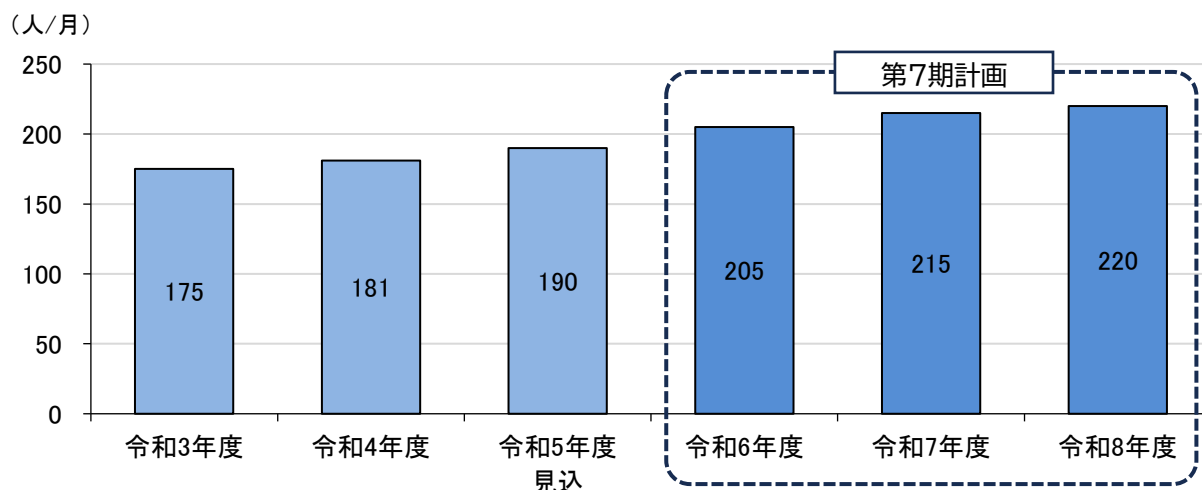
サービス名		第6期計画実績(人/月)			第7期計画見込(人/月)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度見込	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	計画(A)	179	192	204	205	215	220
	実績(B)	175	181	190			
	(B)/(A)	97.8%	94.3%	93.1%			
地域移行支援	計画(A)	2	2	2	3	4	5
	実績(B)	1	0	2			
	(B)/(A)	50.0%	0.0%	100.0%			
地域定着支援	計画(A)	1	1	1	2	3	4
	実績(B)	1	0	1			
	(B)/(A)	100.0%	0.0%	100.0%			

数値は各年度の年間利用者数を12か月で除した値(月平均値)

③サービス見込量の考え方

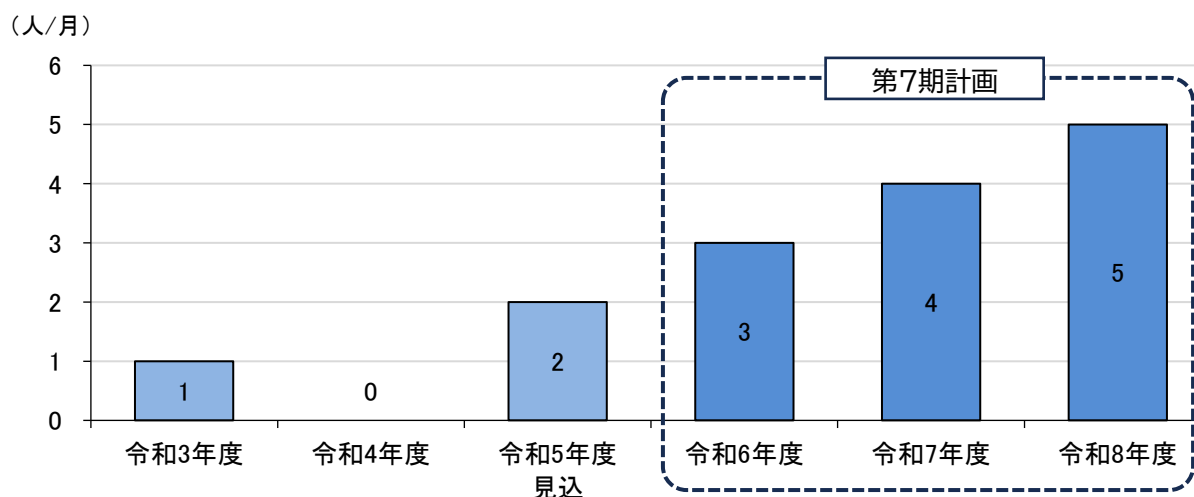
a. 計画相談支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では9か所あり、令和2年3月時点の8か所から1事業所増加しています。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、第7期計画においても引き続き増加を見込みました。一方、障害福祉サービス等の利用者の増加により、新規利用者への対応が困難な状況も続いています。引き続き、障害福祉サービス等の事業所の新規新設を希望する事業所に対し、計画相談支援も併せて立ち上げるよう働きかけを行い、担い手の確保を図るとともに、中津市障害者自立支援協議会の相談支援部会において計画作成の質の向上や課題の共有等に努めます。



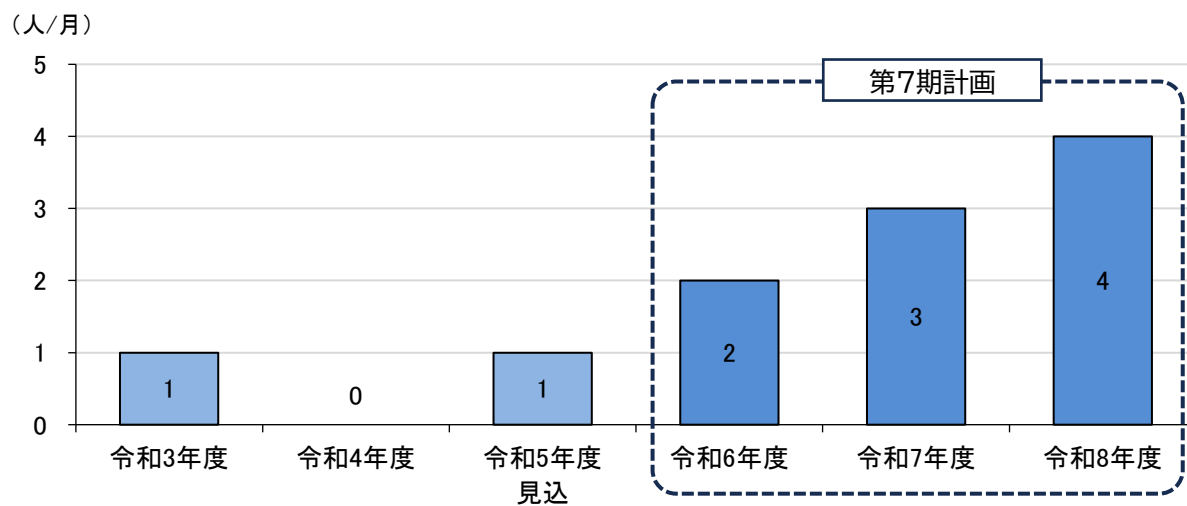
b. 地域移行支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では3か所あり、令和2年3月時点の3か所から増減はありません。近年の実績と現在の状況をもとに、入所施設や精神科病院からの地域移行を勧奨し、今後増加していくと見込みました。



c. 地域定着支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では3か所あり、令和2年3月時点の3か所から増減はありません。地域移行支援と同様、近年の実績と現在の状況をもとに、入所施設や精神科病院からの地域移行を勧奨し、今後増加していくと見込みました。



4 地域生活支援事業の見込量

障害者総合支援法では、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村の判断により柔軟に実施できる事業として地域生活支援事業を位置付けています。中津市では、こうした点を踏まえ、地域に根差した事業を実施し、福祉の推進を図ります。

(1) 理解促進研修・啓発事業【必須事業】

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的に、障がい者等に対する理解を深めてもらうための研修・啓発をする事業です。

具体的には以下のような事業に取り組みます。

① 共生社会推進レクリエーション事業

障がい者等との共生社会推進、社会参加の促進及び障がいに対する理解促進を目的に、障がいの種別を問うことなく、障がい者と介助等ボランティアが共にタンデム車(2人乗り自転車)に乗るサイクリングをはじめ、車椅子による参加、ウォーキング等を織り交ぜたスポーツ・レクリエーションを行います。

② 子ども・事業所向け手話教室開催事業

こどもや企業で働いている市民に対して、手話学習や聴覚障がい者の生活状況などの講義を通じて、聴覚障がい者にとって重要なコミュニケーションツールである手話及び聴覚障がいに対する理解を促進・普及するとともに、ボランティアなどの障がい者支援を身近に感じてもらうことで、障がい者等との共生社会の実現を図ります。

③ 講演会開催事業

市民を対象に、障がいについての理解を深めてもらうための講演会を開催します。

理解促進研修・ 啓発事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業【必須事業】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域生活における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

自発的活動 支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
支援団体数(団体)	5	5	6	6	6	6

(3) 相談支援事業【必須事業】

障がい者や障がい児の保護者、障がい者等を介護している人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を行います。

①基幹相談支援センター等機能強化事業

平成 29 年度より中津市教育福祉センター内に「中津市障がい者等基幹相談支援センター」を設置し、事業実施が可能な法人に委託することにより、相談支援専門員をはじめ、精神保健福祉士、社会福祉士などの専門職員を配置しています。同センターでは、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。障がい者等やその家族、支援者などから障がいに関するすべての相談を受け付け、必要な相談支援を提供するワンストップの相談窓口を実施していきます。

②住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援するための事業です。

入居相談は引き続き実施していきますが、保証人の問題については、今後の検討課題です。

相談支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
委託事業所数(事業所)	1	1	1	1	1	1
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居支援事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする事業です。必要に応じて申立てを市長が代行して行うとともに、申立てに必要な経費や後見人等に対する報酬を支払うことが困難な人には助成を行います。今後の親なきあとの支援に伴い、増えていくことが想定されます。

成年後見制度利用支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
市長申立件数(人/年)	0	0	3	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする制度です。

成年後見制度 法人後見支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業【必須事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

中津市では、平成31年4月より「中津市手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、手話言語の普及や、障がいの特性に応じたコミュニケーションをしやすい環境整備を通じた共生社会の実現に取り組んでいます。今後とも、地域生活支援事業を活用した環境整備に努めます。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人に対して、通訳者等を派遣するほか、市主催の講演会等においては、可能な限り通訳者等を配置し、聴覚障がい者等の自立及び社会活動への参加を支援します。

手話通訳者・要約 筆記者派遣事業		第6期計画実績			第7期計画見込		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳	実利用者数 (人/年)	28	24	25	30	30	30
	延利用者数 (件/年)	328	317	320	330	330	330
	主催者派遣 (件/年)	8	8	8	10	10	10
要約筆記	実利用者数 (人/年)	4	4	4	4	4	4
	延利用者数 (件/年)	27	44	44	45	45	45
	主催者派遣 (件/年)	2	3	3	5	5	5

②手話通訳者設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を支援するため、手話通訳者を設置する事業です。平成 28 年度までは中津市教育福祉センター内の福祉相談室と市役所窓口に設置していましたが、平成 29 年度からは市役所窓口のみの実施となっています。

手話通訳者設置事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
設置数(人)	1	1	1	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業【必須事業】

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動といった自立生活を支援する用具

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養を支援する用具

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭などの情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具などの排泄管理を支援する用具

⑥居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

日常生活用具給付等事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具(件)	3	8	3	4	4	4
自立生活支援用具(件)	15	16	17	17	17	17
在宅療養等支援用具(件)	13	27	12	16	16	16
情報・意思疎通支援用具(件)	17	23	19	19	19	19
排泄管理支援用具(件)	2,077	1,897	1,852	2,567	2,567	2,567
居宅生活動作補助用具(件)	2	4	9	5	5	5

(8) 手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業です。また、研修修了者向けの研修も不定期で開催し、手話の知識や表現技術の向上に努めております。修了者数は過去の実績等から勘案して見込みました。

手話奉仕員養成研修事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
養成研修修了者数(人)	11	18	24	20	20	20

(9) 移動支援事業【必須事業】

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

移動支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数(人)	39	34	37	37	37	37
延べ利用時間(時間)	1,875	1,950	2,373	1,975	1,975	1,975

(10) 地域活動支援センター事業【必須事業】

障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ることを目的とする事業です。平成29年度より新たに、相談支援専門員を配置した機能強化事業(I型)を始めました。

地域活動支援センター事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数(か所)	3	3	3	3	3	3
実利用者数(人)	25	21	50	60	65	70

(11) 福祉ホーム事業【任意事業】

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅で生活することが困難な障がい者に、低額な料金で居室や設備を提供し、利用者への相談等も行う事業です。

福祉ホーム事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2	2
実利用者数(人)	7	7	7	7	7	7

(12) 訪問入浴サービス事業【任意事業】

居宅における入浴が困難な障がい者等に対し、入浴サービスを行う事業で、障がい者等の身体の清潔及び心身機能を維持し、もって日常生活の支援、福祉の増進を図ります。

訪問入浴サービス事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2	2
実利用者数(人)	0	0	1	1	1	1

(13) 日中一時支援事業【任意事業】

障がい児等の日中における活動の場を確保し、障がい児等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を目的とする事業です。

日中一時支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数(か所)	15	15	16	16	16	16
実利用者数(人)	36	30	33	33	33	33

(14) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業【任意事業】

障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催する事業です。

①障がい者スポーツ振興支援事業

障がい者団体に委託して各種障がい者スポーツに取り組み、「ふれあい球技大会」や「ふうせんバレーボール大会」などには毎年多くの方が楽しんで参加しています。今後も継続して実施していく予定です。

障がい者スポーツ振興支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②障がい児・者余暇活動支援事業

障がい児等の余暇支援を目的に、学校が休みの日に実施しています。毎回、取り組み内容を変えて、楽しめるように企画しており、今後も継続して支援を行います。

障がい児・者余暇活動支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(15) 点字・音訳広報等発行事業【任意事業】

文字による情報入手が困難な障がい者等のため、市報等の地域生活をするうえで必要度の高い情報を点訳・音訳により提供する事業です。

点字広報等発行事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
登録者数(人)	38	33	34	35	35	35

(16) 奉仕員養成研修事業【任意事業】

点訳、音訳、要約筆記に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、音訳奉仕員等を養成研修する事業です。各種講習会を開催し、ボランティア育成に努めていきます。なお、点訳と音訳はそれぞれ隔年開催し、要約筆記ステップアップ講習会は要約筆記講習会の修了者数に応じて開催しています。

奉仕員養成研修事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
点訳講習会修了者数(人)	5	—	3	—	8	—
音訳講習会修了者数(人)	—	6	—	6	—	6
要約筆記講習会 修了者数(人)	6	—	4	6	—	6
要約筆記ステップアップ 講習会修了者数(人)	—	6	—	—	10	—

(17) 自動車運転免許取得・改造助成事業【任意事業】

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

自動車運転免許取得助成事業は身体・知的・精神障がい者が免許取得に要した費用を、自動車改造助成事業は身体障がい者が自ら運転するために必要な自動車の改造費用を、ともに10万円を限度として助成しています。

自動車運転免許取得・ 改造助成事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
自動車運転免許取得 助成事業利用者数(人)	4	6	4	4	4	4
自動車改造助成事業 利用者数(人)	3	1	3	3	3	3

(18) 障がい者等生活環境整備事業【任意事業】

障がい者等の自立を妨げる要因となる不衛生な住環境を整備し、障がい者等が自立した社会生活を営むことができる生活環境整備のための事業です。

障がい者等生活環境整備事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数(人)	1	0	3	2	2	2

(19) 障害者就職面接・説明会【任意事業】

障がい者に一般就労する機会を提供するため、ハローワーク中津と共催で障がい者を対象とした合同就職面接・説明会を開催します。

障害者就職面接・説明会	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
内定者数(人)	0*	6	7	7	8	9

※新型コロナウイルス感染症予防のため中止

(20) 障がい者虐待防止対策支援事業【任意事業】

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする事業です。

「中津市障がい者等基幹相談支援センター」は、「障がい者虐待防止センター」の機能も併せ持ち、虐待の通報を受け、緊急一時保護等に必要な支援を行います。

障がい者虐待防止センター	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
設置の有無	有	有	有	有	有	有

(21) 障がい者等居室確保事業【任意事業】

障害支援区分を取得していないなどの理由により、緊急時に障害福祉サービス等の利用ができない障がい者等に対して、法人と協定を結ぶことで確保している居室を一時的に提供するための事業です。

障がい者等の居室確保	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
体制の有無	有	有	有	有	有	有

5 第3期障がい児福祉計画の基本的理念

障がい児については、こども基本法に規定された権利を保障することに加え、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図り、次に掲げる事項について、特に配慮して計画を策定します。

(1) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保健所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。また併せて、障がい児の早期発見及び支援ならびに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との連携も重要となることから、市として障がい児支援・子育て支援・保健医療の担当部局との連携体制を確保し、こども家庭センターと連携した支援体制の構築を目指します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時・卒業時においては支援が円滑に引き継がれることも含め、関係機関との連携体制を確保するよう努めます。

(2) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児、虐待を受けた障がい児など、特別な支援が必要な障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理やニーズが多様化している状況を踏まえ、中津市障害者自立支援協議会等を活用して地域の関係機関と連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

(3) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保

障害児通所支援は、地域における児童数の推移を見ながら、これまでの利用実績や障がい者基本計画策定に関する調査結果等から支援ニーズを分析し、設定したサービスの利用指標を基に、円滑な利用の促進を図ります。

また、障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、支援体制の構築を図ります。

(4) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験の機会が必要です。

児童発達支援センターは、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められていることから、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、こどもの育ちの場において関係機関と連携し、協力して支援を行う体制の構築を図ります。

6 第3期障がい児福祉計画の成果目標値の設定

障がい児においては、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、こども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築（継続）

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◇令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ◇令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◇令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------	---

【第3期計画の成果目標】

項目	目標数値	令和4年度末時点の状況
児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	2か所	2か所
障がい福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	有

7 障害児通所支援等のサービス見込量

中津市では、今後の障害児通所支援等のサービス量を見込むため、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の保護者の利用希望や過去の実績を分析するとともに、各施設に今後の事業展開を聞き取りした内容を踏まえ、サービス量を推計しました。

児童については、春休み等の長期休暇時と学校がある時期とでサービス量が大幅に変動するため、3月実績ではなく、年間平均のサービス量を推計しています。

(1) 障害児通所支援について

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児が障がいを持たない児童との集団生活への適応のための専門的な支援など必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児など、重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

②第2期障がい児福祉計画の実績

サービス名		延利用日数(人日/月)			実利用者数(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R3年度	R4年度	R5年度見込
児童発達支援	計画(A)	569	713	809	48	60	68
	実績(B)	536	554	826	52	51	65
	(B)/(A)	94.2%	77.7%	102.1%	108.3%	85.0%	95.6%
医療型児童発達支援	計画(A)	99	99	99	17	17	17
	実績(B)	92	97	87	14	18	14
	(B)/(A)	92.9%	98.0%	87.9%	82.4%	105.9%	82.4%
放課後等デイサービス	計画(A)	2,237	2,387	2,537	145	155	165
	実績(B)	2,269	2,753	3,334	145	183	211
	(B)/(A)	101.4%	115.3%	131.4%	100.0%	118.1%	127.9%
保育所等訪問支援	計画(A)	1	2	2	1	2	2
	実績(B)	0	1	0	0	1	0
	(B)/(A)	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	計画(A)	5	5	5	1	1	1
	実績(B)	0	0	0	0	0	0
	(B)/(A)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

数値は各年度の4月～3月の平均値(令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量)

③第3期障がい児福祉計画のサービス見込量

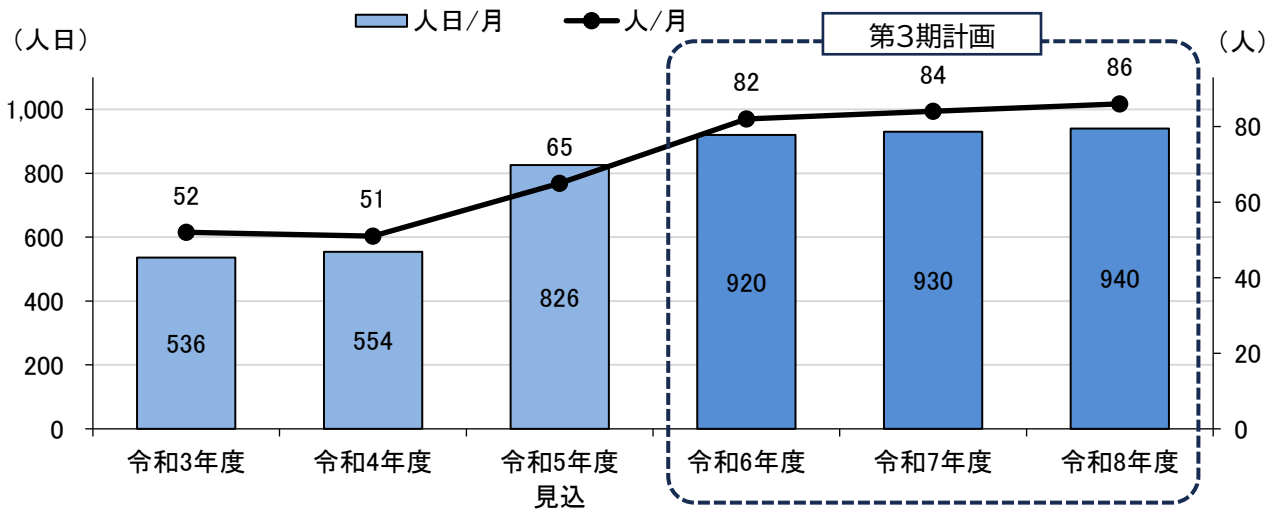
サービス名	R6年度		R7年度		R8年度	
	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月
児童発達支援	920	82	930	84	940	86
放課後等デイサービス	3,842	238	4,200	263	4,464	279
保育所等訪問支援	3	3	3	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	5	1	5	1	5	1

④サービス見込量の考え方

a. 児童発達支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では18か所あり、令和2年3月時点の11か所から7事業所増加しています。少子化による児童数の減少は見られるものの、大分県や中津市が実施する早期療育に向けた取り組みの推進により、第2期計画では利用者・事業所ともに増加しています。今後も一定量の増加は続くものと考え、第3期計画においても各年2人・10日の増加を見込みました。

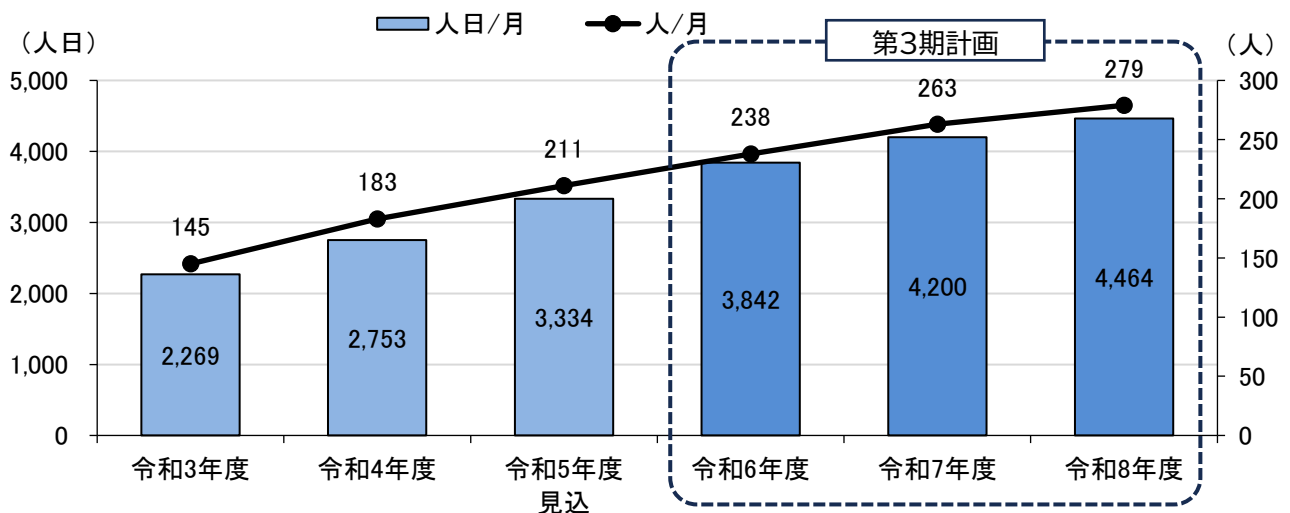
※令和6年度より、「児童発達支援」と「医療型児童発達支援」が一元化されることから、本計画においては「児童発達支援」として実績の人数・日数を統合しています。



b. 放課後等デイサービス

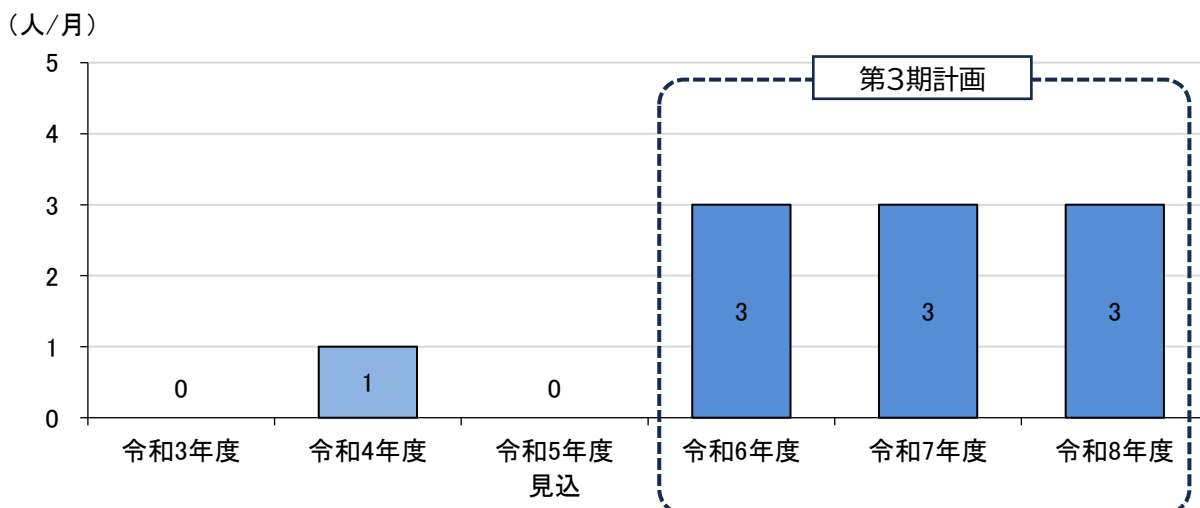
中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では19か所あり、令和2年3月時点の11か所から8事業所増加しています。児童発達支援と同様、利用者・事業所数は大幅に増加しており、事業所数が増えた現在の状況でも利用者のニーズとマッチングから空きがなく利用できないといった声が出ており、今後も利用者・事業所数の増加を見込みました。

第3期計画においては、適切な運営やサービスの質に留意し、利用者分析や地域のニーズについて実態把握を行いながら、事業所の確保に努めます。



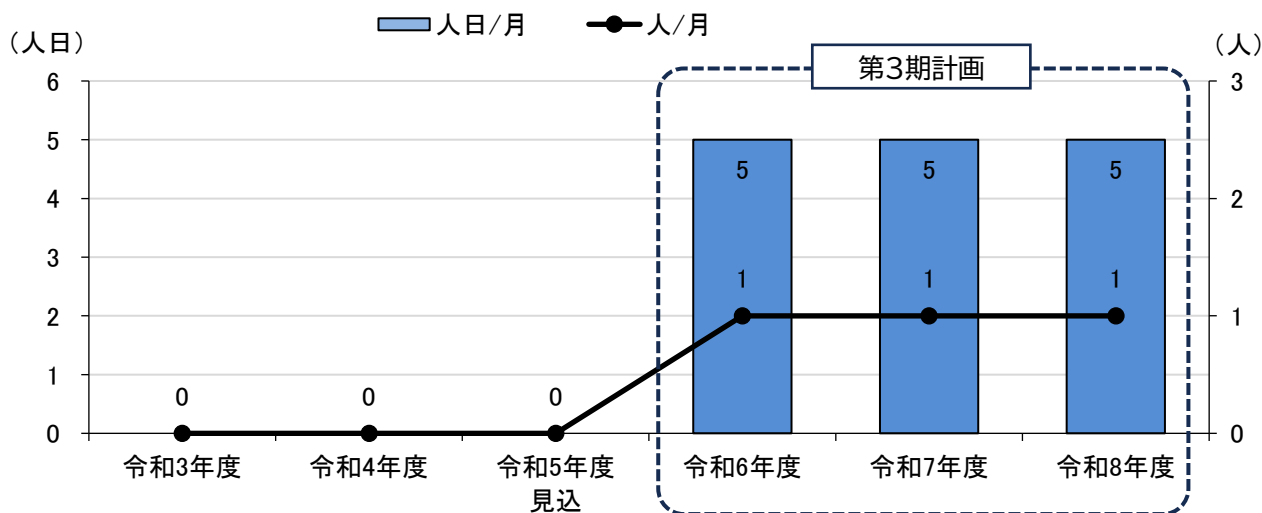
c. 保育所等訪問支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では3か所あり、令和2年3月時点の1か所から2事業所増加しています。令和5年12月時点では利用実績はありませんが、令和4年度では小学校へ入学するタイミングで利用を希望することが続いた状況があり、早期療育による取り組みから今後も一定数の利用が見込まれるため、第2期計画と同程度の利用を見込みました。



d. 居宅訪問型児童発達支援

中津市内の事業所数については、これまで居宅訪問型児童発達支援の事業所設置はなく、今後も市内での設置の見込みはありません。大分県北地域の他市にも事業所設置はないため、これまで実績はありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。



(2) 障害児相談支援について

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障がい児の適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援するため、障害児支援利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。

② 第2期障がい児福祉計画の実績と第3期障がい児福祉計画のサービス見込量

サービス名		第2期障がい児計画(人/月)			第3期障がい児計画見込値(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
障がい児 相談支 援	計画(A)	55	65	70	101	109	114
	実績(B)	54	70	89			
	(B)/(A)	98.2%	107.7%	127.1%			

数値は各年度の年間総利用者数を12か月で除した値(月平均)

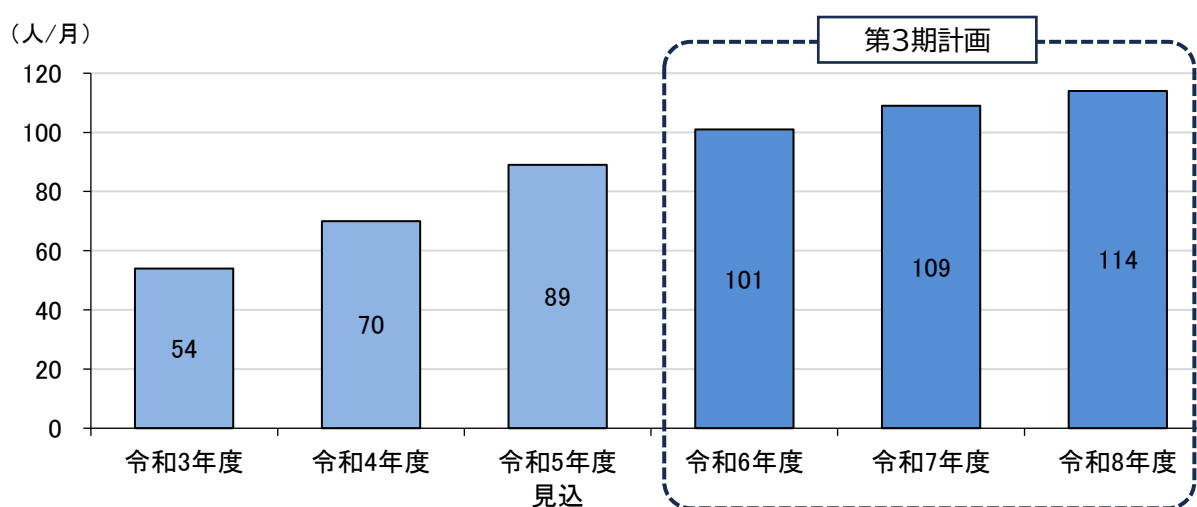
令和5年度見込は令和5年12月時点での見込量

③ サービス見込量の考え方

a. 障害児相談支援

中津市内の事業所数については、令和5年12月時点では8か所あり、令和2年3月時点の6か所から2事業所増加しています。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、第7期計画においても引き続き増加を見込みました。

一方、障害児通所支援等の利用者の増加により、新規利用者への対応が困難な状況も続いています。引き続き、障害児通所支援等の事業所の新規新設を希望する事業所に対し、計画相談支援も併せて立ち上げるよう働きかけを行い、担い手の確保を図るとともに、中津市障害者自立支援協議会の相談支援部会や相談支援連絡会において計画作成の質の向上や課題の共有等に努めていきます。



資料編

1 令和5年度 中津市障害者施策推進協議会兼自立支援協議会委員名簿

氏名	所属
前澤 哲郎	中津市民生委員児童委員連合協議会
岩下 一行	社会福祉法人 中津市社会福祉協議会
奥山 裕子	中津市身体障がい者協議会
森田 須満子	手をつなぐ育成会（ややま園）
板木 和代	手をつなぐ育成会（もみじ園）
大木 和彦	社会福祉法人 ややま福祉会
杉浦 義正	社会福祉法人 下毛もみじ会
三浦 晃史	社会福祉法人 直心会 障害者支援施設 修光園
吉富 浩	社会福祉法人 直心会 医療型障がい児入所施設 つくし園
豊田 毅士	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団
倉田 洋樹	社会福祉法人 みどり会
河野 雅弘	中津商工会議所
久保 光延	大分県中小企業家同友会 中津支部
豊田 昭知	特定非営利活動法人「いのちきサポート」
西 博子	一般社団法人 中津市医師会
太田 喜久子	医療法人真浄会 寺町クリニック
釘宮 孝弘	大分県北部保健所
永淵 悦子	中津児童相談所
渡邊 英之	大分県立中津支援学校
金山 ゆかり	中津公共職業安定所
黒永 俊弘	中津市教育委員会
今泉 俊一	中津市健康福祉部

中津市障がい者プラン

令和6年3月発行

発行者 中津市

編集：中津市 健康福祉部 福祉支援課 障害福祉係

〒871-8501 大分県中津市豊田町1-4番地3

電話 (0979) 62-9802

FAX (0979) 25-2335

URL <http://www.city-nakatsu.jp>

第5回 中津市

障がい者アート作品展

日時:令和6年2月8日(木)~2月18日(日)

10:00~17:00 ※火曜日休館

場所:中津市立小幡記念図書館研修室



◎お問い合わせ先◎

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3

TEL:0979-62-9802 FAX:0979-25-2335

◎主催◎

中津市障がい者アート作品展実行委員会

表・裏の表紙は第5回中津市障がい者アート作品展に出品された作品になります。

